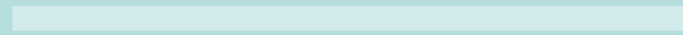


今治市の都市計画 2021





【今治市の市章】

右下のグリーンが瀬戸内海の自然を、その横を流れるブルーが来島海峡とその上を走っているしまなみ海道を表し、包まれているオレンジ色の丸が今治市のイニシャル『i』の雰囲気と、自然の中で力強く光っているイメージを表しています。



【アイアイ今治キャンペーン ログマーク】

今治には、今治を愛する人、ここから面白いことを発信する人、そんな今治に惹かれて訪れる人など、多くの「I'm into Imabari!」な人が集まっています。この今治のパワーを全国に発信しよう！と、ロゴは、元気で明るく勢いを感じるポップなデザイン。センターは、今治の人、今治に夢中になっている人をイメージしつつ、今治を面白くしている個々のコンテンツの弾むような楽しさや、共創から生まれる新しいアイデアのひらめき、そして今治市民のまつりである「おんまく」で空高く上がる花火を表現しています。

【今治市の概況（令和2年10月現在）】

行政区域	419.21km ²
市街化区域面積	22.914km ²
人口	156,760人

今治市航空写真



撮影年月：2016年4月～5月

今治市作成

©2016年4月～5月撮影の航空写真。この航空写真は、国土院の航空写真データ（2015年撮影）を基に、今治市が加工・編集したものです。詳細は、今治市ホームページをご覧ください。

目次

第1章 今治市の概要

位置及び地勢	2
市域の変遷	3
気候	5
人口・世帯数	6
人口集中地区（DID）	7
産業	8

第2章 都市計画の概要

都市計画の目的・内容	9
都市計画法関連法体系	10
都市計画の沿革	11
都市計画マスタープラン	13
都市計画一覧表	16
都市計画の定め方	17

第3章 土地利用

市街化区域／市街化調整区域（区域区分）	18
市街化区域の変遷	19
地域地区 ①用途地域と特別工業地区	20
②防火地域と準防火地域	22
③駐車場整備地区	23
④臨港地区	24
地区計画	26

第4章 景観まちづくり

景観マスタープラン	28
-----------	----

第5章 都市施設

道路（都市計画道路）	31
都市高速鉄道（連続立体交差化事業）	34
都市計画駐車場	35
公園／緑地／広場／墓園	35
供給処理施設（下水道／都市下水路）	38
その他の施設	40

第6章 市街地開発事業

土地区画整理事業	41
市街地再開発事業	44

第7章 都市計画の制限

開発許可制度	45
都市計画施設等の区域内における建築の規制	46
建築協定	46
今治市都市景観形成誘導要領	47

第8章 関連する主要事業

今治新都市開発整備事業	48
-------------	----

資料編

都市計画区域	50
土地利用	51
都市施設	55
市街地開発事業	77

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

資料編

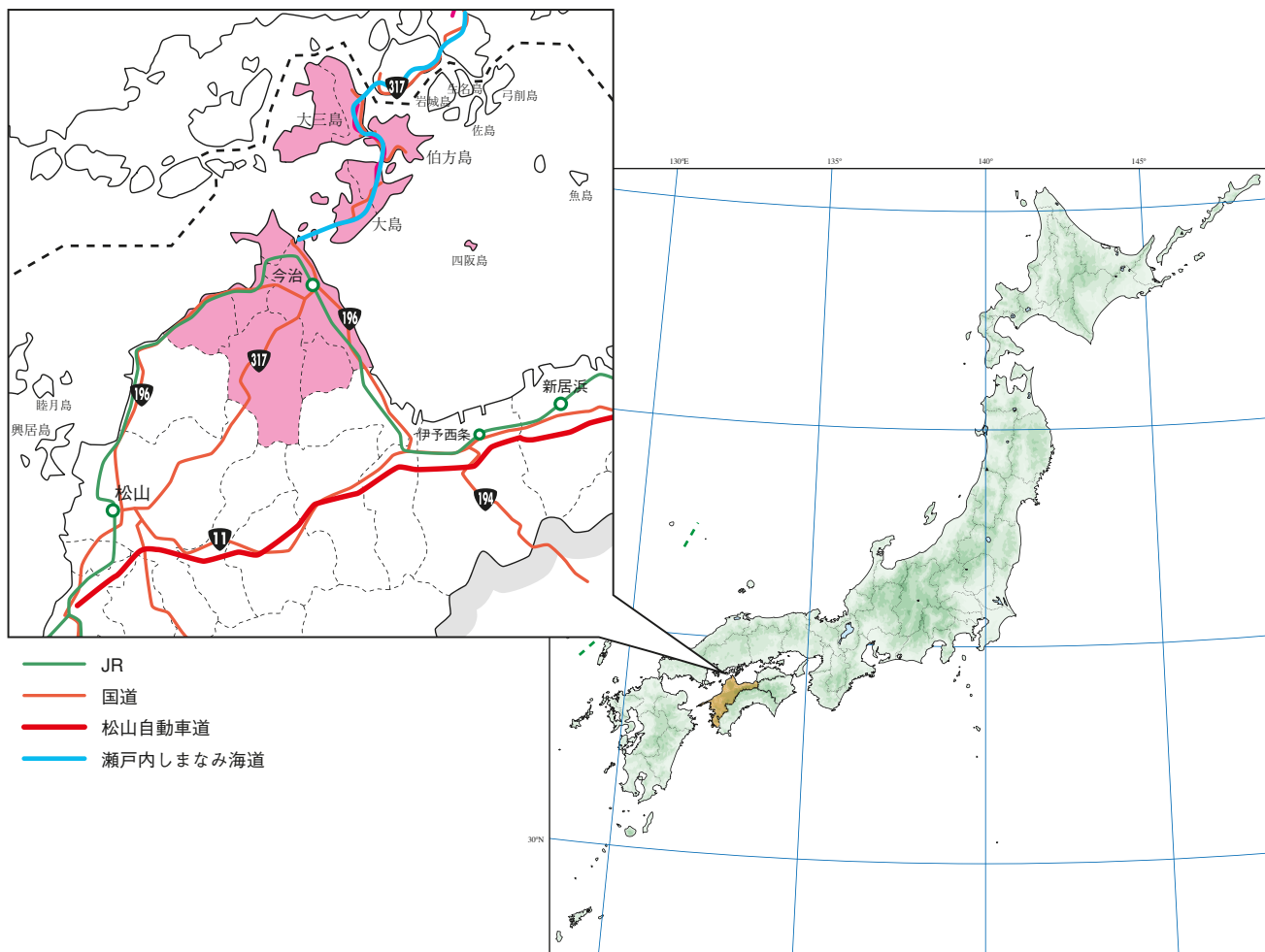
第 1 章 今治市の概要

位置及び地勢

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と芸予諸島の南半分の島しょ部から構成されています。豊かな自然と美しい景観に恵まれ、日本三

大急潮の一つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ地勢となっています。

位置	東西	25km	最長径	45km (北～南)
	南北	45km	海岸線	約341km
	東経	132度48分(菊間町田之尻)～133度11分(宮窪町美濃島)		
	北緯	34度17分(大三島鳥取岬)～33度54分(玉川町東三方ヶ森)		
面積	419.21km ² (令和2年10月1日 国土地理院調)			
今治市庁の位置	東経132度59分53秒 北緯34度3分57秒			
	今治市別宮町一丁目4番地1 (今治駅北東約500m)			



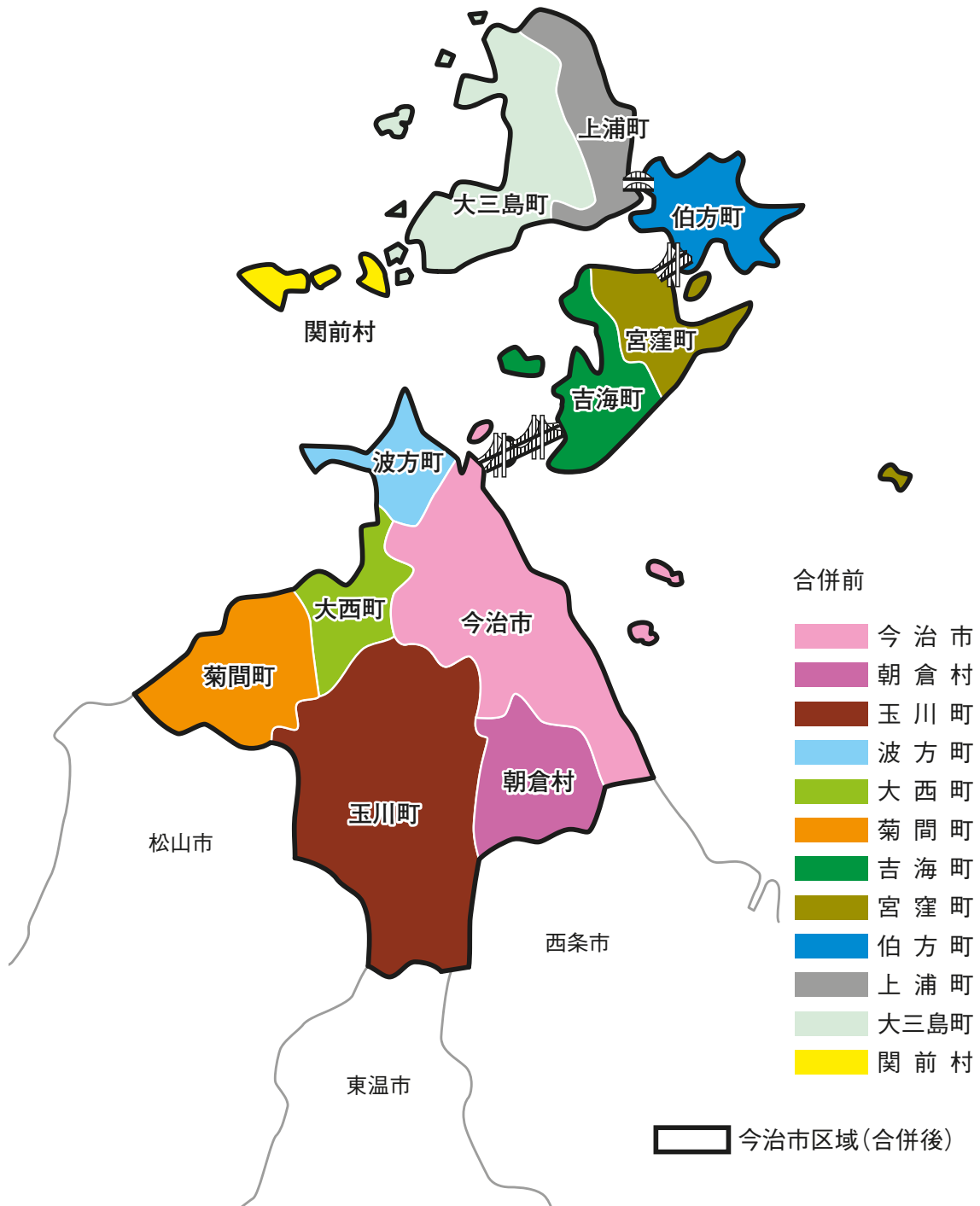
市域の変遷

今治市	
明治22年12月	今治村と今治8か町を合併及び町制施行により今治町となる。
大正9年2月11日	日吉村と合併及び市制施行により今治市となる。
昭和8年2月11日	近見村と合併する。
昭和15年1月1日	立花村と合併する。
昭和30年2月1日	桜井町、富田村、清水村、日高村、乃万村、波止浜町と合併する。
昭和30年8月1日	馬島を編入する。
平成17年1月16日	今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村の1市9町2村が合併する。

合併前（平成17年1月16日）の各町村の変遷

年 月 日	概 要
朝倉村	
明治22年	朝倉上村と朝倉上乃村が合併して上朝倉村となり、朝倉下村、朝倉南村、朝倉北村、古谷村、山口村が合併して下朝倉村となる。
昭和31年3月31日	上朝倉村と下朝倉村が合併して朝倉村となる。
玉川町	
昭和29年3月31日	鴨部村、鈍川村、龍岡村、九和村が合併して玉川村となる。
昭和37年4月1日	町制施行により玉川町となる。
波方町	
明治22年	波方村、樋口村、小部村、宮崎村、馬刀湯村、森上村が合併して波方村となる。
昭和35年3月1日	町制施行により波方町となる。
大西町	
明治23年	宮脇、大井浜、新町、紺原、九王が合併して大井村となり、別府、星浦、脇、山之内が合併して小西村となる。
昭和30年3月31日	大井村と小西村が合併して大西町となる。
菊間町	
明治23年4月	西山村、長坂村、浜村が合併して菊間村となる。
明治41年1月1日	町制施行により菊間町となる。
大正14年4月1日	歌仙村と合併する。
昭和30年3月31日	亀岡村と合併する。
吉海町	
昭和29年3月31日	津倉村、亀山村、渦浦村、大山村（大字早川、余所国を除く）が合併して吉海町となる。
昭和30年8月1日	大字椋名のうち馬島を今治市へ編入する。
宮窪町	
昭和27年8月1日	町制施行により宮窪町となる。
昭和29年3月31日	大山村大字早川、余所国を編入する。
伯方町	
昭和30年1月1日	西伯方村と伯方町が合併して伯方町となる。
上浦町	
明治22年12月	瀬戸村と甘崎村が合併して瀬戸崎村となる。 井口村と盛村が合併して盛口村となる。
昭和30年3月30日	瀬戸崎村と盛口村が合併して上浦村となる。
昭和39年4月1日	町制施行により上浦町となる。
大三島町	
昭和30年3月31日	鏡村と宮浦村が合併して大三島町となる。
昭和31年9月23日	岡山村と合併する。
関前村	
明治23年3月	岡村と大下村が合併して関前村となる。

今治市域（平成17年1月16日合併）



■ 気候 (2015年～2019年)

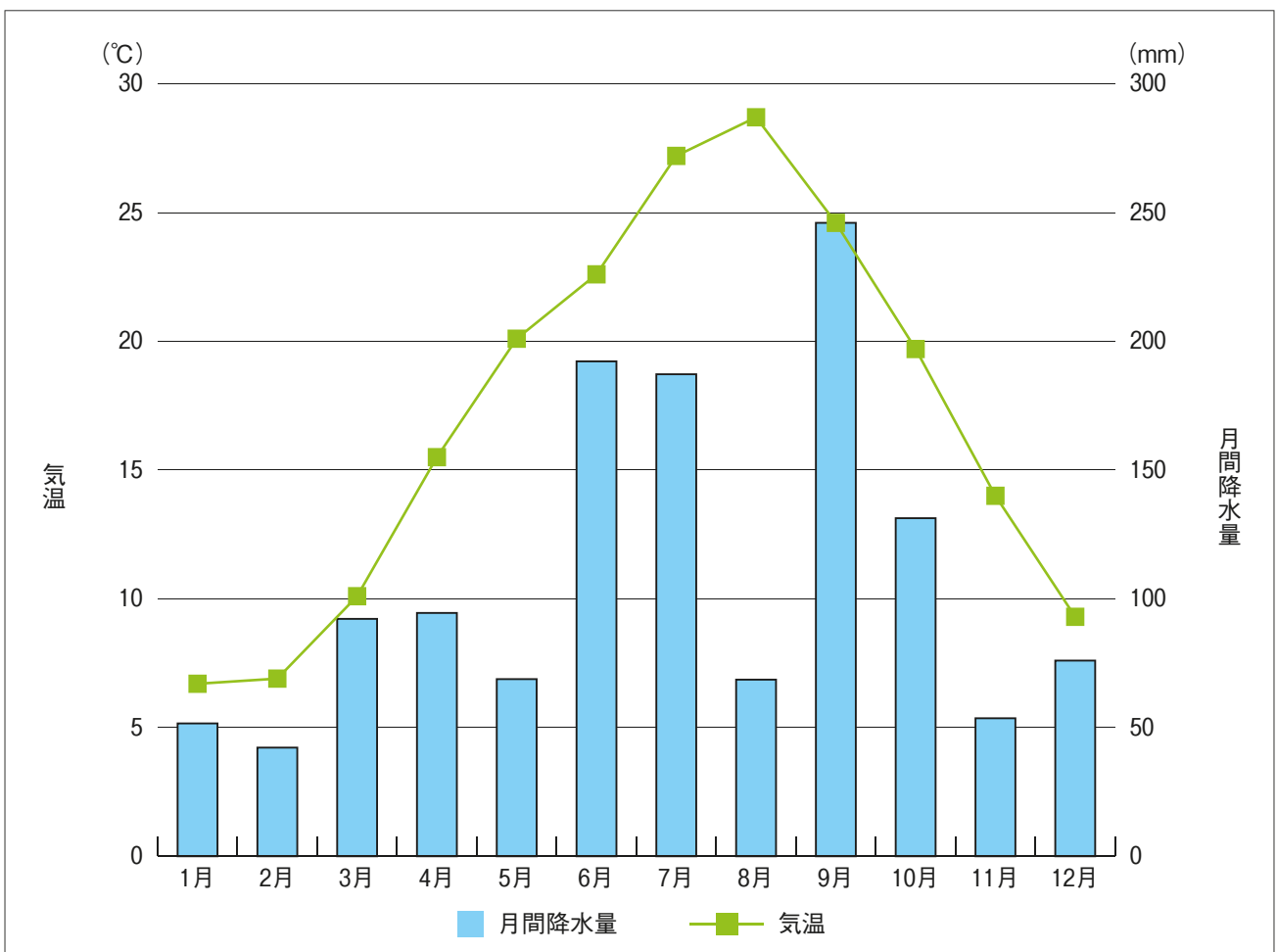
	気 温 (℃)	最 高 気 温 (℃)	最 低 気 温 (℃)	湿 度 (%)	月 間 降 水 量 (mm)	日 最 大 降 水 量 (mm)	風 速 (m/s)	最 大 瞬 間 風 速 (m/s)	降 水 数 日 数 (日)
1月	6.7	14.9	-0.8	69.2	51.6	27.0	3.5	22.3	6.8
2月	6.9	16.4	-0.6	68.8	42.2	16.8	3.3	20.2	7.0
3月	10.1	21.2	0.9	67.4	92.2	33.1	3.0	21.5	9.8
4月	15.5	26.6	5.5	66.5	94.5	32.9	2.7	21.7	9.8
5月	20.1	30.6	11.1	63.4	68.8	21.3	2.4	20.4	7.6
6月	22.6	31.3	14.8	73.2	192.2	52.2	2.3	18.0	12.6
7月	27.2	35.9	21.0	74.9	187.2	78.2	2.2	15.1	10.0
8月	28.7	36.7	21.1	68.6	67.6	24.5	2.6	22.6	7.2
9月	24.6	31.8	17.4	74.4	246.0	78.3	2.7	23.6	13.2
10月	19.7	30.5	10.9	70.9	131.3	40.8	3.2	21.9	9.0
11月	14.0	22.3	4.9	72.7	53.6	19.9	2.8	17.1	8.0
12月	9.3	17.4	1.6	70.7	76.0	20.1	3.1	20.3	9.6

観測場所：今治市南宝来町二丁目1番地1

資料：今治市消防本部

注) 数値は各項目の2015年から2019年の月平均

■ 気温及び月間降水量 (2015年～2019年)



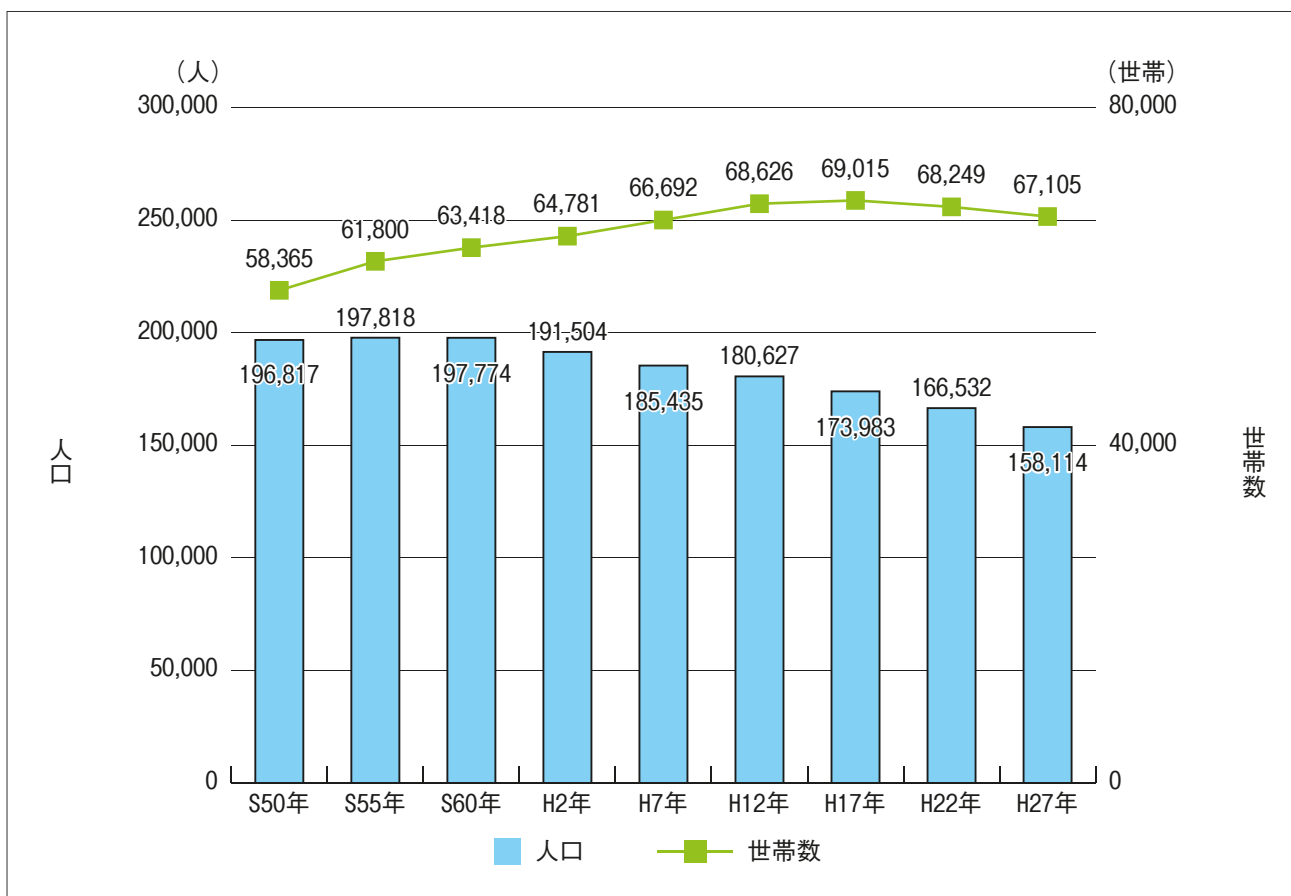
人口・世帯数

■ 人口・世帯数の推移（平成17年合併前の市町村別）

	H12		H17		H22		H27	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
今治市	45,905	117,930	46,435	115,280	46,001	111,136	45,741	107,443
朝倉村	1,625	5,008	1,647	4,816	1,613	4,557	1,614	4,253
玉川町	1,970	6,072	1,997	5,649	2,013	5,332	1,914	4,919
波方町	3,145	9,960	3,322	9,426	3,334	9,069	3,403	8,717
大西町	2,978	8,802	3,170	8,704	3,489	8,781	3,447	8,426
菊間町	2,739	7,651	2,683	7,163	2,537	6,582	2,360	5,852
吉海町	1,959	4,799	1,873	4,399	1,759	4,049	1,654	3,540
宮窪町	1,302	3,671	1,267	3,391	1,193	3,066	1,058	2,527
伯方町	3,076	8,031	2,978	7,328	2,974	6,936	2,883	6,359
上浦町	1,552	3,606	1,509	3,385	1,439	3,088	1,340	2,734
大三島町	1,947	4,232	1,782	3,769	1,619	3,406	1,459	2,941
関前村	428	865	352	673	278	530	232	403
計	68,626	180,627	69,015	173,983	68,249	166,532	67,105	158,114

資料：国勢調査（※）

■ 人口・世帯数の推移



用語解説

国勢調査

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

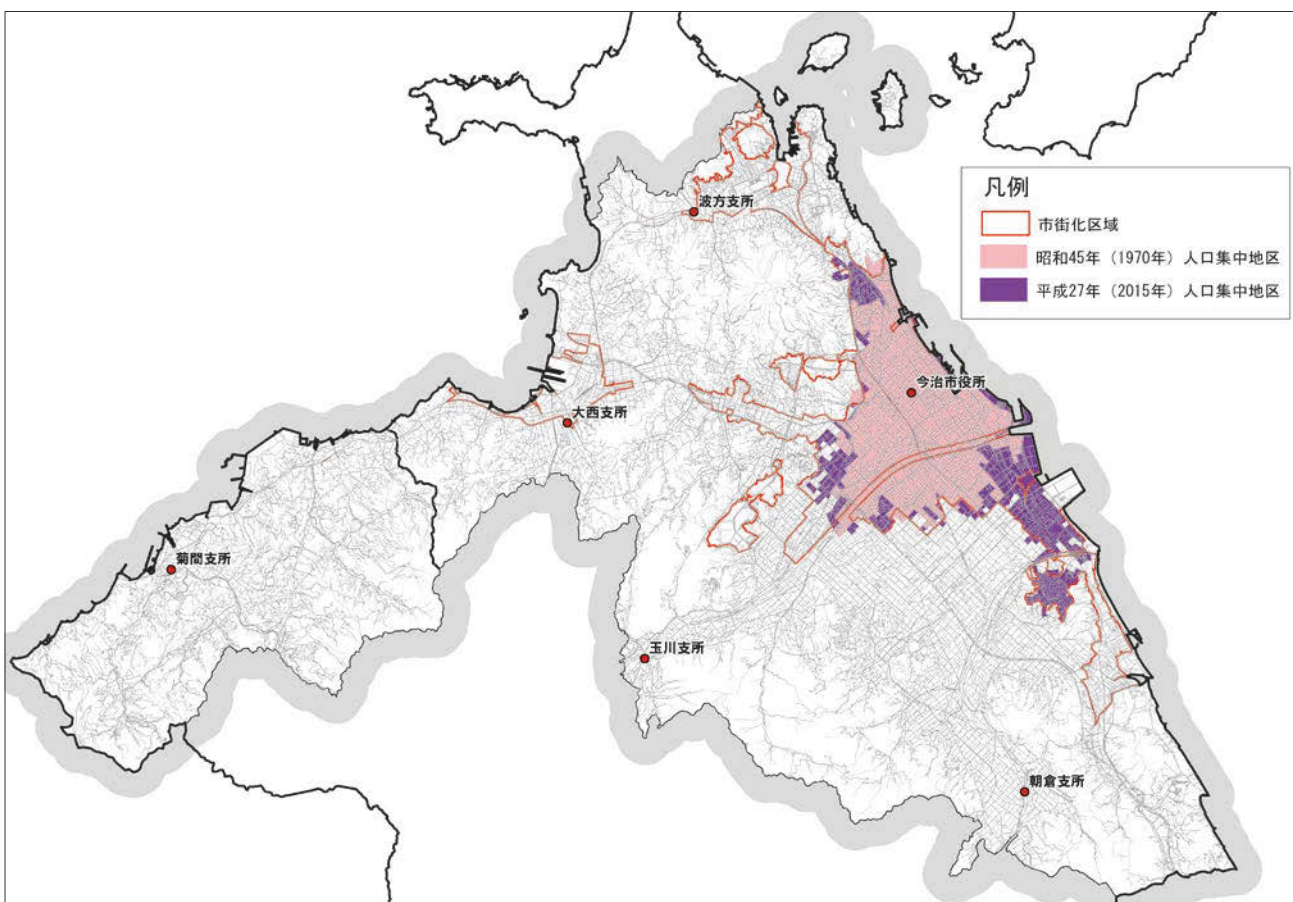
人口集中地区 (DID)[※]

人口集中地区 (DID) の状況

項目	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数(世帯)	18,982	20,908	22,051	22,670	25,264	26,717	27,691	27,491	26,923	26,420
人口(人)	62,634	64,051	63,091	63,171	67,762	68,307	67,003	64,685	61,807	58,795
面積(km ²)	7.8	9.8	11.0	11.5	13.9	13.7	13.8	13.8	14.0	14.0
人口密度(人/km ²)	8,030	6,536	5,736	5,493	4,875	4,986	4,855	4,687	4,415	4,200
15歳以上人口(人)	40,510	49,072	48,943	50,298	55,497	57,050	57,152	55,513	53,349	50,916

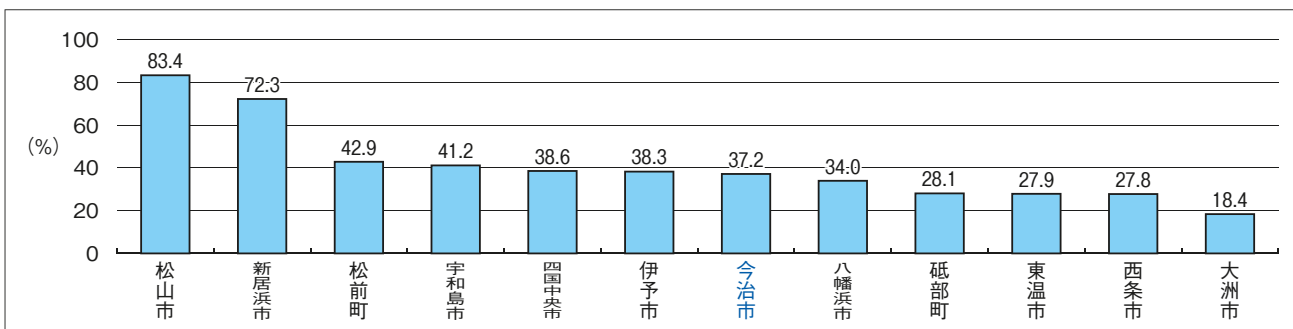
資料：国勢調査

DID の変遷



資料：国勢調査

愛媛県下の DID 内人口比率[※] (平成27年)



資料：国勢調査

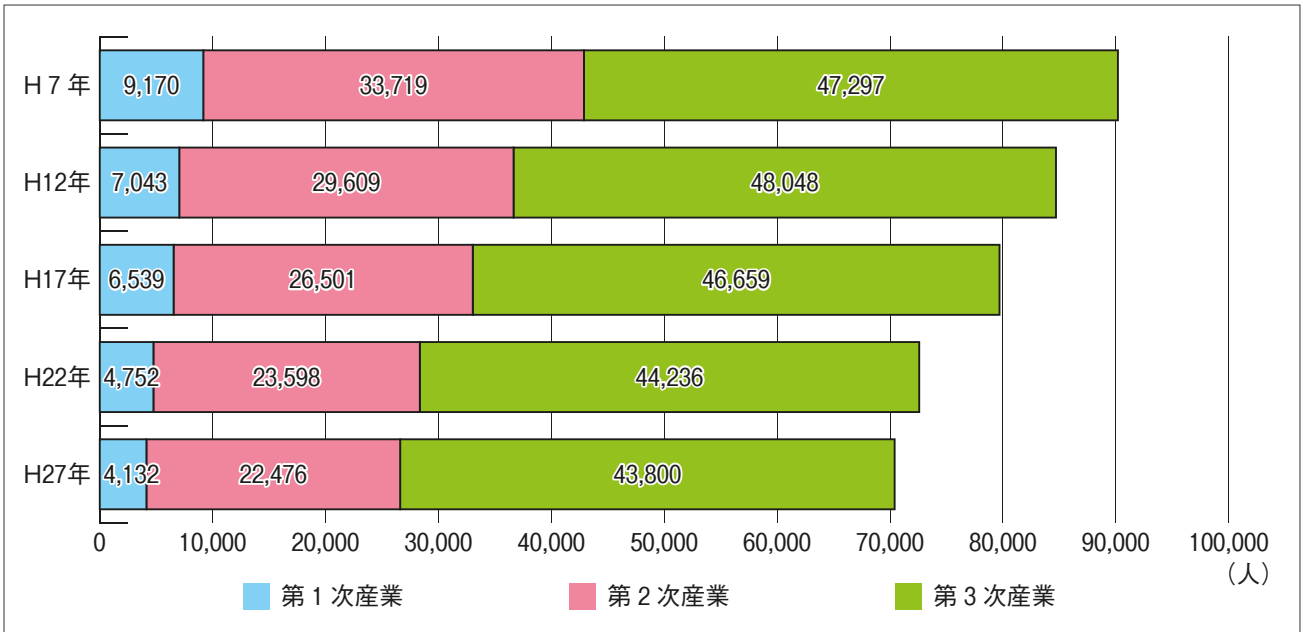
用語解説

人口集中地区 (DID) Densely Inhabited District の略で、国勢調査により設定される人口密度が1 km²あたり4,000人以上の区域が連担し、人口5,000人以上居住している区域のことです。

DID 内人口比率 総人口に対する DID 人口

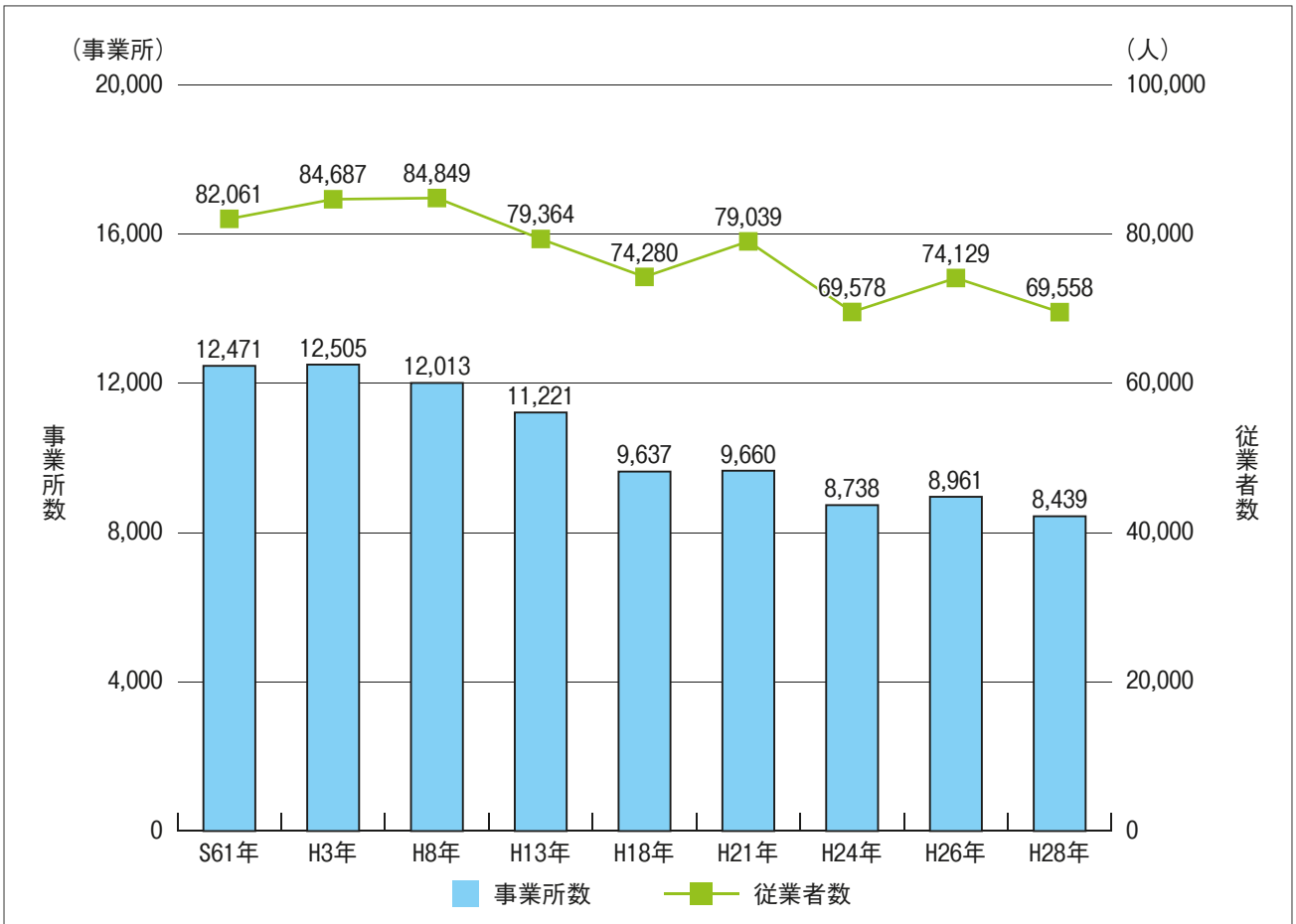
産業

産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

事業所、従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査（昭和61年～平成18年）、経済センサス（平成21年・26年は基礎調査、平成24年・28年は活動調査）

都市計画の目的

都市計画は、市町村の行政区域にとらわれることなく、実質的に一体の都市と考えられる区域を対象として、都道府県や市町村が立てる計画ですが、都市計画法の目的が「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」にあるため、国土の計画的な利用に関する計画等（いわゆる上位計画）に適合するように定めることとされています。

都市計画法は、上位計画を受けて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する内容、手続き、効果等を想定したもので、具体的な内容については、都市計画法のほか関連する個々の法律により規定しています。また、都市計画法では、その目的を達成するため、次のことを基本理念として定めています。

都市計画の基本理念（都市計画法第2条）

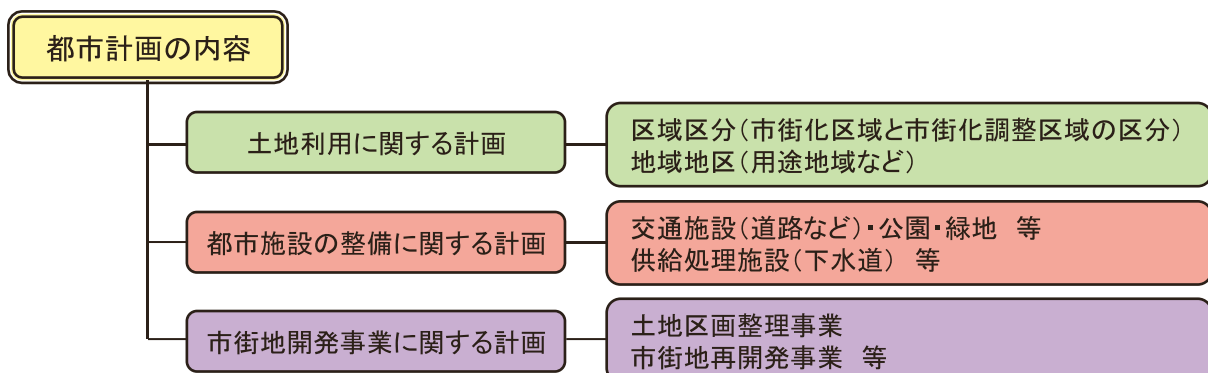
都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

都市計画の内容

一般に都市計画とは「都市における政治、経済、文化等の様々な活動が機能的に行われるようにするとともに、これからの活動を支える生活環境を良好に保つための総合的な街づくりの計画である。」といわれています。また、都市計画の基本法である都市計画法（昭和43年6月15日公布）においては、基本理念として「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を定めており、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法の規定により定められる土地利用、都市施設の整備、及び市街地開発事業に関する計画であります。

その内容は、まず区域区分や地域地区、地区計画等により、建築規制等土地利用上の規制によって都市計画の目的を達しようとする土地利用に関する計画であり、二つ目は都市における市民の活動に必要な不可欠な道路、公園、下水道等の基本的な都市構築の骨格をなす都市施設の配置計画であり、三つ目は相当規模の面積にわたって積極的に開発していくという事業をするための計画、すなわち市街地開発事業に関する計画であります。

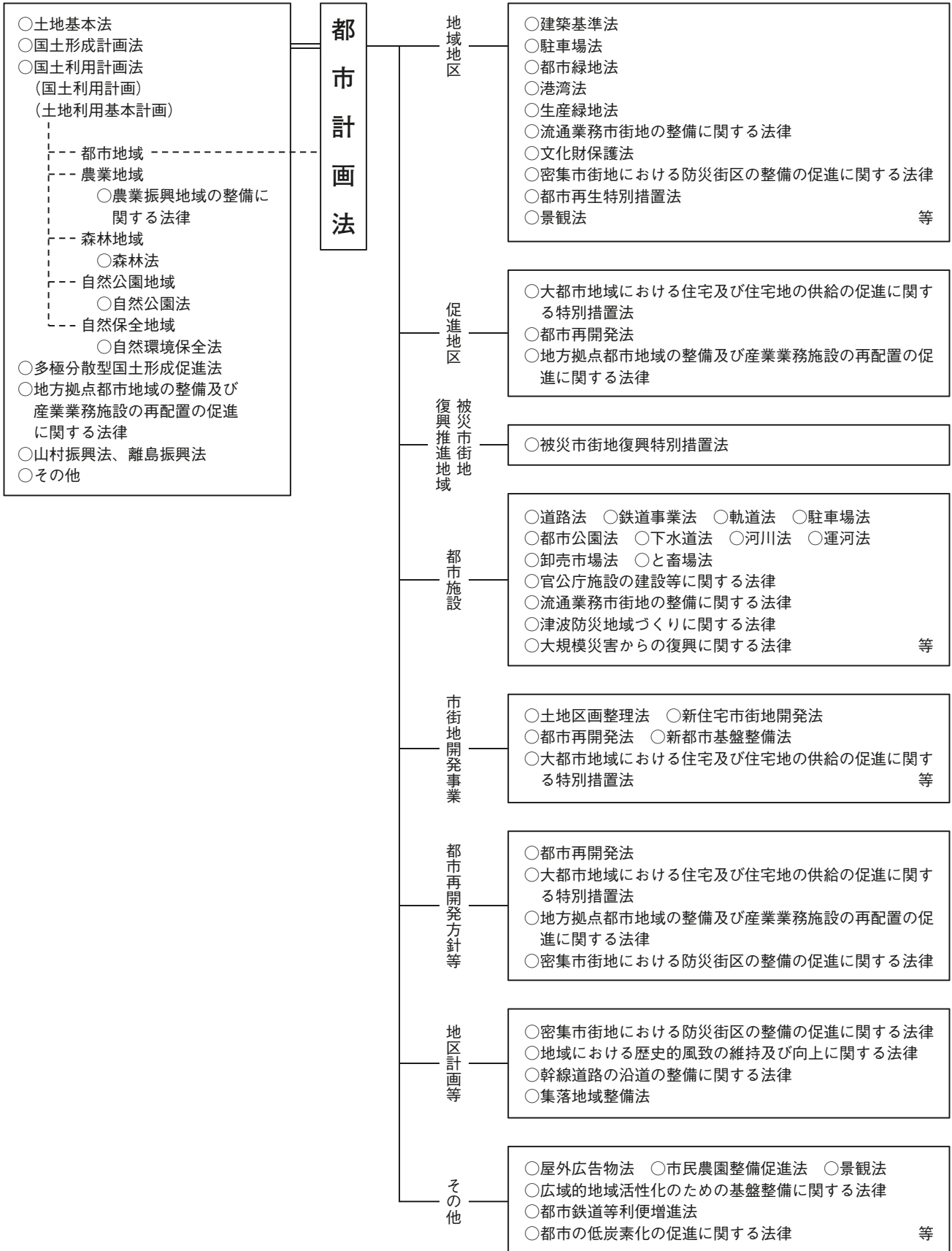
これらによって、総合的かつ一体的に定め秩序ある市街地の形成を図ろうとするものであります。



都市計画法関連法体系

第二章

都市計画の概要



■ 今治広域都市計画区域

今治市の都市計画は、愛媛県下で最も早くスタートしたといわれています。本市では、旧都市計画法が制定された大正8年頃からこの法指定が検討され、昭和2年に適用指定、昭和4年に当時の今治市域及び近見村、日高村、立花村の区域が都市計画区域として決定されました。また市街地建築物法も昭和3年に適用され、昭和7年には都市計画道路網、昭和18年には用途地域が決定されました。

昭和20年の戦災により市街地の中心部のほとんどが焼失しましたが、昭和21年に戦災復興都市の指定を受け、同年7月には戦災復興土地区画整理事業の決定、及びこれまでの都市計画道路網の廃止と新たな道路網の決定が行われ、9月にこれらの事業に着手しました。また、都市計画公園、緑地及び墓園についても昭和23年に決定されました。

一方、昭和43年に制定された新たな都市計画法の運用については、昭和48年に旧今治市（全域）・旧朝倉村（一部）・旧玉川町（一部）・旧波方町（一部）・

旧大西町（一部）の1市3町1村の区域をもって今治広域都市計画区域に変更、区域区分の決定及び地域地区が変更されました。この頃、本州四国連絡道路の構想が実現に向かい、新しい都市整備への取り組みが開始されました。

昭和47年に公共下水道計画が作成され、昭和49年より道路網や都市計画公園等の大幅な見直しが行われました。その後、昭和58年に都市高速鉄道を含む道路網の見直し、昭和62年に区域区分の変更、また、平成3年には都市計画道路網に今治小松線等の追加が行われました。

その後、平成4年の都市計画法の改正に伴い、平成8年に用途地域が細分化されました。そして平成12年に区域区分の変更、及び今治新都市開発整備事業関連に係る都市計画の決定（変更）が行われました。さらに平成24年に長期未着手都市計画道路について見直しを行い、廃止を含めた都市計画の決定（変更）が行われました。



▲今治広域都市計画区域（中心部）

■ 菊間都市計画区域

菊間町の都市計画区域は、昭和25年に当時の菊間町（旧菊間村・旧歌仙村）の全区域が菊間都市計画区域として決定されました。その後、菊間町は昭和30年に旧亀岡村と合併し、翌年の昭和31年に旧亀岡村の全区域を都市計画区域に編入し、また、昭和51年に用途地域の決定がなされました。その後、昭和56年に町域南東部については、中心市街地から遠く、急傾斜地域であるほか、日常生活圏、主要な交通施設の設置状況及び推移を勘案しても、一体の都市として整備、開発又は保全する必要性が少ないという

理由により、河之内、中川、川上地区を都市計画区域から除外しました。その後、平成4年の都市計画法の改正に伴い、平成8年に用途地域が細分化されました。

また、都市計画公園として瓦のふるさと公園が平成8年に都市計画決定されました。

（※菊間都市計画区域は、区域区分を定めない「非線引き都市計画区域」です。）



▲菊間都市計画区域（中心部）

都市計画マスタープラン

■ 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。

現在、今治市では、都市の拡大を基調とする都市化社会から、安定・成熟した都市型社会に移行した後、人口減少等により市街地の低密度化や中心市街地における低未利用地の増加など、都市活力の低下が顕在化しており、都市計画の観点からもこれらの課題への対応策が求められています。

今後、これらの課題に対応した都市づくりを総合的かつ体系的に進めていくためには、望ましい都市像を明確にしながら、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが必要となります。

「今治市都市計画マスタープラン」は、これからの都市づくりの指針として、今治市が目指すべき将来像と取り組みの方法を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的としたもので、令和3年3月30日に改訂しました。（今治市告示第90号）



■ 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの一般的な役割は以下のとおりです。

◎都市の将来像を具体的に示します

実現すべき具体的な都市の将来像を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。

◎都市づくりの総合性・一体性を確保します

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

◎今治市の定める都市計画の指針となります

将来像を実現する手法の一つとして、今治市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

◎都市づくりに対する住民の理解を深めます

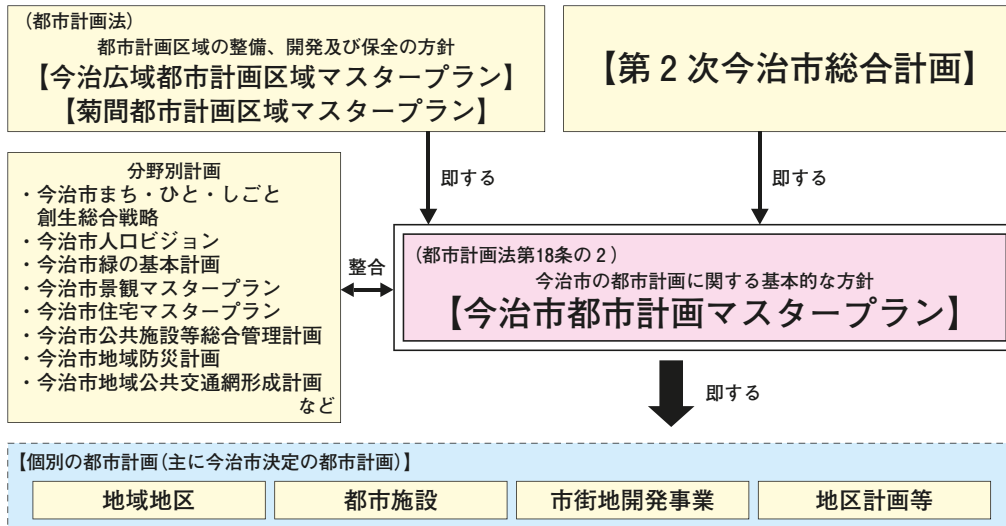
住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意することにより、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。



■ 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想と愛媛県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に即する必要があります。

今治市都市計画マスタープランは、第2次今治市総合計画や今治広域都市計画区域マスタープラン及び菊間都市計画区域マスタープラン等の上位計画に即するとともに、各種分野別計画との整合を図りながら本市の都市計画の方針を定めるものです。

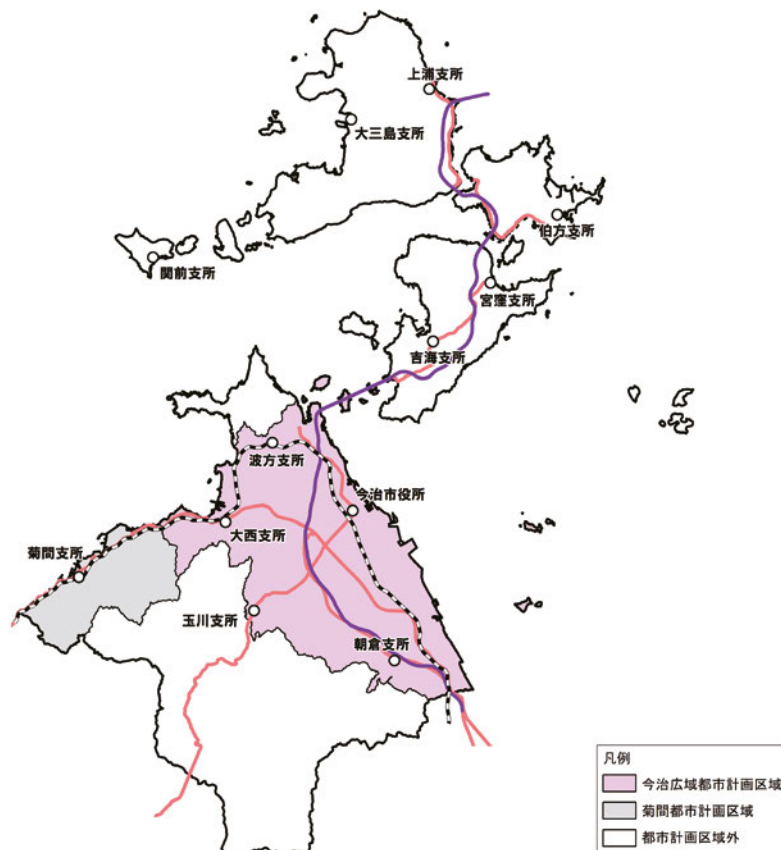


■ 対象区域

今治市都市計画マスタープランは、今治市全域を対象とします。

なお、都市計画に関する部分は基本的に都市計画区域(今治広域都市計画区域及び菊間都市計画区域)

を対象としますが、将来都市構造や地域別構想等では島しょ部を含めた都市計画区域外についても対象とします。



■ 目標年次

今治市都市計画マスタープランの目標年次は令和12年（2030年）としています。

■ 将来人口

目標年次における将来人口を次のとおり設定しています。

区域等	実績 平成27年（2015年）	目標年次 令和12年（2030年）
今治市全域	158.1千人	131.4千人
都市計画区域	131.1千人	111.1千人
今治広域都市計画区域	125.3千人	106.7千人
菊間都市計画区域	5.8千人	4.5千人
都市計画区域外	27.1千人	20.3千人

■ 目指すべき都市像

都市づくりの理念

今治市都市計画マスタープランでは、第2次今治市総合計画に掲げられた「今治市の将来像」に込めた思いを踏まえつつ、都市づくりの課題に対応するため「都市づくりの理念」を以下のように定めます。

瀬戸内の魅力を活かし 地域の暮らしを守る都市づくり
～ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まちを目指して～

都市づくりの目標

都市づくりの目標は、今治市の現状及びアンケート結果等から導かれた「都市づくりの課題」を踏まえて以下の5つを設定します。

目標1 適正な拠点配置と土地利用による持続可能な生活圏の形成

- 既存の市街地や集落における拠点の形成と立地適正化計画制度等を活用した居住等の誘導
- 拠点や地域を結ぶ交通体系（公共交通機関）の充実
- 交通利便性の向上を見据えた工業系土地利用の推進

目標2 公民連携によるにぎわいの再生と住みよい環境の創出

- 中心市街地の機能補強や公的不動産の有効活用によるにぎわいの再生
- 市街地開発事業や地区計画等を活用した魅力的で住みやすい都市空間の形成

目標3 都市施設の効果的な整備による快適で機能的な都市活動の確保

- 今後も必要な都市施設の整備推進と既存施設の有効活用による経済的で快適な都市空間の形成
- 拠点や地域を円滑で安全に移動できる道路ネットワークの計画的な整備

目標4 瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流の促進

- 美しい自然景観及び歴史・文化的資源の保全と活用
- サイクリングと多彩な観光資源の連携による交流人口の拡大と地域活性化の促進

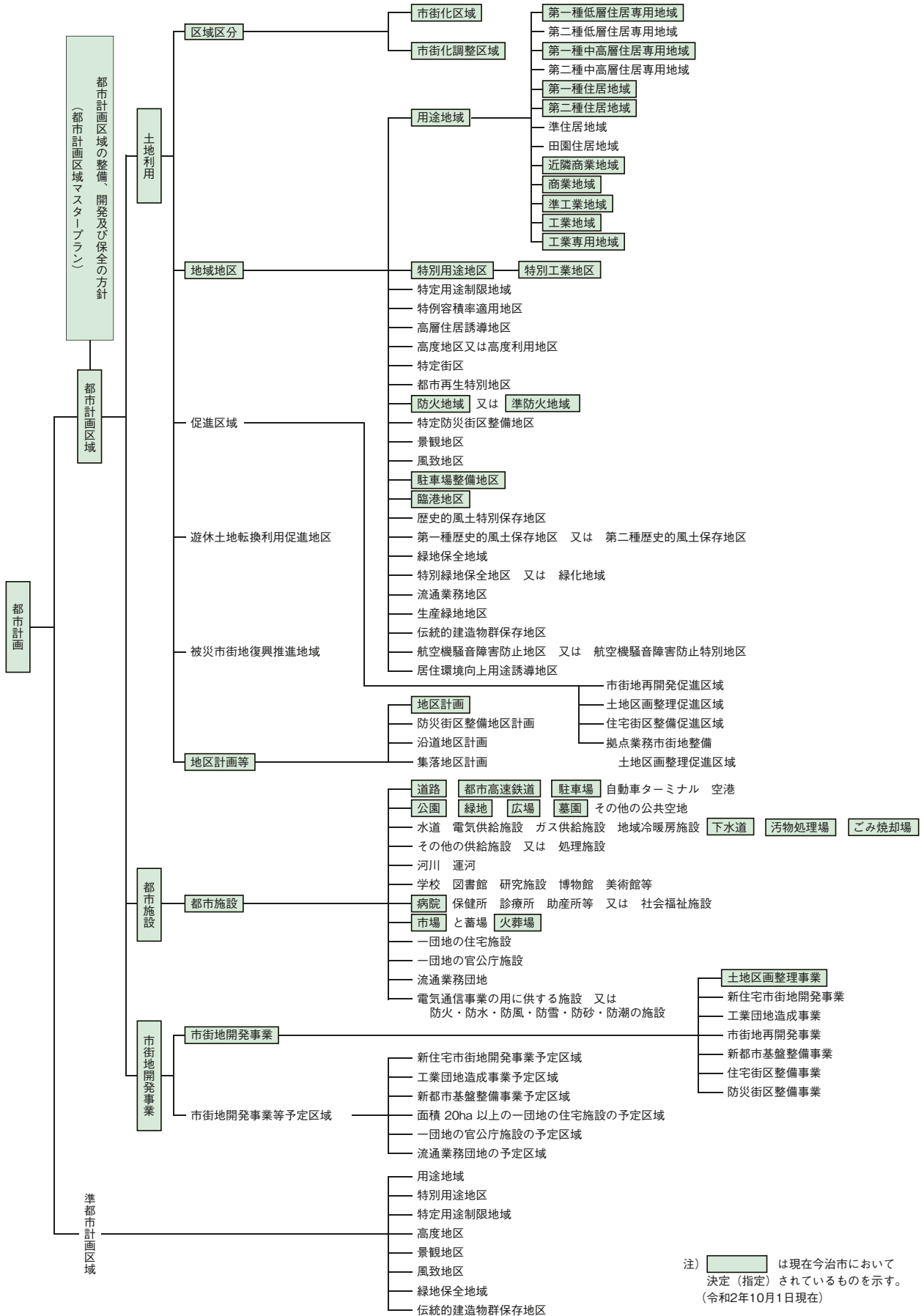
目標5 市民にやさしく災害に強い安全・安心なまちづくりの推進

- 自然災害に対する事前予防
- 都市施設等の耐震化及びバリアフリー化の推進
- 各分野で連携した総合的な防災・減災対策

都市計画一覧表

第二章

都市計画の概要



注) [] は現在治市において決定(指定)されているものを示す。
(令和2年10月1日現在)

都市計画の定め方

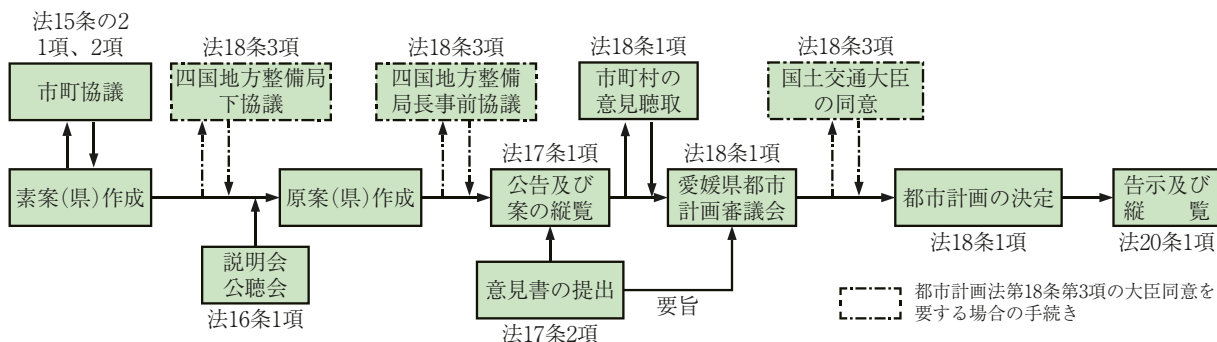
都市計画の決定手続き

都市計画の決定は、原則として都道府県または市町村が次のような手続きを踏みます。

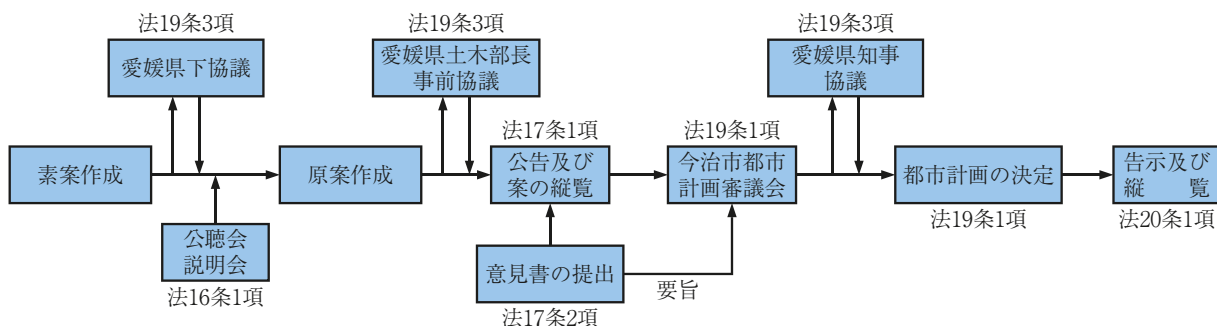
	愛媛県が定める都市計画の場合	今治市が定める都市計画の場合
案の段階	①立案にあたって必要なときには、公聴会・説明会等を開催して住民の意見を聞く。 ②案は2週間、公衆の縦覧に供する。 ③縦覧の期間中に、住民等は意見書を提出することができる。 ④案について関係市町村の意見を求める。 ⑤愛媛県都市計画審議会の議を経る。 ⑥必要な場合は、国土交通大臣と協議を行う。	①立案にあたって必要なときには、公聴会・説明会等を開催して住民の意見を聞く。 ②案は2週間、公衆の縦覧に供する。 ③縦覧の期間中に、住民等は意見書を提出することができる。 ④今治市都市計画審議会の議を経る。 ⑤案について知事と協議を行う。
決定の段階	①都市計画を定めたことを告示する。 ②定められた計画の内容を、公衆の縦覧に供する。	①都市計画を定めたことを告示する。 ②定められた計画の内容を、公衆の縦覧に供する。

都市計画の決定手続きの流れ

【愛媛県が定める場合】



【今治市が定める場合】



【今治市都市計画審議会】

都市計画に関する国の機関として社会資本整備審議会（都市計画法第76条）があり、県には愛媛県都市計画審議会（都市計画法第77条）があります。今治市には、都市計画法第77条の2第1項に基づく市の条例によって、今治市都市計画審議会が設置されています。この審議会は、今治市の都市計画に関する重要施策についての調査、審議及び市長に対する

意見の答申に関する事項を担当しています。

審議会の委員の定数は17人以内で、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、愛媛県の職員、住民により組織する団体を代表する者及び公募による者のうちから市長が委嘱することになっています。

第 3 章 土地利用

市街化区域／市街化調整区域

区域区分（線引き）

都市計画区域について無秩序な市街化のスプロール化*を防止し、計画的に市街化を図るため、昭和43年の都市計画法により新しく設けられた制度で、今治広域都市計画区域では、「市街化区域」と「市

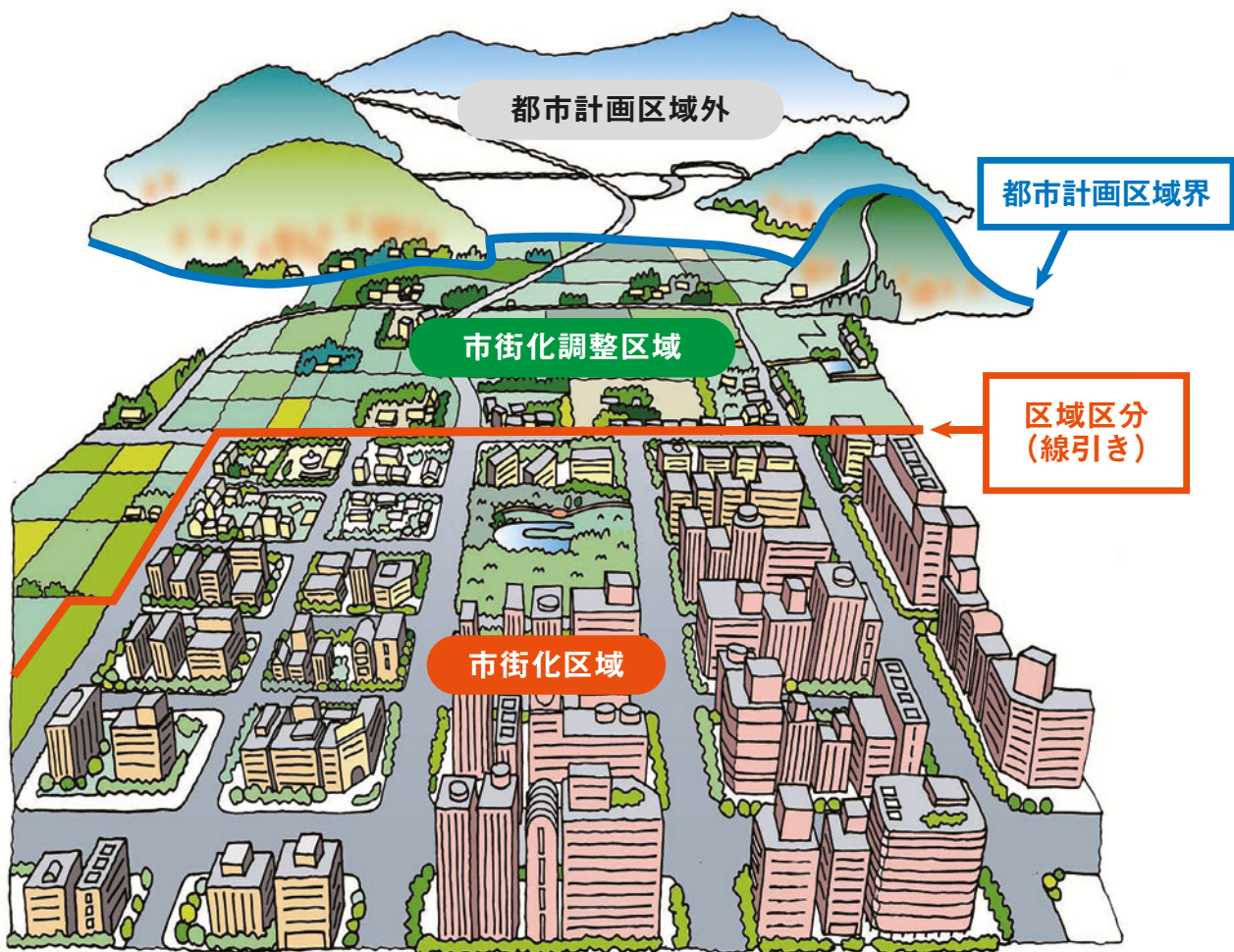
街化調整区域」に分ける区域区分（線引き）を行っています。（菊間都市計画区域は「非線引き都市計画区域」）

【市街化区域とは】

市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

【市街化調整区域とは】

市街化を抑制する区域を市街化調整区域といい、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制されています。



用語解説

スプロール化

市街地の無計画な郊外部への虫食いのな拡大をいいます。都市生活に必要な公共施設の整備を伴わず、点々と農耕地や山林、原野等を食いつぶす形で、きわめて無秩序な市街地を形成していくことをいいます。

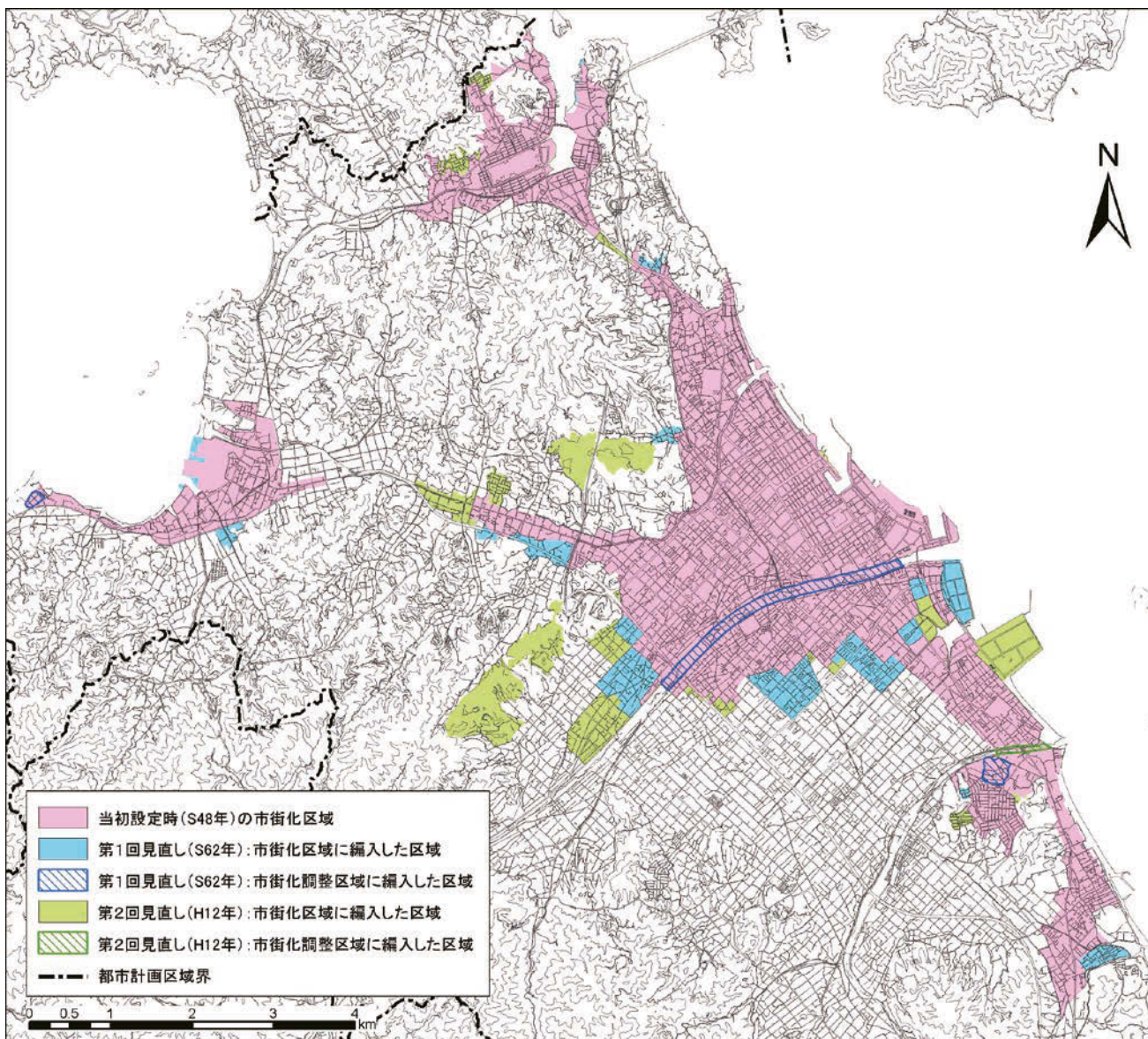
市街化区域の変遷

今治市の市街化区域は、昭和48年12月の今治広域都市計画区域と同時に決定されました。その後、昭和62年5月に市街化の動向、市街地の整備状況及び農業施策の見通し、さらに計画目標年次の人口及び産業を勘案し、線引きの見直しが行われ、市街化区

域が約125ha 拡大されました。

また、平成12年4月には第2回目の見直しにより、市街化区域が約291ha 拡大され、現在の2,291ha となっています。

■ 区域区分の変遷



資料：都市計画基礎調査「市街地の進展状況」

【市街化区域の面積】

	昭和48年 (当初)	昭和62年 (第1回見直し)	平成12年 (第2回見直し)
面積 (ha)	1,875	2,000	2,291

地域地区

■ 地域地区とは

地域地区とは、土地の自然条件及び土地利用の動向を勘案して、都市における住環境の保護や商工業等の利便性の向上により都市機能の増進を図り、良好な市街地を形成するため、土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された地域、地区または街区です。

今治市では、次の①～④のような地域地区を定めています。

①用途地域と特別工業地区

用途地域は建築物の用途、形態、容積等について必要な最低限のルールを定め、良好な都市環境を形成するもので、現在今治市では9種類の用途地域が定められています。また、地場産業の育成という目的で特別工業地区が定められています。

13種類の用途地域のイメージ図

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



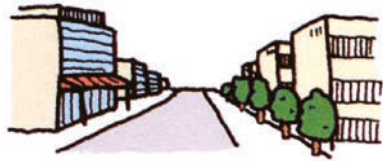
主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関係施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住居に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



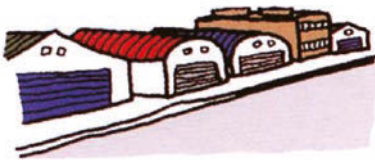
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工場の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における居住環境の保護や商業・工業等の業務利便性の増進を図るために、建築すること

ができる建築物の用途については、下の表のとおり制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	白地	備考
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり 建てられる用途 建てられない用途																
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業店舗のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	■	○	○	○	○	④	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅地建物取引業者等のサービス業店舗のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	③2階以下。
	店舗等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	④物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が 3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	④	■農産物直売書、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 10,000㎡を越えるもの										○	○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下。
	事務所等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が 3,000㎡を越えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下 許容
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バット練習場等					①	②	②	○	○	○	○	②	○	○	①3,000㎡以下 許容 ②客席部分が 10,000㎡以下 許容
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下 許容
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券販売所等						▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下 許容
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①	○	○	○	○	○	○	○	①客席部分が 200㎡未満 許容 ②客席部分が 10,000㎡以下 許容
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等										○	①	○	○	○	①個室付浴場等を除く。 ②10,000㎡以下 許容
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下 許容
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下 許容
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下 許容
	建築物付属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 許容 ② 3,000㎡以下 2階以下 許容 ③ 2階以下 許容
	倉庫業倉庫									○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下 許容
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。 ▲2階以下 許容
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり。 作業場の床面積 ①50㎡以下 許容 ②150㎡以下 許容
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○	■農作物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													○	○	
	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 許容 ②150㎡以下 許容 ③300㎡以下 許容 原動機の制限あり。
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 許容
	量がやや多い施設											○	○	○	○	②3,000㎡以下 許容
	量が多い施設													○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域においては都市計画決定が必要														
容 積 率 (%)		80 ※100	-	200 ※100	-	200	200	-	-	200 ※300	400 ※500	200	200	200	200	指定のない地域
建 べ い 率 (%)		50	-	60 ※50	-	60	60	-	-	80	80	60	60	60	70	200

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

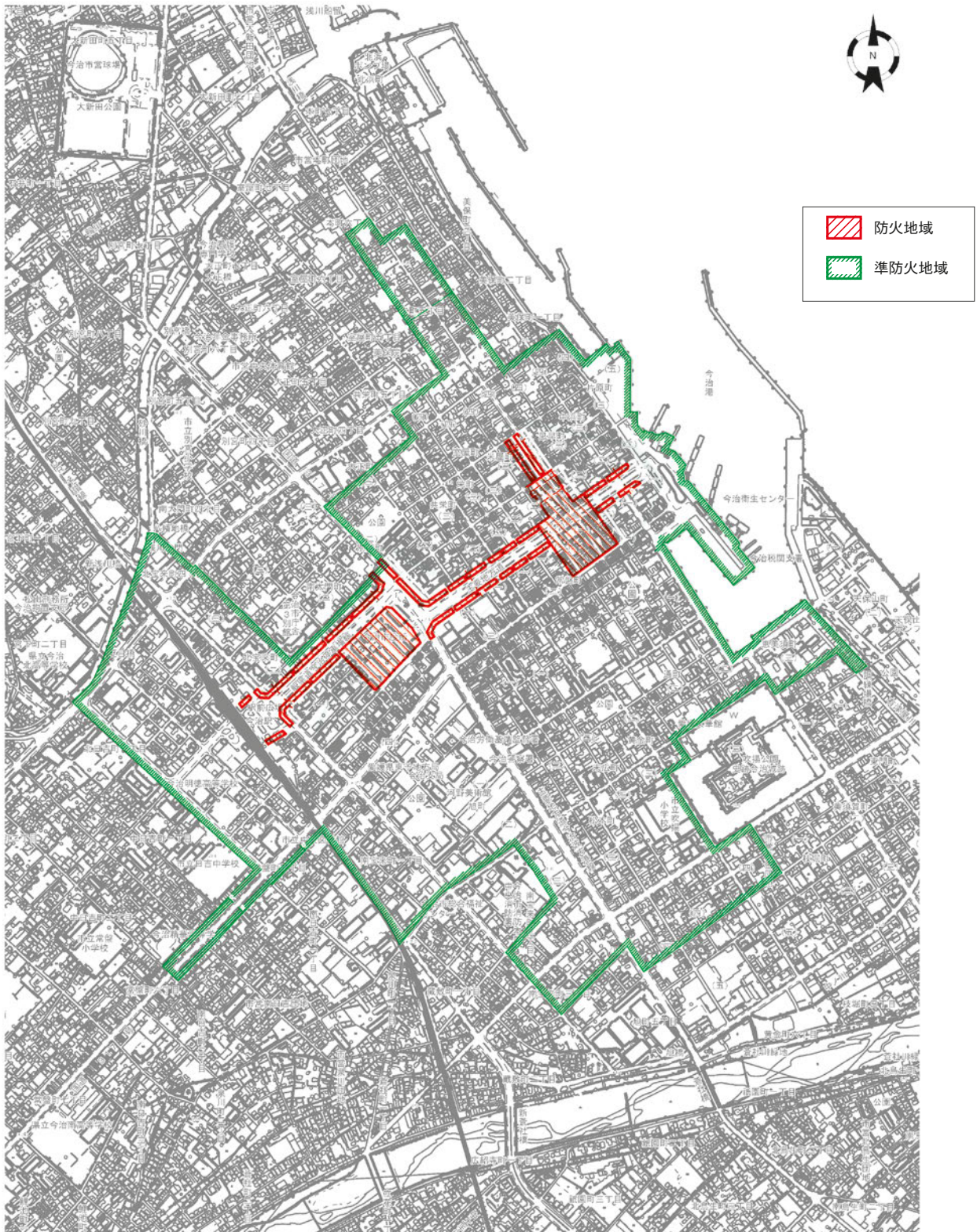
※印を付した容積率および建ぺい率は一部の地域です。

②防火地域と準防火地域

防火地域及び準防火地域とは、市街地の中心部等で、土地利用度や建築密度が高く防災上特に重要な地域をこの地域地区に指定し、建築基準法により建築材料、構造等の規制を行い、火災の危険を防除しようとする地域です。

なお、市街化区域内の防火及び準防火地域を除く区域には、建築基準法第22条1項の規定による区域の指定をしています。

防火地域・準防火地域図

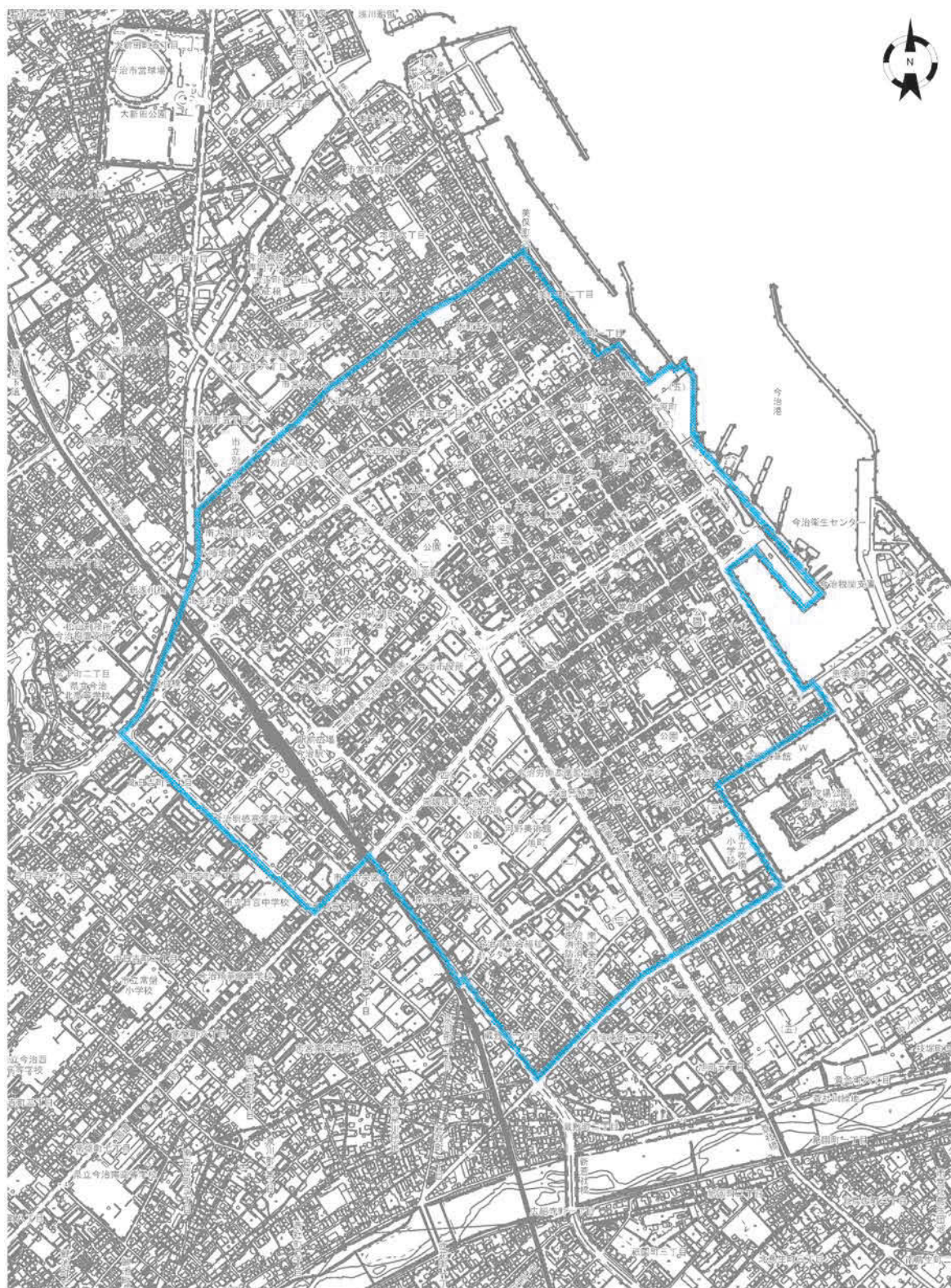


③ 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、駐車場法に基づき商業地域、近隣商業地域内において自動車交通が著しく^{ふくそう}輻輳する地区で、効率的な駐車場の整備促進と円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について定められます。

本市では、昭和51年に駐車場整備地区が計画決定され、「今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」により、一定規模以上の建物を建築する場合には、その延床面積に応じた駐車場を設置することが義務付けられています。

駐車場整備地区図



④臨港地区

臨港地区は、港湾の管理運営のために定める地域地区の一種であり、港湾管理者が申し出た案に基づいて定めることとされています。今治市では、昭和40年に今治臨港地区（市管理重要港湾）、波止浜臨港地区（県管理地方港湾）、菊間臨港地区（県管理地

方港湾）の3地区を都市計画決定しており、この臨港地区内に工場等の新設・増設を行う場合は、港湾管理者への届出が義務付けられています。また、分区（港湾法）の指定に伴い、各分区の目的を著しく阻害する建築物等に対する規制が課せられています。

今 治 港

■ 今治港の沿革と現状

今治港は、大正11年四国で最初の開港場（外国貿易港）として指定を受けるという輝かしい歴史を有しています。明治初期までは小舟が出入りする小港にすぎませんでしたが、大正3年今治町で本格的な施設整備を図るため、港湾修築を計画し、大正9年市政の施行と共に東防波堤の築造に着手しました。

その後、重要港湾の指定、開港場の指定を経て、昭和9年の完成以来、「みなといまばり」の原動力として背後圏の発展に大きく寄与してきました。

昭和30年代後半には、貨客船の分離と増加する港湾貨物に対処するため新貨物港を計画し、昭和45年に着手、昭和54年に供用開始しました。また、平成7年には四国唯一の外貿コンテナ輸送拠点として、富田地区の埠頭の共用も開始され、日韓定期コンテナ航路が運航されています。

近年、企業の生産体制の国際化が進むなか、海陸一貫複合輸送体系への対応と、流通コストの低減に向け、国際貿易港としての物流機能の充実強化を図っています。

また現在、今治地区では中心市街地と連携したにぎわい創出を図るため、みなと交流センターを核とした施設整備により、海と市街地を結ぶ結節点として「交流の港」へ再生しているところです。

指定状況

大正10年5月	重要港湾に指定される
大正11年2月	開港場(外国貿易港)に指定される(関税法)
昭和2年11月	第2種重要港湾に指定される
昭和23年7月	港則法による特定港湾に指定される
昭和26年1月	新港湾法に基づく重要港湾に指定される
昭和26年3月	統計法による甲種港湾に指定される
昭和30年12月	植物防疫港に指定される
昭和31年6月	港則法による特定港に指定される
昭和33年3月	海岸法による海岸保全区域に指定される
昭和37年5月	木材輸入港に指定される
昭和39年3月	港湾法による港湾隣接地域に指定される
昭和40年3月	都市計画法による臨港地区に指定される
平成8年11月	無線検疫対象港に指定される
平成12年12月	稲わら等輸入港に指定される

■ 港湾整備計画

今治港はこれまで、地域や地域間の物資流通をはじめとし、周辺島しょ部や各都市との連携により、産業振興、地域振興、地域や地域間の人々の輸送等に大きく寄与してきました。

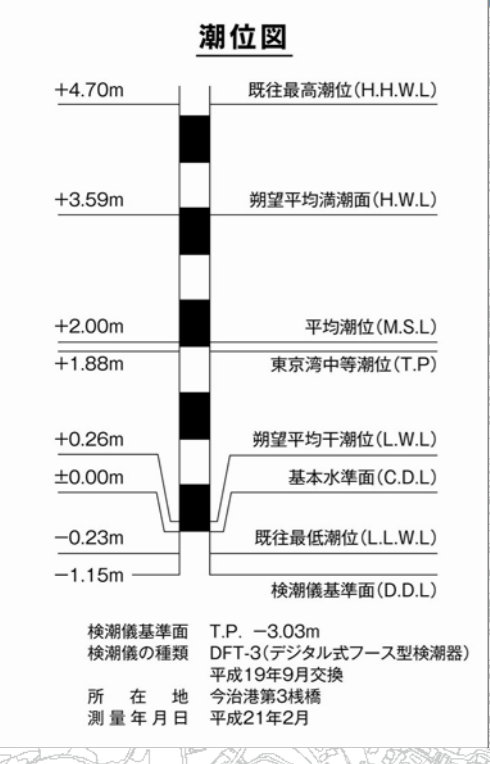
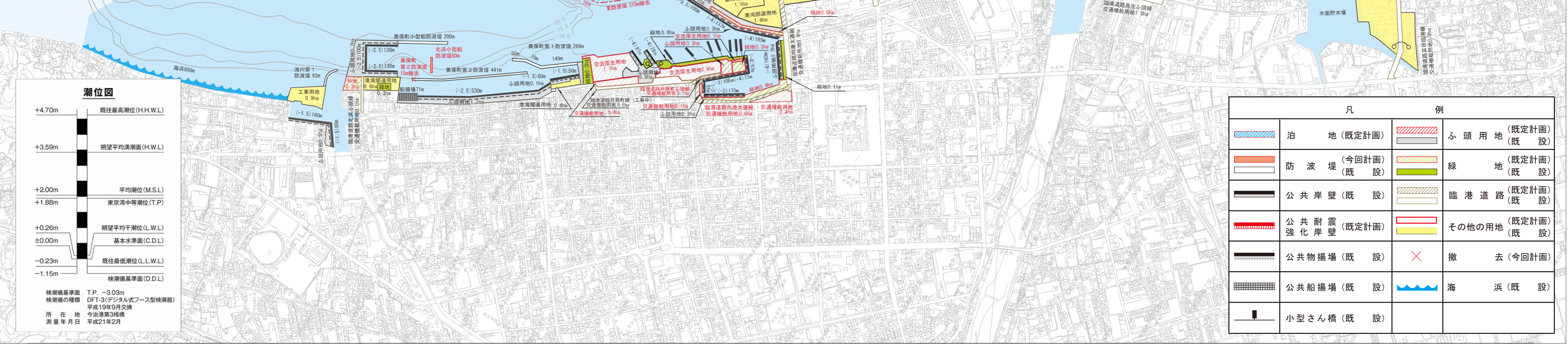
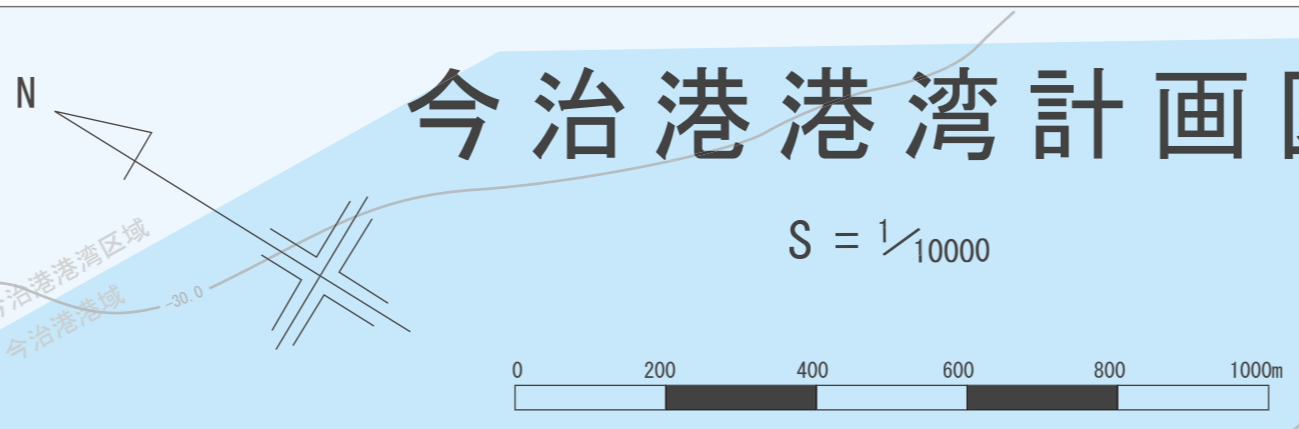
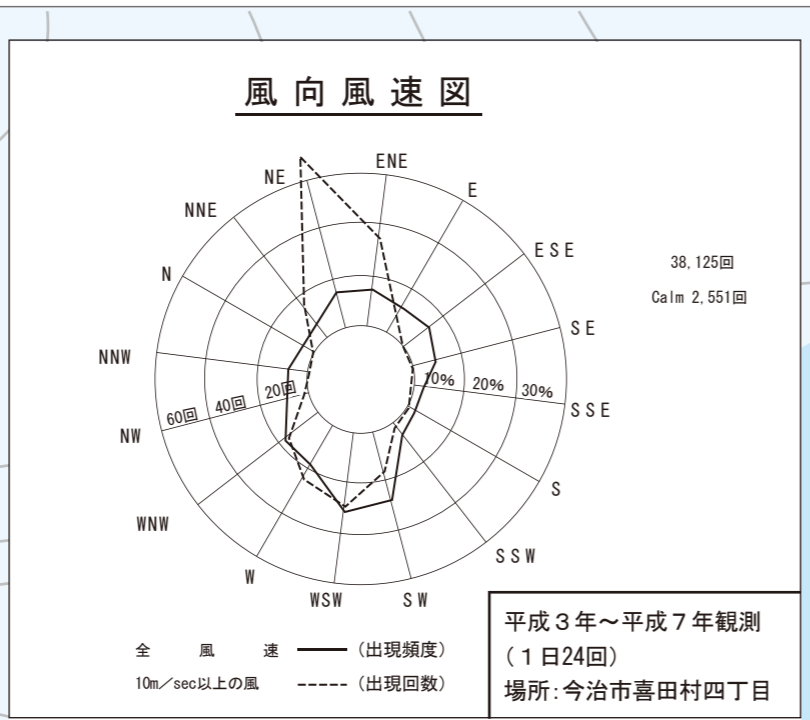
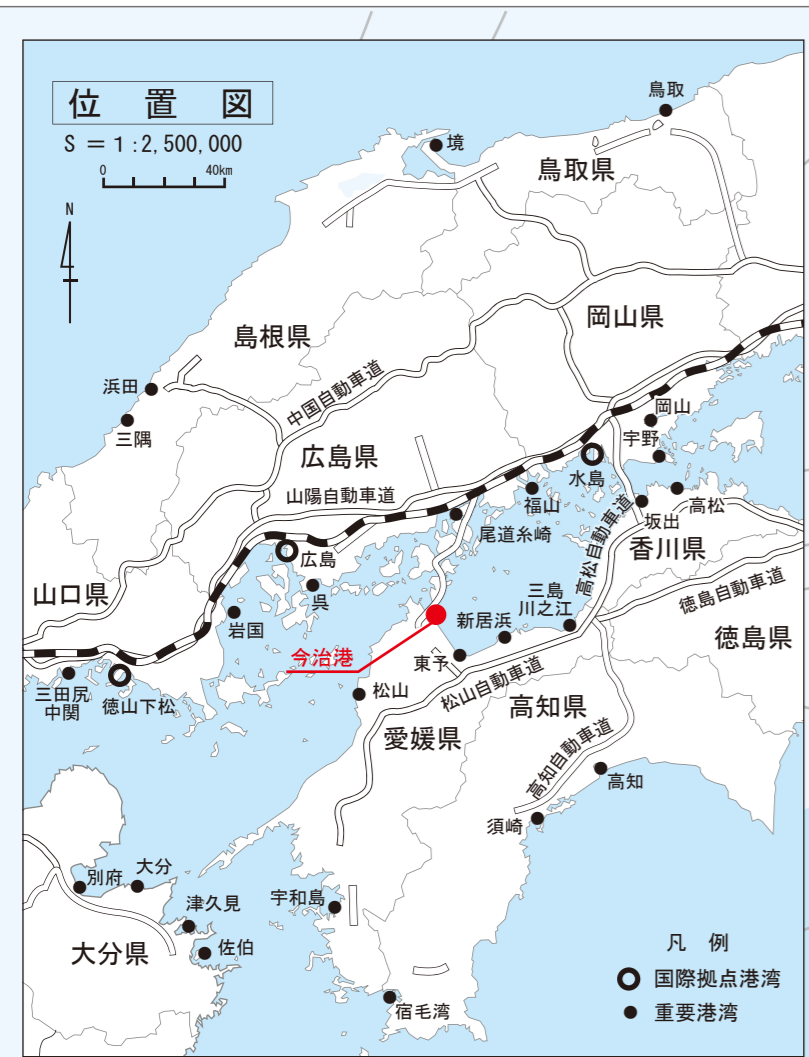
今治港の整備は、昭和41年に策定された今治港湾計画に基づき進められてきましたが、港湾環境の整備、地域経済の国際化等に対応すべく、昭和59年に改訂された同計画に基づき、富田地区に多目的国際ターミナルの整備を行うなど、流通拠点の中核となる整備・改善が進められました。

その後、環境問題への関心の高まり、潤いや文化的豊かさといった人々の価値観の変化、多様化から、地域産業振興を通じて地域社会に貢献するだけでは、港湾に対するニーズに応え切れなくなったため、平成11年に今治港港湾計画を改訂し、潤いや文化的豊かさのある生活を目指す地域社会を支え、地域環境、海域環境の改善、創出、保全、さらには、地域防災を通じて地域社会に寄与する港湾整備を基本方針に定めています。

港を活かした産業と交流のまちづくりを目指す今治市にとって、四国を代表する流通拠点都市として地域経済発展に貢献すべく、港に対する多様な要請に対応する港湾整備を目指しています。



▲今治港（富田地区）



凡		例	
	泊地(既定計画)		ふ頭用地(既定計画)
	防波堤(今回計画)		緑地(既定計画)
	公共岸壁(既設)		臨港道路(既定計画)
	公共耐震強化岸壁(既定計画)		その他の用地(既定計画)
	公共物揚場(既設)		撤去(今回計画)
	公共船揚場(既設)		海浜(既設)
	小型さん橋(既設)		

波止浜港

■ 波止浜港の沿革と現状

波止浜港は、燧灘、伊予灘を航行する船舶にとって、来島海峡の急潮と風波を待避するための天然の良港であり、また漁港としても、避難港、薪水の供給港として瀬戸内海交通の要所でありました。

また、1683年（天和3年）以降の塩田開発によって町家が増加し、塩買船や塩田資材を供給する船の出入りが多くなるなど、港町としても発展を遂げました。

その後、大正初年、愛媛県の指定港湾の認定を受け、護岸、撃船岸の新設増強等を行い、港の機能増強を推進してきました。

また、鉄鋼造船所の新設に伴って出入貨物も逐年増加し、現在では主として造船関係の産業が発達しており、海外からも造船の発注を受けています。

指定状況

昭和26年2月	地方港湾となる（港湾法）
昭和26年3月13日	統計法による乙種港湾となる
昭和30年4月25日	愛媛県管理地方港湾となる（港湾法）
昭和31年6月8日	公有水面埋立法による乙号港湾となる
昭和33年3月31日	海岸法による海岸保全区域指定
昭和37年3月16日	港則法による港域が今治港湾区域に編入され（告示）、同年7月1日に施行される
昭和39年3月26日	港湾法による港湾隣接区域指定
昭和40年3月3日	都市計画法による臨港地区指定



▲波止浜港（今治市波止浜）

菊間港

■ 菊間港の沿革と現状

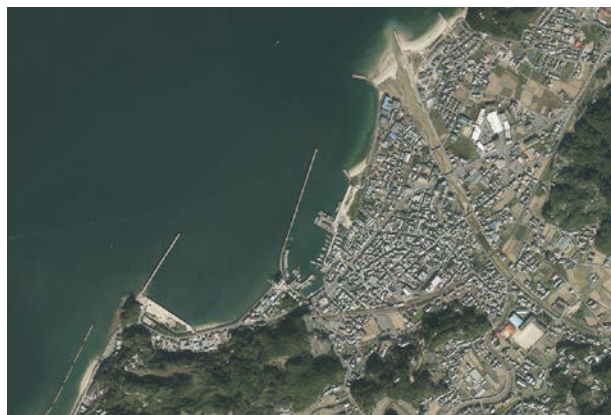
かつての菊間港は、砂浜に船が発着していた程度でしたが、1833年（天保4年）に遍照院の住職が防波堤と船泊（現在の内港）を作ったことが始まりとされています。

天保年間に構築された港湾施設も製瓦業の急速な発展、近代的な農業経営に移行し始めた農業、また流通機構の拡大に海上輸送に拠るほかなかった当時は、港湾の改修及び拡張が必要でしたが、諸種の事情により具体化することができませんでした。その後、大正14年ようやく計画が具体化し、昭和4年に起工、昭和7年の竣工により、本格的な港湾の性格を有するようになりました。

本港の後背地は、瓦の産地であり、戦後の道路事情が不便な頃には物資の取扱い港として盛んでしたが、現在は漁業を主な産業として成り立っています。

指定状況

昭和23年7月15日	地方港湾となる（港湾法）
昭和23年7月15日	港則法による港湾に指定
昭和26年3月10日	統計法による乙種港湾に指定
昭和28年7月10日	愛媛県管理地方港湾となる（港湾法）
昭和31年6月8日	公有水面埋立法による乙号港湾に指定
昭和33年3月31日	海岸法による海岸保全区域指定
昭和37年8月1日	出入国管理令による出入国港となる
昭和39年2月7日	港湾法による港湾隣接地域指定
昭和40年3月3日	都市計画法による臨港地区指定



▲菊間港（今治市菊間町）

地区計画

第二章

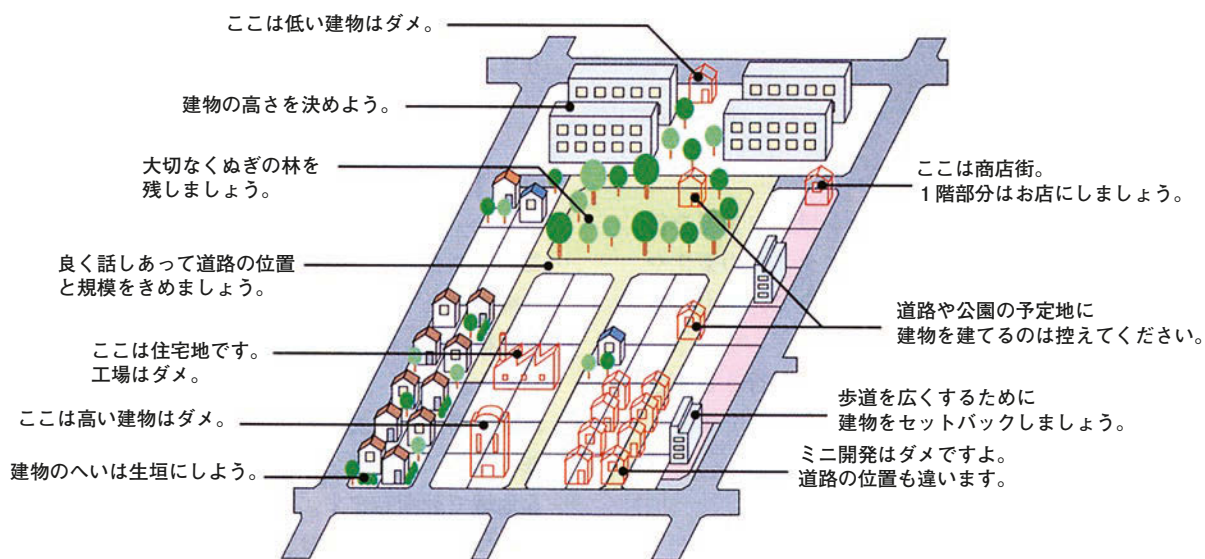
土地利用

【地区計画とは】

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために、住民自らがまちに関する約束ごとをみんなで定め、みんなが守るところに特色のある「地区レベルの都市計画」です。

地区計画は、地区の目標将来像を示す「地区計画

の方針」と、生活道路の配置や、建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映しながら、道路や公園、街並みなど、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めていきます。



【地区計画のメリット】

- ①建築規制のルールを、地区の実情に応じて詳細に決めることができる
- ②道路や公園など、地区の住民が利用する身近な施設を計画的に誘導することができる
- ③「地区」を単位とした将来像を地区の住民が共有することができる

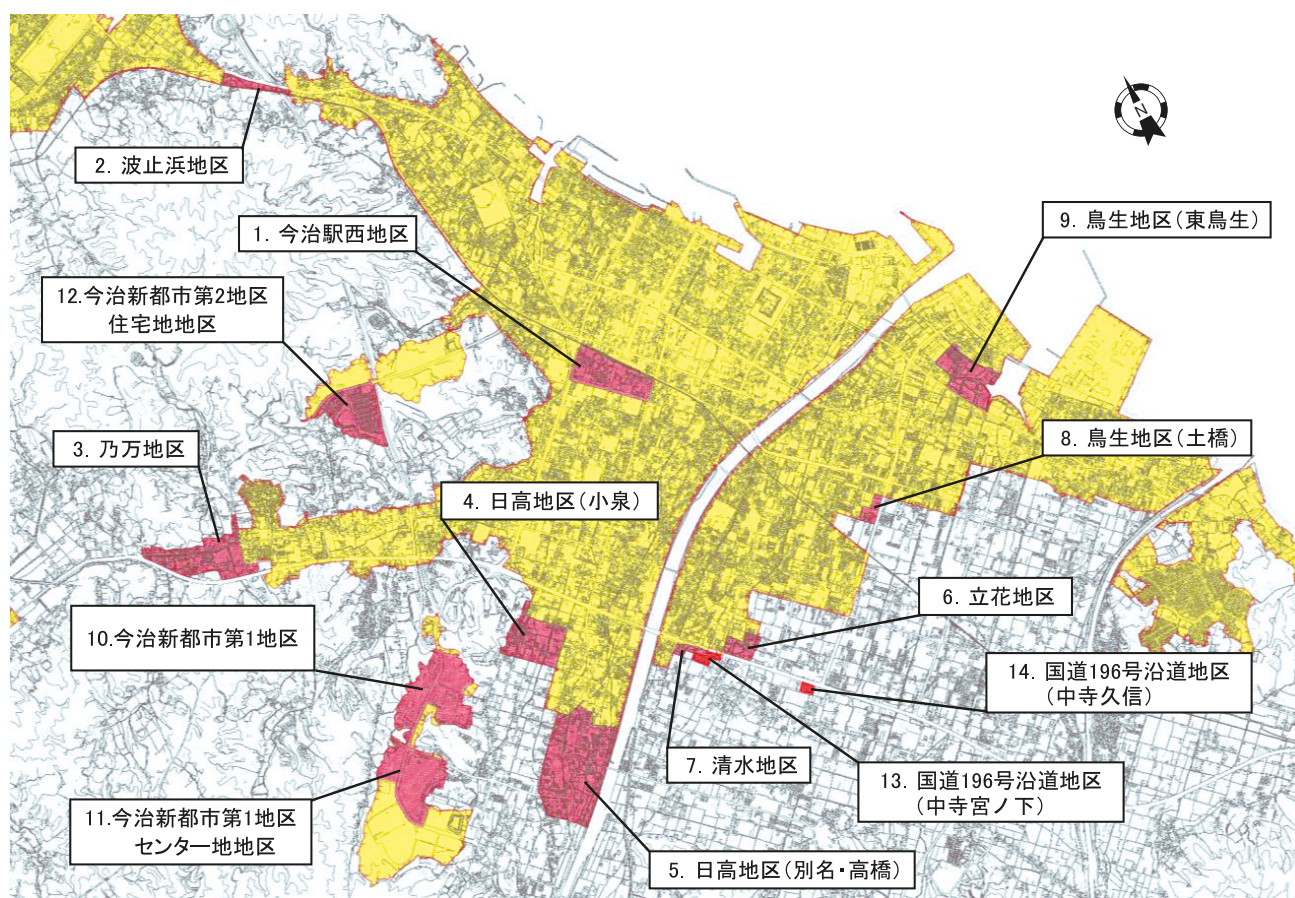
【地区計画で定められるまちづくりのルール】

- ①地区施設（生活道路、公園、緑地、広場、遊歩道等）の配置
- ②建物の建て方や街並みのルール
(用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、壁面の位置、色彩、垣または柵の構造等)
- ③保全すべき樹林地

【地区計画の区域内における行為の届出について】

地区計画の区域内において、土地造成や建築等の行為を行う場合は、着手する30日前までに行為の届出が必要となります。

地区計画位置図



各地区計画区域詳細

	地区名	位置	面積
1	今治駅西地区	中日吉町一丁目、北日吉町一丁目、北宝来町一丁目、北宝来町二丁目、北宝来町三丁目、常盤町四丁目、常盤町五丁目の各一部	約14.9ha
2	波止浜地区	高部の一部	約 3.3ha
3	乃万地区	野間、延喜、神宮地区の各一部	約18.4ha
4	日高地区 (小泉)	小泉一丁目、二丁目、三丁目の各一部	約14.1ha
5	日高地区 (別名・高橋)	別名、高橋地区の各一部	約36.7ha
6	立花地区	八町西五丁目の一部	約 3.9ha
7	清水地区	中寺の一部	約 1.5ha
8	鳥生地区 (土橋)	土橋町の一部	約 2.1ha
9	鳥生地区 (東鳥生)	東鳥生町三丁目、四丁目の各一部	約12.7ha
10	今治新都市第1地区産業地地区	クリエイティブヒルズ	約24.8ha
11	今治新都市第1地区センター地地区	にぎわい広場	約16.3ha
12	今治新都市第2地区住宅地地区	しまなみヒルズ	約20.1ha
13	国道196号沿道地区(中寺宮ノ下)	中寺の一部	約 1.5ha
14	国道196号沿道地区(中寺久信)	中寺の一部	約 0.8ha

第4章 景観まちづくり

景観マスタープラン

■ 景観マスタープランとは

今治市には、多島海、海峡、山並み、溪谷等の豊かな自然景観、寺社仏閣、史跡、伝統行事等の歴史・文化景観、農漁村集落、田園等の人と自然の共生景観、しまなみ海道の橋梁群、市街地景観等の新たな景観、そして造船所や港等の活気を感じる産業景観など、多彩で多様な景観があります。

今治市景観マスタープランは、これらの「今治らしい景観」を守り、育て、次世代に継承していくため、景観計画*の策定など、今治市における景観形成に関する基本的な方針を示したもので、平成21年12月に策定しました。

第四章

景観まちづくり



用語解説

景観計画

景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定の、景観行政団体*が景観行政を進める場として定める基本的な計画のこと。良好な景観形成のため必要があると認められる土地の区域について一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定めることができる。

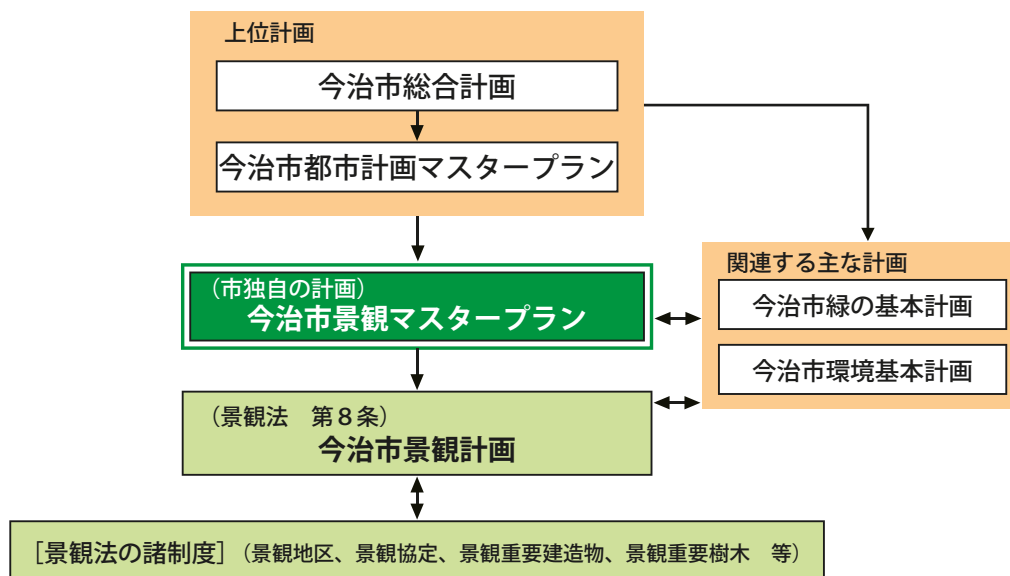
景観行政団体

一定の地域について一元的に景観施策を主体的に実施する団体のこと。
今治市は、平成17年10月17日に景観行政団体へ移行した。

■ 景観マスタープランの位置づけ

今治市景観マスタープランは、上位計画である今治市総合計画や今治市都市計画マスタープラン、また、関連する計画との整合を図りながら、景観計画

における良好な景観の形成に関する方針として、また、今後の景観施策の展開についての基本的な計画を示すものとして位置づけています。



■ 景観づくりの基本目標

① 今治の海、島、山の豊かな自然景観を守り育て次世代へ継承します。

- 海浜景観の保全、育成
- 海と緑の景観保全、再生、育成
 - 里山の再生、適切な維持管理
- 溪谷景観の保全、再生、育成

④ 新たな魅力ある景観の創出を図り、次世代へ継承します。

- 中心市街地の顔づくり
- 潤いある生活空間の維持、形成

② 今治の歴史・文化を伝える景観を守り育て次世代へ継承します。

- 景観資源周辺の景観の保全、育成
 - 歴史資源の周辺の環境の保全
 - 雰囲気を生かした街並みの形成
- 地域の文化的景観の保全、継承、育成
 - 地域の伝統行事やお接待の心の継承
- 文化的景観を生かした景観づくり

⑤ 海とともに発展してきた今治の活力ある産業景観を活用し、次世代へ継承します。

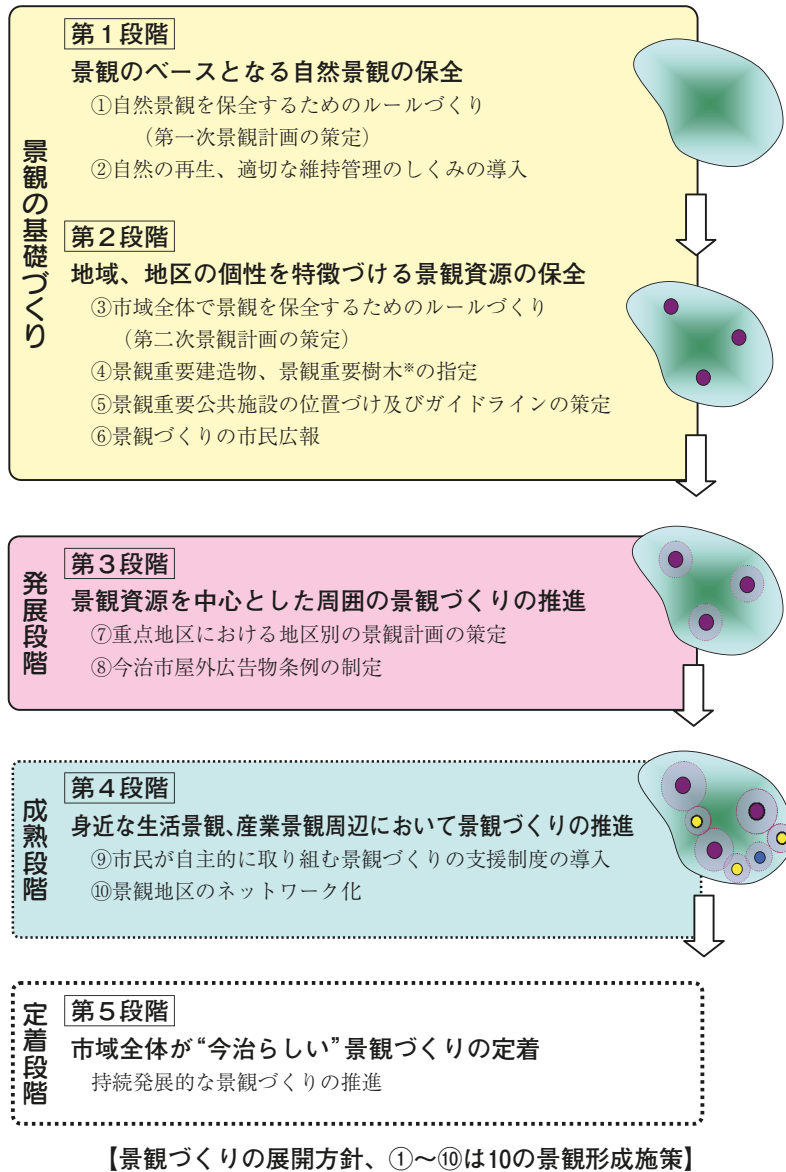
- 海事景観の活用、育成
 - 産業景観の位置づけ
 - 産業景観の利活用

③ 長い歴史の中で培ってきた人と自然が共生する景観を守り育て次世代へ継承します。

- 集落景観の保全、育成
 - 身近な景観資源の掘り起こし
 - 住民主体の景観づくり

■ 景観形成アクションプラン

景観づくりの展開方針に定めた第1段階から第4段階における取り組みを10の景観形成施策として位置づけます。



■ 景観計画の策定

景観形成施策の第1段階として平成23年9月に今治市景観計画を策定しました。この計画では、豊かな自然景観を守るために景観計画区域（景観ルールが適用される範囲）を設定しており、区域内で一定

規模以上の建築行為や開発行為等をしようとする場合は、景観形成基準（行為を行うに当たって配慮すべき事項）に基づいて良好な景観が形成されるように、届出の手続きが必要となります。

用語解説

景観重要建造物、景観重要樹木

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となった土地その他の物件を含む。）や樹木として、景観行政団体の長が指定するもの。

第 5 章 都市施設

道路

■ 道路の役割

道路は、人や物を運ぶ交通機能だけでなく、災害時に役立つ防災空間、公共公益施設をしまっておく収容空間、人が暮らしやすい環境を整える生活環境

空間といった空間機能や、道路の整備に伴い街が広がっていくといった市街地形成機能もあります。

■ 都市計画道路とは

都市計画道路とは、将来の発展を予想して都市計画法に基づき決定される主要な道路の計画です。その種別は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分類できます。

※都市計画道路の決定(変更)の概要等については、資料編P55~61を参照

今治市の都市計画道路の整備状況

【今治広域都市計画道路】

道路種別	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	整備率(%)	舗装済延長(m)	整備率(%)
自動車専用道路	1	11,550	7,608	66	1,600	14
幹線街路	51	90,790	72,046	79	70,461	78
区画街路	16	7,050	6,030	86	6,030	86
特殊街路	2	1,080	720	67	720	67
合計	70	110,470	86,404	78	78,811	71

令和2年3月31日現在

【菊間都市計画道路】

道路種別	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	整備率(%)	舗装済延長(m)	整備率(%)
区画街路	1	300	300	100	300	100

令和2年3月31日現在



▲喜田村新谷線



▲今治駅西高橋線

用語解説

改良済延長 整備済延長と換算延長を合計したものです。
換算延長 整備中の道路では、事業費を計算式により改良済延長におきかえたもので、計算式は次のように表されます。
(換算延長 = 総延長 / 総事業費 × 現在までに費やされた事業費)

一般国道196号 (3・3・2 宅間長沢線)

■ 都市計画当初決定

昭和51年2月13日

名称 3・2・2 宅間長沢線

■ 事業着手

昭和51年5月 (調査着手昭和48年)

■ 事業費 (都市計画決定区域外も含む)

約410億円

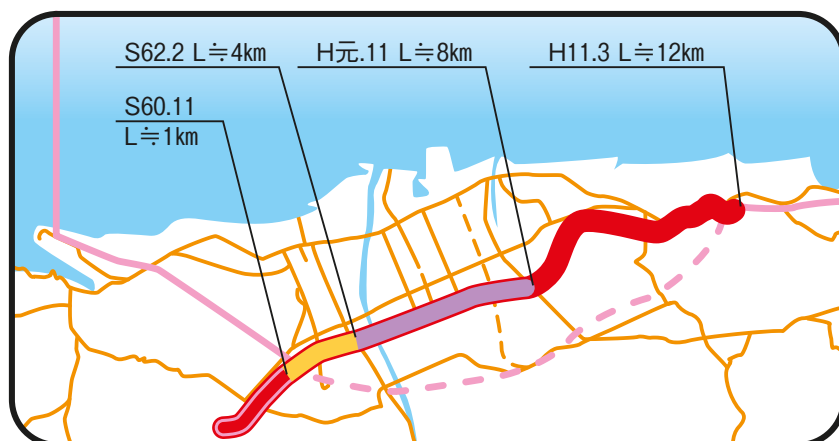
■ 事業主体

国土交通省

■ 事業概要 (都市計画決定区域外も含む)

- (1) 計画区間 今治市宅間～今治市長沢
- (2) 計画延長 14.0km
- (3) 道路構造 第4種第1級*
- (4) 車線数 4車線
- (5) 基本幅員 30m
- (6) 設計速度 60km/h
- (7) 進捗状況

- 昭和51年 用地買収に着手
- 昭和53年 工事着手
- 昭和60年11月 L=1.24km 供用開始
- 昭和62年2月 L=2.34km 供用開始
- 平成元年11月 L=4.06km 供用開始
- 平成11年3月 L=4.16km 供用開始



▲一般国道196号

用語解説

道路構造令による道路の規格

わが国の道路構造令では、道路を第1種から第4種に分類します。

道路のある地域	道路のある地域	
	地方部	都市部
高速自動車国道 自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

これらは地形 (平地、山地) と計画交通量 (台/日) によってそれぞれ第1級から第5級に分類されます。

(参考) 道路法による道路の区分

道路法では道路は次の四つに分類されます。

- 高速自動車国道
- 一般国道
- 都道府県道
- 市町村道

今治小松自動車道（1・3・1 今治小松線）

■ 事業のあらまし

今治小松自動車道は、今治市において、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）と接続し、西条市において四国縦貫自動車道（松山自動車道）と接続する延長約23kmの自動車専用道路です。

この今治小松自動車道は、高規格幹線道路網の一環として、西瀬戸自動車道及び四国縦貫自動車道と一体となり、産業・文化等の分野における地域間の交流を促し、地域の活性化を図ることを目的としています。

■ 整備効果

- ①四国縦貫自動車道、西瀬戸自動車道との接続により、中四国の広域ネットワークが広がり、地域と地域の交流が促進されます。
- ②西瀬戸自動車道の開通によって増大した交通量を分散し、スムーズで快適な走行ができます。
- ③一般国道(196号)の交通量が減少することにより、自動車、歩行者の安全性が向上します。

第Ⅰ期施工区間として今治市長沢～西条市小松町妙口間約13kmを平成元年に事業化し、平成11年7月には東予丹原ICからいよ小松ICまでの4kmが、更に平成13年7月には今治湯ノ浦ICから東予丹原ICまでの9kmが開通しました。

また、第Ⅱ期施工区間（今治湯ノ浦IC～今治IC：10.3km）については、「国道196号今治道路」として、平成13年度から事業化されています。

■ 計画の概要

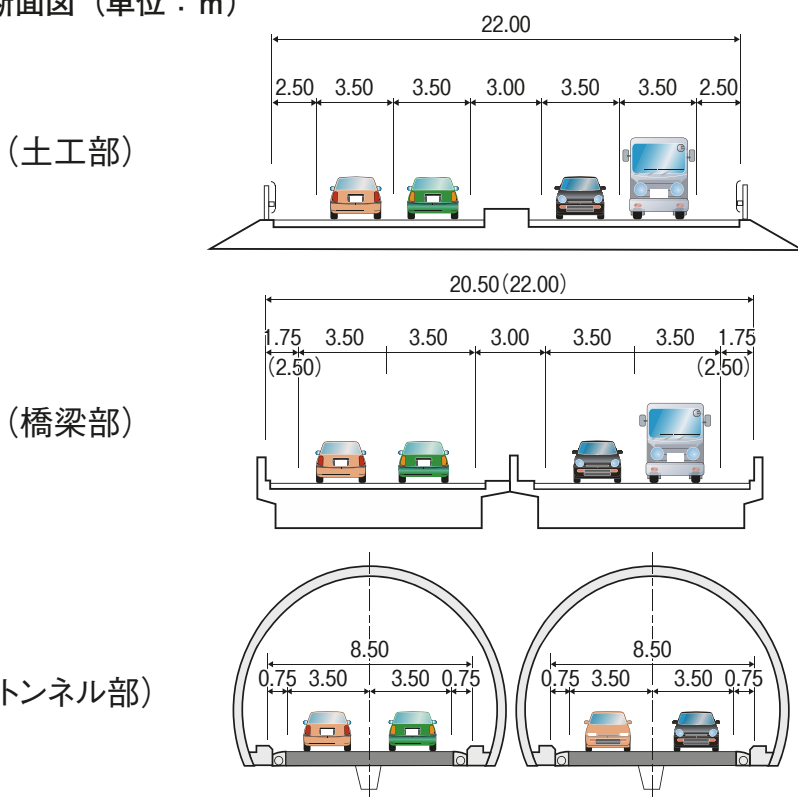
道路規格	設計速度 (km/h)	車線数
第1種第3級	80	4

【連結位置及び連結予定施設】

連結位置	連結予定施設	備考
今治市矢田付近	西瀬戸自動車道 一般国道196号	今治IC
今治市新谷付近	(県)今治丹原線	今治朝倉IC(仮称)
今治市長沢付近	一般国道196号	今治湯ノ浦IC
西条市周布付近	(主)壬生川丹原線	東予丹原IC
西条市小松町妙口付近	一般国道11号	いよ小松北IC
	四国縦貫自動車道	いよ小松JCT

- 都市計画決定（当初）平成3年12月17日
（変更）令和2年3月17日

■ 標準断面図（単位：m）



都市高速鉄道

今治市の市街地を南北に貫通する予讃線は、市の発展に極めて重要な役割を果たしていますが、自動車交通の激増に伴い、その踏切遮断は東西の自由な横断を妨げるばかりでなく、交通渋滞を招き、東西市街地の一体的発展の大きな障害となっていました。

このため、鉄道の高架化により、これらの障害を取り除くため、昭和58年9月24日、辻堂字五反地から高部字碁石山までの間約7,390mが計画決定され、翌年2月23日愛媛県施行として事業化、平成4年3月高架本体が完工いたしました。



▲JR今治駅

※都市高速鉄道の決定（変更）の概要等については、資料編P62を参照

第五章

都市施設

連続立体交差化事業のあらまし

■事業種類・名称

今治広域都市計画都市高速鉄道事業
四国旅客鉄道株式会社予讃線

■都市計画事業認可

昭和59年2月23日～平成4年3月31日

■事業区間

今治市蔵敷町二丁目から今治市石井町一丁目まで

■事業延長

約2,611m
(高架橋区間約2,199m、盛土区間約412m)

■事業主体

愛媛県

■事業施工

愛媛県、四国旅客鉄道株式会社

■総事業費

8,770,420千円

事業の完成により、踏切道10箇所が除去され、新設箇所を含めて、15箇所が立体化されました。

工事の方法は、蒼社川から浅川まで約1.6kmは在来線の東側に仮線路、仮駅舎等を設け、線路の切替を行い、在来線路の箇所を高架橋、新駅舎を設置しました（仮線方式）。浅川以北は在来線の西側に高架橋を設置しました（別線方式）。

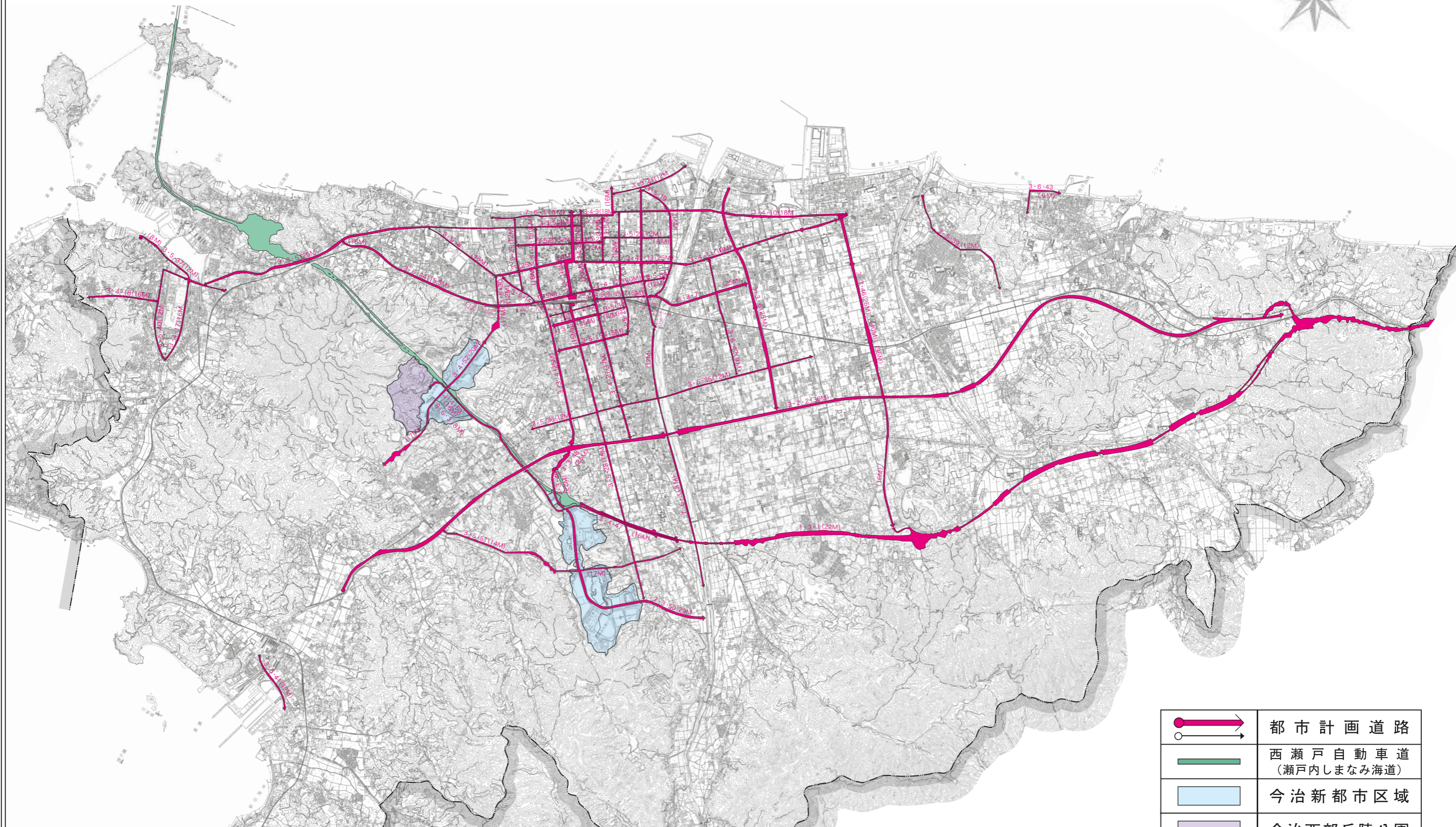


▲常盤町踏切（高架前）



▲常盤町踏切（高架後）

今治広域都市計画道路網図



	都市計画道路
	西瀬戸自動車道 (瀬戸内しまなみ海道)
	今治新都市区域
	今治西部丘陵公園

※菊間都市計画道路については、
P 19の総括図を参照



都市計画駐車場

■ 都市計画駐車場とは

都市計画駐車場とは、駐車場法に基づき都市計画法の都市施設として計画されるもので、駅や港周辺、中心市街地など、駐車需要の著しい地区において、

【今治港第1駐車場】

モータリゼーションの発達に伴う駐車場の不足を解消するため、今治市では昭和48年に港湾ビル前駐車場（鉄骨造地上3階4層）として立体駐車場を都市計画決定し、昭和49年に供用開始しました。

しかしながら、平成11年のしまなみ海道開通に伴う今治港の利用者減少により当駐車場の利用者数も減少し、また、供用開始後30年が経過し老朽化も著

歩行者の安全や円滑な交通の確保のために定めるものです。

しいことから、施設規模の適正化を図るために、平成18年に平面駐車場への都市計画変更を行いました。その後、みなと再生計画に基づき、今治港周辺地区における土地利用の再編に合わせた施設規模の適正化等を図るため、平成24年に名称、位置、面積及び駐車台数に変更され、平成30年4月に供用開始されました。

公園／緑地／広場／墓園

私たちの生活のなかで、憩いの場、休養の場、スポーツ、レクリエーションの場として親しまれている公園（緑地・広場・墓園を含む）は、都市におけるオープンスペースとして、環境保全・景観・防災など、都市環境を形成するうえできわめて重要な施設です。

今治市における都市計画公園は、昭和23年3月に公園12箇所・緑地1箇所・墓園1箇所が、現在の今治広域都市計画区域内ではじめて計画決定されました。

その後、第8回国民体育大会の開催を機に昭和28年に整備された大新田公園の追加、また昭和51年3月には、全国に先がけて今治市独自の『緑のマスター

プラン』を策定するとともに都市計画公園の見直しを行い、桜井総合公園、鹿ノ子池公園、市制50年記念公園及び、多数の街区公園を追加しました。また、菊間都市計画区域では、平成8年6月14日に瓦のふるさと公園（地区公園）を計画決定するなど、現在の今治市における都市計画公園は、計63箇所（公園57箇所・緑地4箇所・墓園1箇所・広場1箇所）、面積は約347.67haとなっています。

このうち供用（一部供用を含む）されているものは、計59箇所（公園54箇所・緑地3箇所・墓園1箇所・広場1箇所）、面積は約147.4haあり、市民一人当たり11.2㎡の都市計画公園開設面積となっています。（令和2年3月31日現在）



▲西部丘陵公園



▲吹揚公園



▲市制50年記念公園



▲玉川総合公園 (玉川町)



▲波方公園 (波方町)



▲藤山健康文化公園 (大西町)

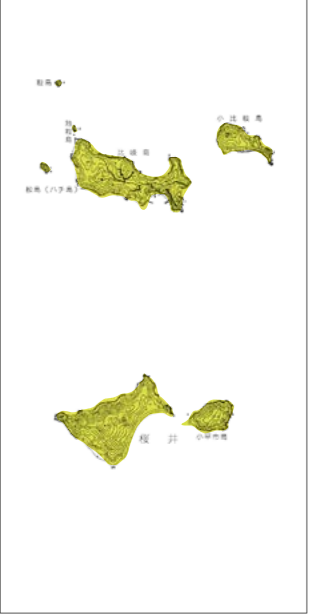
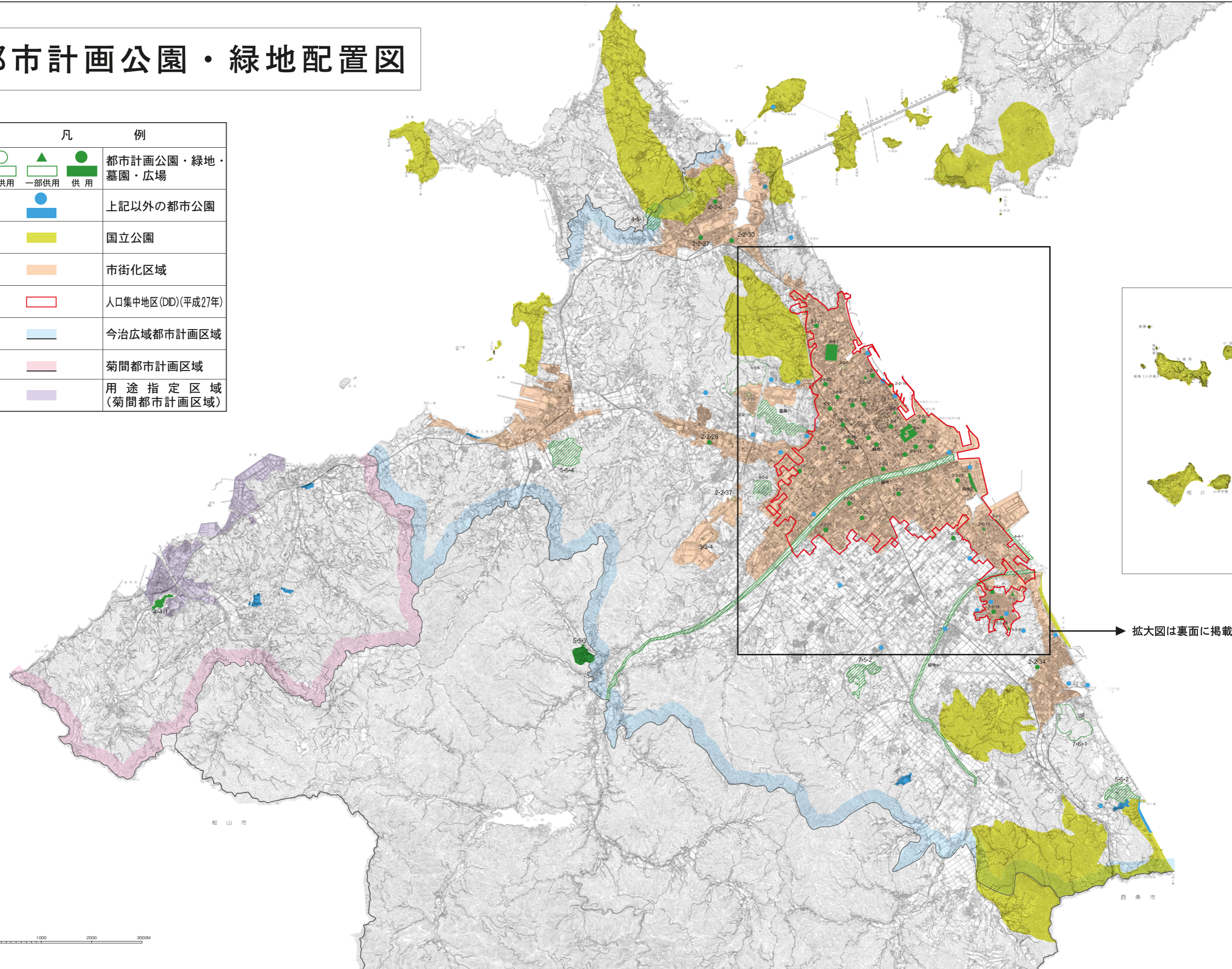


▲瓦のふるさと公園 (菊間町)

※都市計画公園等の決定(変更)の概要については、資料編P63~69を参照

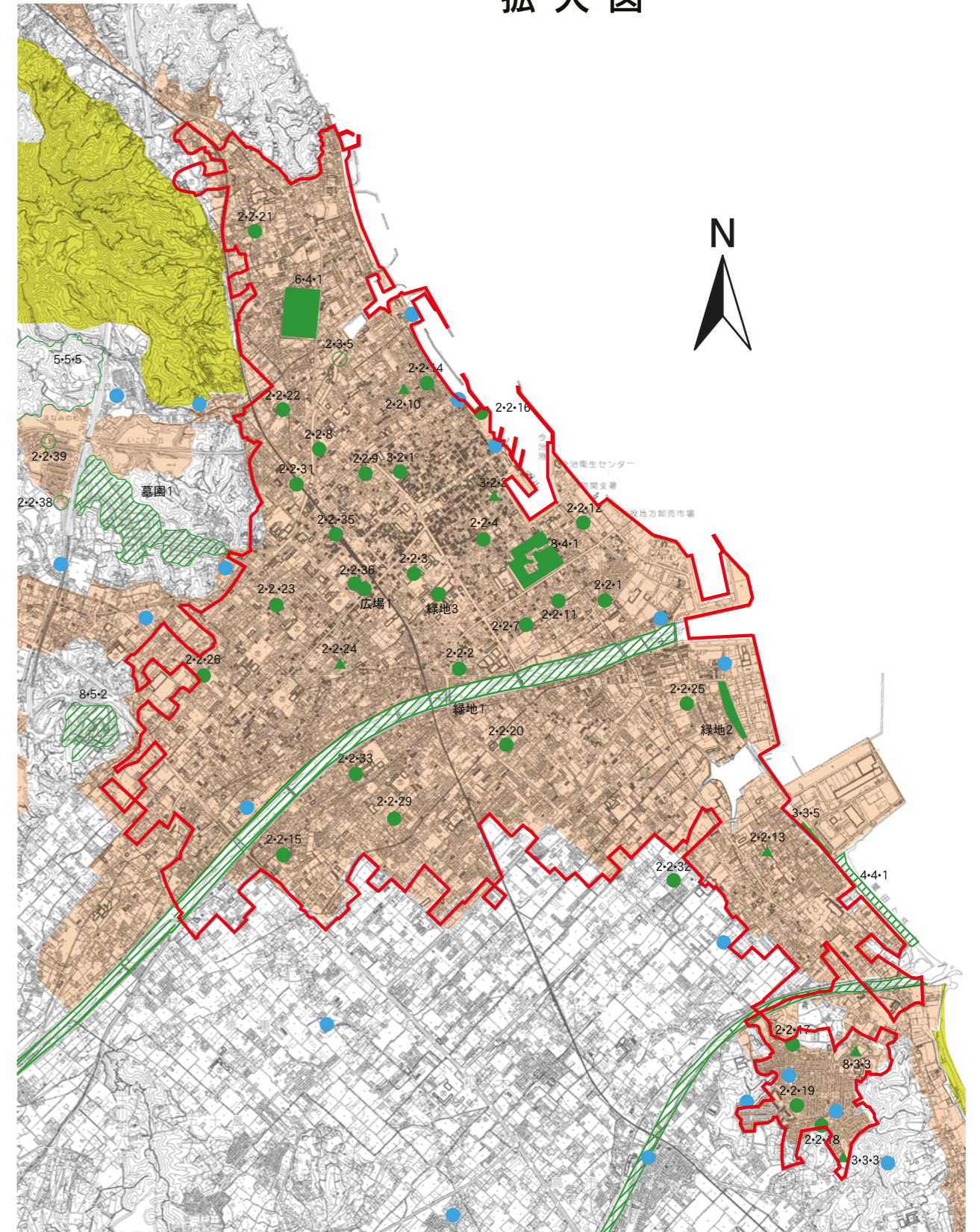
都市計画公園・緑地配置図

凡		例
	未供用	都市計画公園・緑地・ 墓園・広場
	一部供用	
	供用	
		上記以外の都市公園
		国立公園
		市街化区域
		人口集中地区(DD)(平成27年)
		今治広域都市計画区域
		菊間都市計画区域
		用途指定区域 (菊間都市計画区域)



拡大図は裏面に掲載

拡大図



都市公園等の種類

種類	種別	内容	整備標準 (原単位)	
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	1㎡/人	
	住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	2㎡/人
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。また都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園(特定地区公園)で地域の状況に応じ1箇所当たり面積おおむね4ha以上として配置する。	1㎡/人	
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	1㎡/人
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	1.5㎡/人	
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。		
	動植物園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて適切に配置する。		
	歴史公園	史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。		
	墓園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。		
	その他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。		
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	2㎡/人	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団体の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全面積1,000ha、うち都市計画公園500haを標準として配置する。		
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において公害、災害の状況に応じ配置する。		
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。		
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。		
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として設置するものを含む。)		
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区内又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。		
国の設置に係る都市公園		一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園は、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。		

用語解説

原単位 ある物の一定量に応じて必要とされる他の物の量との関係のことです。都市計画では人口、施設床面積等に応じた施設量・規模等の関係で、台/㎡、㎡/人のように示されます。

供給処理施設

■ 下水道

市民が健康で文化的な生活を享受するためには、住民やそれをとりまく環境の整備が必要です。とりわけ下水道は「浸水防除」「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」「資源の有効活用」を大きな目的としており、多様化する生活ニーズを満たすために必要不可欠な都市施設です。

今治市における下水道は、戦前に整備されていた街路の一部への布設に始まります。当時多くは農業用水路との併用で、海浜に近い市街地では多くの水害を受けました。戦災復興土地地区画整理事業の進捗にあわせ、昭和28年から下水道計画による幹線水管及び流末の排水ポンプ場の建設に着手、昭和32年2月には都市計画下水道の決定を行いました。さら

に、昭和45年12月の下水道法改正に伴い、いち早く見直しを行い、昭和47年2月に新計画を樹立しました。同年11月には日本下水道事業団に下水浄化センターの設計・建設を委託、昭和51年5月の完成により、一部地域についてトイレの水洗化を含む本格的な公共下水道の処理を開始しました。

平成3年3月に波止浜地区・波方町の一部地域、平成19年5月には大西町の一部を下水道化し、さらに平成30年1月には、今治市東部の市街化区域を対象に公共下水道の追加決定をするなど、順次下水道区域を見直しながら、健全な水環境の創造に貢献しています。



▲今治下水浄化センター



▲北部終末処理場



▲鳥生ポンプ場



▲大西水処理センター

■ 都市下水路

都市下水路は市街地の雨水を排除し、浸水を防止する目的で、主として開渠で設置される下水道です。

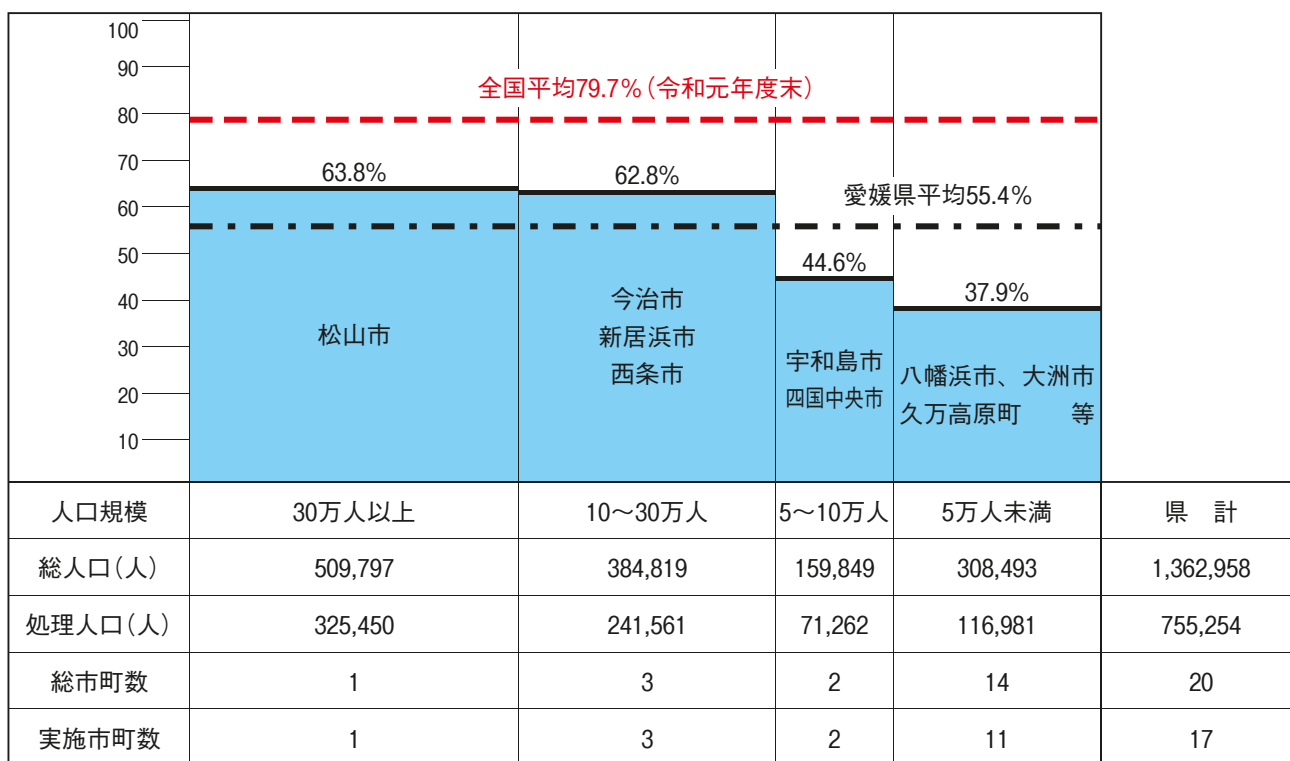
今治広域都市計画区域では、昭和34年の蔵敷特別都市下水路にはじまりますが、その後、昭和36年に青木、昭和47年に高部、そして昭和53年には桜井が計画決定され実施されています。いずれの都市下水

路も現在は公共下水道施設に転用されています。

また、菊間都市計画区域では、昭和28年に西町下水路、新町下水路が計画決定され実施されています。

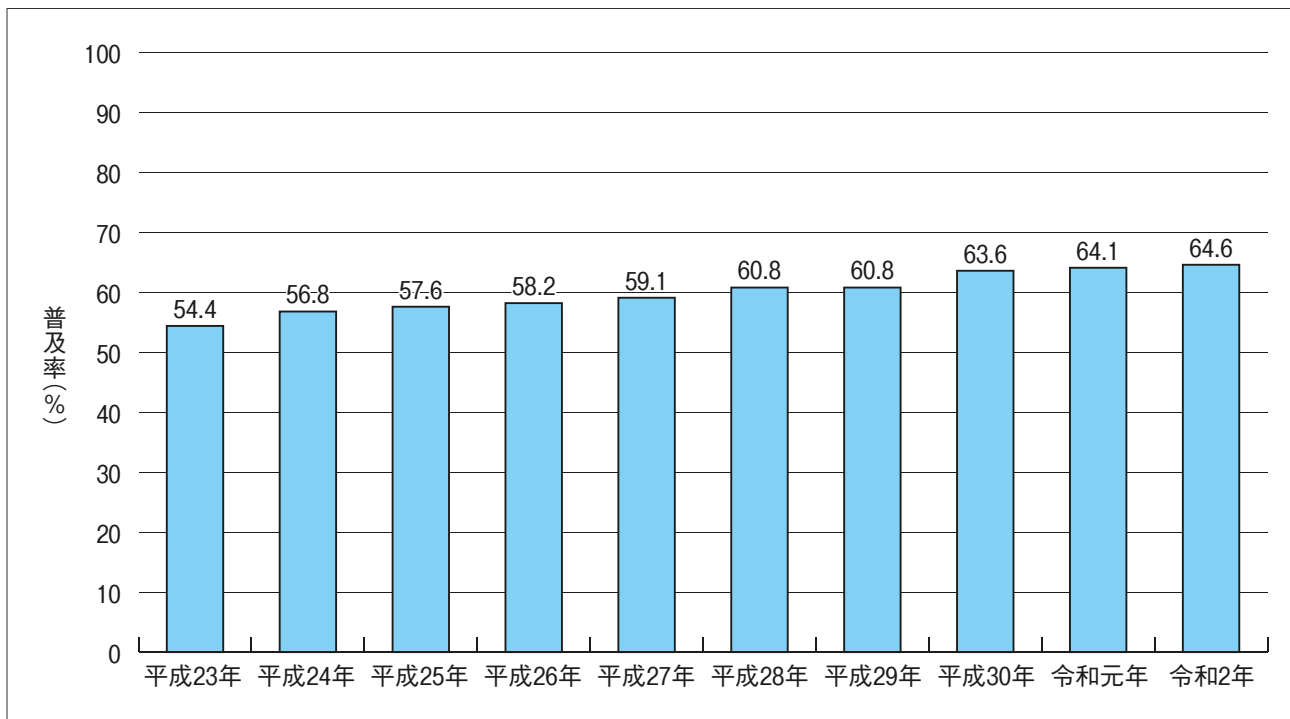
※供給処理施設等の概要については、資料編P70～75を参照

■ 市町規模別下水道処理人口普及率（愛媛県）



注) 表のデータは令和2年3月31日現在の値である。
 全国下水道処理人口普及率については、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村を除いた集計データを用いている。
 資料：えひめの下水道

■ 今治市公共下水道人口普及率



注) 各年5月1日の値
 資料：下水道業務課

その他の施設

■ 今治市クリーンセンター（バリクリーン）



■ 愛媛県立今治病院



■ 今治地区衛生センター



■ 公設地方卸売市場



■ 今治地区火葬場（すいふう苑）



※その他施設の決定（変更）の概要については、資料編P76を参照

第 6 章 市街地開発事業

土地区画整理事業

■ 土地区画整理事業とは

土地区画整理事業とは、都市計画区域の土地について、公共施設の整備改善や宅地の利用の増進を図ることを目的に行われる面的な開発事業のことです。

■ 今治市における土地区画整理事業

今治市ではこれまでに、昭和22年から戦災復興土地区画整理事業、昭和62年から今治駅西地区土地区画整理事業、平成14年から今治新都市第2地区土地区画整理事業、平成15年から今治新都市第1地区土地区画整理事業を行っています。

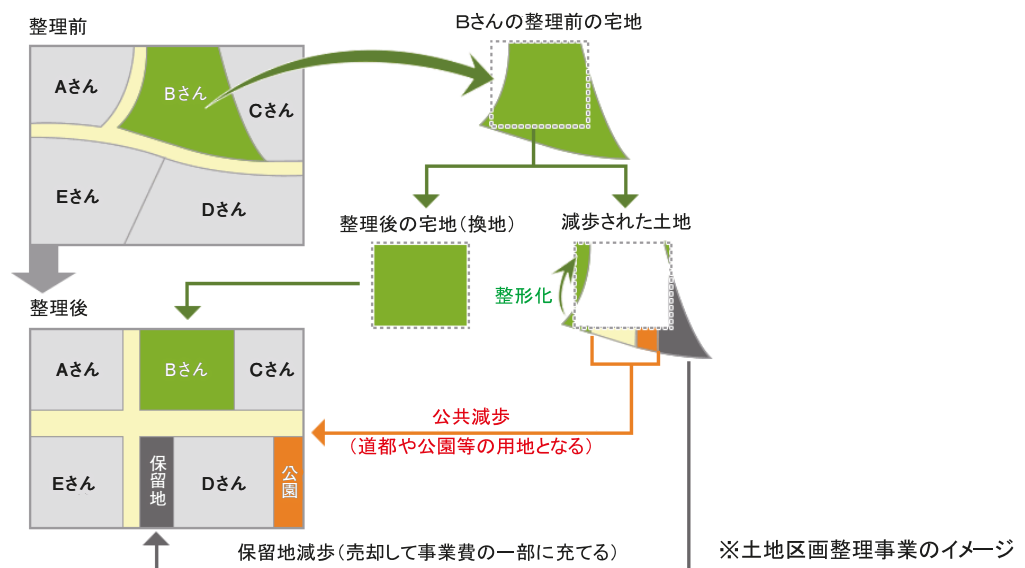
① 戦災復興土地区画整理事業

昭和20年、今治市の中心部は三度の空襲により焦土と化しましたが、この不幸の中から戦後いち早く土地区画整理事業に着手し、長い年月と幾多の困難を乗り越えて公共施設の整備と土地の区画形質の変更を行い、整然とした市街地の形成を図りました。この区画整理の施行区域内では広小路をはじめ、広幅員の幹線道路、森見、辰の口等の公園、さらには6～9メートルの生活道路に至るまで整備され、今日の今治市の発展の基盤となっています。

事業の概要

名 称	今治市都市計画事業復興土地区画整理事業
施 行 面 積	約238.2ha
施行区域に含まれる土地の名称(旧町名)	新町、米屋町、室屋町、本町、片原町、中浜町、風早町、日吉、今治村、別宮、蔵敷
施 行 者	今治市
施 行 期 間	昭和22年～昭和47年（昭和43年換地処分の完了）
減 歩 率 [※]	21%
総 事 業 費	544,762千円

※決定（変更）の概要は、資料編 P77を参照



減歩 区画整理地区内に新たに必要となる道路・公園等の用地は、地区内の土地の所有者が少しずつ出し合うこと（これを「減歩」といいます。）によって生まれます。この減歩により宅地の面積は減少しますが、公共施設の整備や宅地の整形化によって、面積の減少に見合うだけ土地の評価が上昇します。

減歩率 地区内の土地の所有者から出していただいた土地の面積と、もとの面積との割合を減歩率といいます。この減歩率は、土地区画整理事業の内容、地域、時期等によって異なります。

②今治駅西地区土地区画整理事業

連続立体交差化事業の実施に伴い、今治駅の東西市街地の一体化が促進されることになりました。これを契機に、従来公共施設の整備が立ち遅れていた今治駅西地区を総合的に整備することにより土地利用の増進を図り、今治市の中心部にふさわしい近代

的でより住みよい街づくりを進めるため土地区画整理事業を行いました。

また、ふるさとの顔を創出するため地区計画を決定しています。(次の折込図面参照)

事業の概要

名称	今治広域都市計画事業今治駅西地区土地区画整理事業
経過	<ul style="list-style-type: none"> 設計概要の認可 昭和62年7月20日（愛媛県指令都第799号） 設計概要の変更 平成11年11月19日（愛媛県指令都第1395号） 事業の決定 昭和62年7月23日（今治市告示第230号） 事業の変更 平成12年8月10日（今治市告示第140号） 事業計画の完了 平成17年9月30日
施行面積	約14.9ha
施行区域に含まれる土地の名称	中日吉町一丁目、北日吉町一丁目、北宝来町一丁目、同二丁目、同三丁目、常盤町四丁目、同五丁目の各一部
施行者	今治市
施行期間	昭和62年7月23日～平成17年9月30日
減歩率	29.91% 12.98%（減価補償金及び施設拡充用地費で用地取得した場合）
総事業費	約189億円

※決定（変更）の概要は、資料編 P77を参照

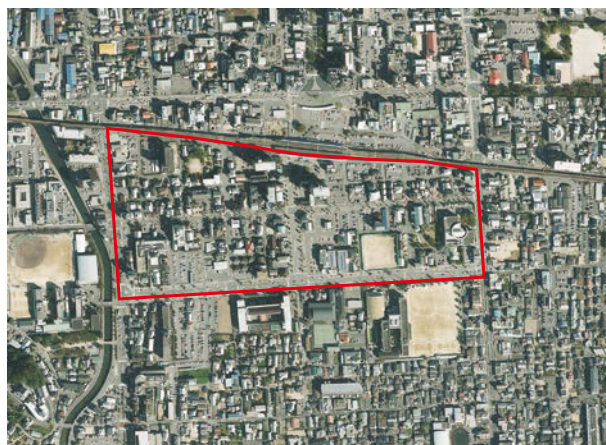
■ 再開発住宅建設事業

今治駅西地区土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、当地区内に居住する借家人及び仮住宅対策として再開発住宅を建設しました。

名称	今治駅西第1再開発住宅	今治駅西第2再開発住宅
敷地面積 (㎡)	3,426	3,695
建設戸数	66戸（1DK16戸、3DK50戸）	54戸（1DK18戸、3DK36戸）
構造	鉄筋コンクリート（4階、6階）	鉄骨鉄筋コンクリート（9階）
事業費	12億円	20億円
完成	平成3年12月	平成6年2月



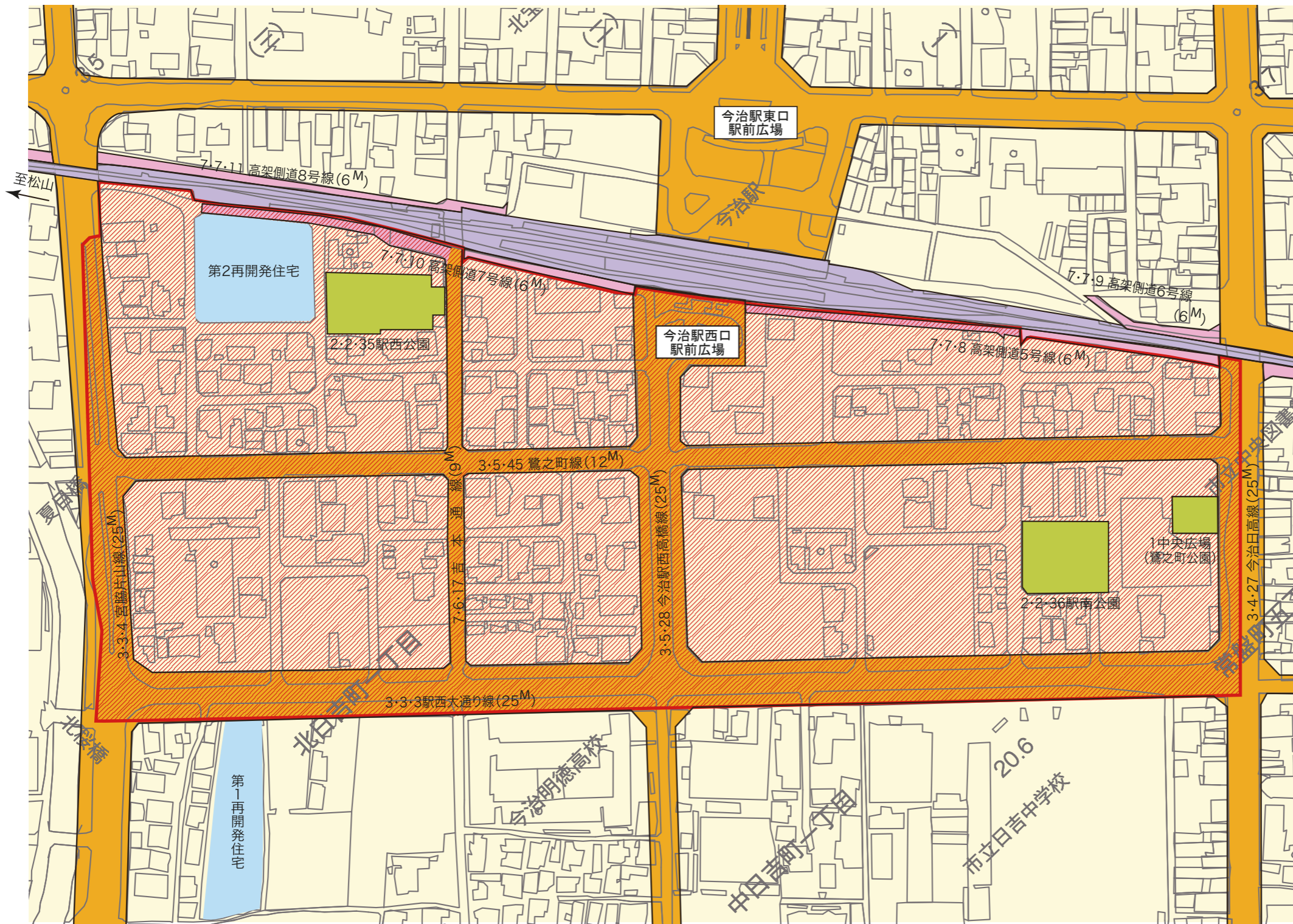
▲駅西地区（施工前 S58年）



▲駅西地区（施工後 R2年）

市街地開発事業計画図


1 : 2.500



▲鷺之町線

今治駅西地区地区計画の内容

区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の標	建築物、工作物等の景観向上に努め、快適で潤いのある都市景観の形成を目指す。
	土地利用の方針	健全な都市景観の形成に配慮し、地区の活性化を図る。 健全な近隣商業地の形成、快適な歩行者空間を創出するため、建築物の色彩等を制限する。
	建築物等の整備の方針	美しい市街地景観を保全するため、地区内の広告物等の設置を制限する。 市街地景観を整備し保全するとともに、防災の観点から塀等の設置を制限する。
地区整備計画	壁面の制限	建築物の1階の壁面から、都市計画道路今治日高線及び今治駅西高橋線(駅前広場は北側のみ)までの距離は、0.75m以上とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	外壁・屋根 建築物等の色彩は、周辺的美観風致を損なわないものとする。 屋外広告物等 (1)屋外広告物等は、形状、色彩、意匠、その他の表示方法が周辺的美観風致を損なわないものとする。 (2)袖看板及びポール看板の下辺の高さは、道路面から2.5m以上とする。
	垣又は柵の構造制限	道路に面する塀等の高さは、道路面から1.2m以下とする。 ただし、生け垣、門柱及び透視可能なフェンス等はこの限りではない。
その他	地盤面の制限	地盤面の嵩上げを目的とする盛土は、道路面から30cm程度までとする。 ただし、部分的な造園等は、この限りではない。

 区画整理施行区域
 地区計画施行区域

凡 例			
	街 路		鉄 道 高 架
	高 架 側 道		広 場 ・ 公 園

③今治新都市第1地区土地区画整理事業

本地区は、西瀬戸自動車道における四国側玄関口となる今治インターチェンジ周辺に位置し、市の長期総合計画、都市計画マスタープランに新たなまちづくりの拠点として位置付けられています。

こうしたことから、今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、本地区の特性を活かした地域の中核にふさわしい工業、流通、住宅、高次都市機能等の複合的機能を有する都市拠点の形成を目的に、土地区画整理事業を施行することにより、街路・公園等公共施設の計画的な整備を行うと共に、良好な宅地の形成に努め、都市機能の充実を図るため、平成12年4月に都市計画決定されました。

④今治新都市第2地区土地区画整理事業

本地区は、中心市街地西部に隣接し、第1地区と同じく市の長期総合計画、都市計画マスタープランに新たなまちづくりの拠点として位置付けられています。

こうしたことから、今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、本地区の特性を活かした地域の中核にふさわしい住宅、高次都市機能等の複合的機能を有する都市拠点の形成を目的に、土地区画整理事業を施行することにより、街路・公園等公共施設の計画的な整備を行うと共に、良好な宅地の形成に努め、都市機能の充実を図るため、平成12年11月に都市計画決定されました。

事業の概要（今治新都市第1地区土地区画整理事業）

名 称	今治新都市第1地区土地区画整理事業
経 過	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の決定 平成15年4月23日（国土交通省告示第442号） 事業計画の変更（第1回）平成18年10月26日（国土交通省告示第1247号） 事業計画の変更（第2回）平成21年9月7日（国土交通省告示第983号） 事業計画の変更（第3回）平成23年9月2日（国土交通省告示第873号） 事業計画の変更（第4回）平成25年4月5日（国土交通省告示第381号）
施 行 面 積	約88.0ha
施行区域に含まれる土地の名称	小泉一丁目、別名、高橋、矢田の各一部 （地区内の新町名：クリエイティブヒルズ、にぎわい広場、高橋ふれあいの丘）
施 行 者	独立行政法人 都市再生機構
施 行 期 間	平成15年4月23日～平成25年11月15日換地処分
減 歩 率	53.70%
土地区画整理事業費	約89億円

※決定（変更）の概要は、資料編P77を参照

事業の概要（今治新都市第2地区土地区画整理事業）

名 称	今治新都市第2地区土地区画整理事業
経 過	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の決定 平成14年10月11日（国土交通省告示第881号） 事業計画の変更（第1回）平成18年10月26日（国土交通省告示第1248号） 事業計画の変更（第2回）平成21年9月7日（国土交通省告示第984号） 事業計画の変更（第3回）平成22年10月6日（国土交通省告示第1049号）
施 行 面 積	約47.1ha
施行区域に含まれる土地の名称	阿方、高地町一丁目、同二丁目の各一部 （地区内の新町名：いこいの丘、しまなみの杜、しまなみヒルズ）
施 行 者	独立行政法人 都市再生機構
施 行 期 間	平成14年10月11日～平成23年2月10日換地処分
減 歩 率	58.68%
土地区画整理事業費	約62億円

※決定（変更）の概要は、資料編P77を参照



▲今治新都市第1地区（令和2年3月撮影）



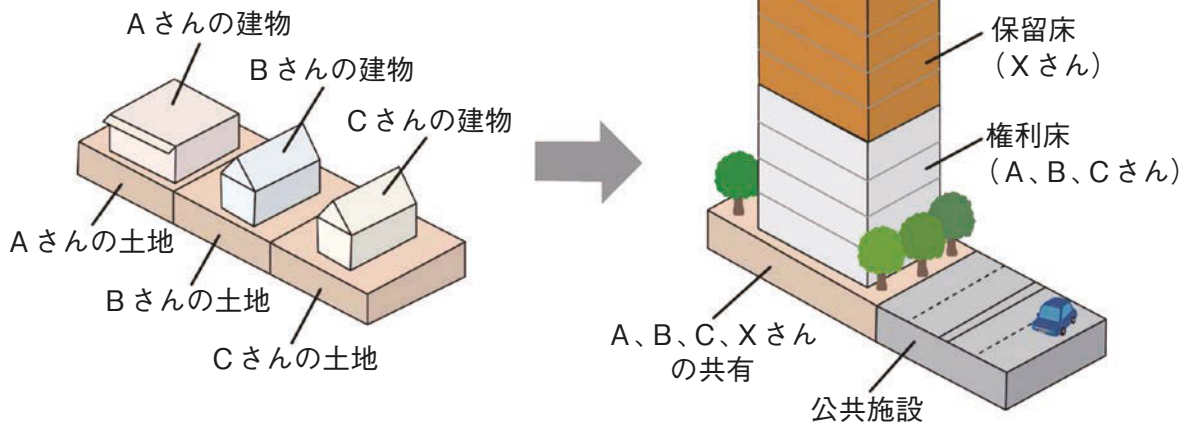
▲今治新都市第2地区（令和2年3月撮影）

市街地再開発事業

■ 市街地再開発事業とは

市街地再開発事業とは、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物や建築敷地あるいは人や組合でも施行者とな

ることができます。高地価となっている地区での今後のまちづくりには極めて有効な整備手法といわれています。



- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）*

- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）*を処分して事業費に充てる

用語解説

- 権利床** 市街地再開発事業において、事業前に存在する権利の所有者に対して、その権利に相応して与えられる事業によって建築された建物（施設建築物）の敷地・床のことを権利床といいます。
- 保留床** 市街地再開発事業によって、現在の資産以上のビルを建てますが、このビルによって生まれた床から現在の資産（これは等価の床に置き換えます。）を差し引いた床のことを保留床といいます。

第7章 都市計画の制限

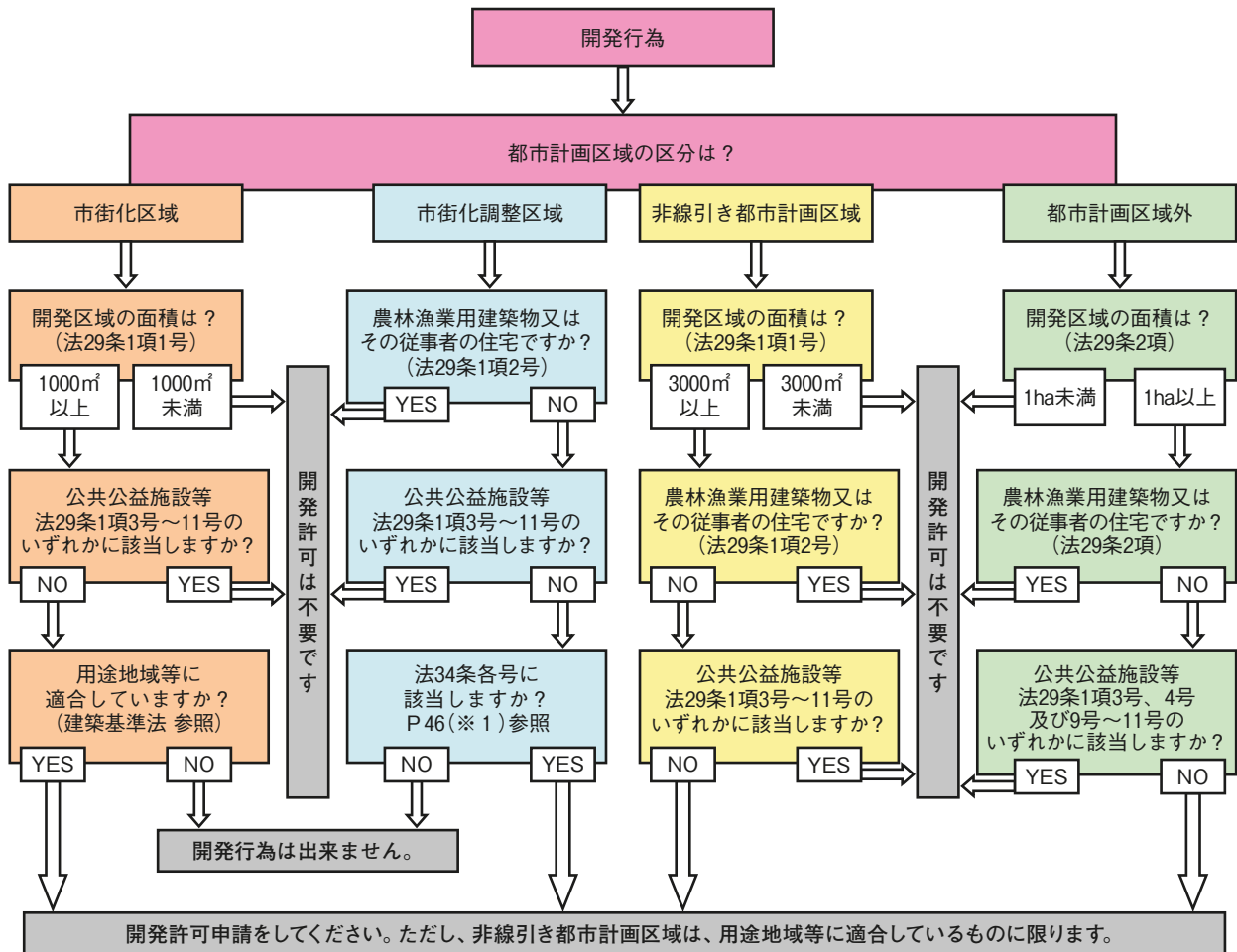
開発許可制度

■ 開発許可制度の概要

開発許可制度とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、開発行為に一定の水準を保たせることにより、安全で良好な宅地環境を整備するために設けられたものです。

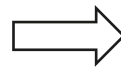
主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）には、特別なものを除いて、市長の許可が必要です。

■ 許可を要する開発行為（都市計画法第29条）



■ 他法令との関係

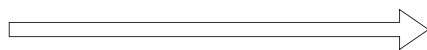
開発行為には、都市計画法以外に右の法が関係します。他法令に抵触するものは、許可できません。



- 建築基準法
- 農地法
- 森林法
- 国有財産法
- 国土利用計画法
- 自然公園法
- 都市公園法
- その他

■開発許可を受ければ、市街化調整区域でも右のものが建築できます。

(都市計画法第34条)



(※1)

- ・日常生活に必要な店舗等
- ・鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要なもの
- ・農林水産物の処理、貯蔵または加工に必要なもの
- ・既存工場における事業と密接な関連を有するもの
- ・沿道サービス
- ・地区計画の内容に適合するもの
- ・条例で指定する土地の区域内で行うもの
- ・既存の権利を5年以内に行使するもの
- ・愛媛県開発審査会の議を経たもの
- ・その他

■開発許可を受けた開発区域内では、許可を受けた予定建築物以外のものを建築してはいけません。

(都市計画法第42条)

■市街化調整区域のうち、開発許可を受けた土地以外の土地には、許可を受けなければ、特別な場合を除いて建築してはいけません。

(都市計画法第43条)

都市計画施設等の区域内における建築の規制

■ 建築の規制 (都市計画法第53条、54条)

都市計画施設(道路、公園等)の区域や市街地開発事業の施行区域内での建築には許可が必要です。ただし、次にあげる条件を満たす建築物でなければ建築してはいけません。

【許可条件】

- 階数が2階以下で地階を有しないもの。
- 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造で容易に移転、除去できるもの。

建築協定

～ 建築協定とは次のような制度です ～

イ. 住民が全員の合意によって、建築基準法の一般的な基準以上の高い基準を定めて、住みよい街づくりをはかる制度です。

ハ. 住民自らが定めた街づくりの約束を、自らの意思と力で長時間にわたって守り合っていく制度です。

ロ. 普通の約束とは異なり、役所に届け認可を受けることによって、合意した当事者間はもとより、土地や家を買ったりして、後からその地区に入ってきた人もその約束を守らなければならない制度です。

※ 今治市では東門町五丁目に第1号の協定があります。(昭和60年1月9日認可)

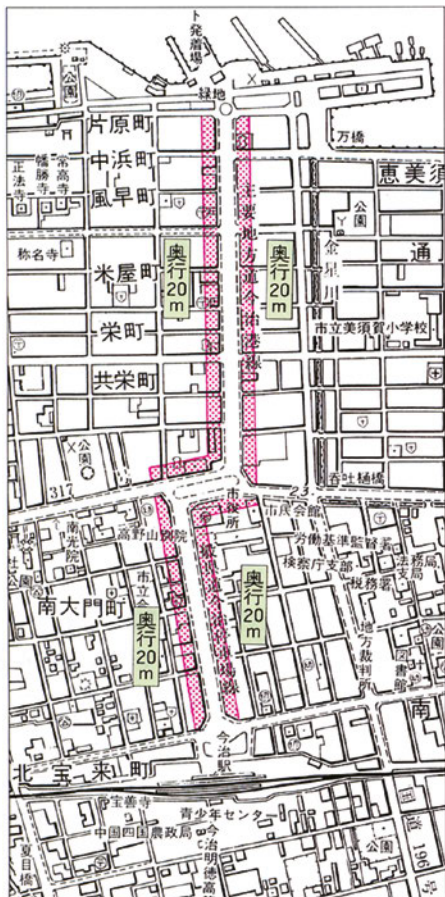
今治市都市景観形成誘導要領

■ 今治市都市景観形成誘導要領

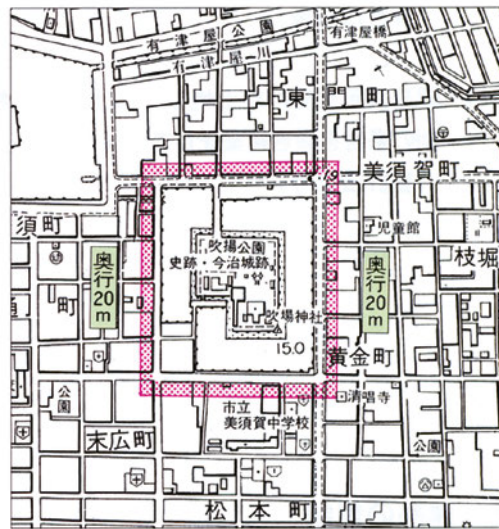
都市景観形成誘導要領は、地区を指定し、その地区内で一定の建築物や工作物を新築・増改築する場合にあらかじめ計画の段階から街の景観について誘

導・助言を行い、「美しく住みよい街づくり」を進めていこうとするもので、平成2年1月1日から実施されています。

都市景観形成誘導地区



▲ 1号地区



▲ 2号地区

(i) 1号地区

JR今治駅から今治港までの通称広小路に接する敷地で奥行20mまでの区域であり、商業業務施設が一体をなして今治らしい都市景観を形成していく必要がある地区。

(ii) 2号地区

吹揚公園を周回する街路に接する敷地で奥行20mまでの区域であり、今治市の歴史的背景の中でこれを支える新しい街づくり、緑豊かに住まう街づくりを目指す必要のある地区。

対象となる建築物等

区 分	対 象 建 築 物 等
①	敷地面積が300㎡（約90坪）以上、または建物の延床面積が500㎡（約150坪）以上の建物
②	工作物（広告塔、高架水槽、冷却塔等の建築設備）
③	①に該当するものの内、大規模な修繕や模様替え、または外観については過半の色彩変更を行うもの

第 8 章 関連する主要事業

今治新都市開発整備事業

■ 事業の目的

～将来にわたる広域交流、地域連携の拠点づくり～

瀬戸内海のほぼ中央に位置する今治市は、古くから海上交通の要衝として栄え、東予地方の政治・経済・文化の中心地として発展してきましたが、平成11年5月には、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が開通し、海上交通のみならず、陸路でも四国側の玄関口となりました。

また、平成17年1月16日には、12市町村が合併し、県下第2位の人口約18万人の新「今治市」が誕生しました。

こうした背景のもと、今治新都市は、西瀬戸自動車道の今治インターチェンジ周辺地区において、中心市街地を補完する副次核として、また、西瀬戸自動車道開通に伴う広域交流・地域連携の拠点として、居住機能をはじめ産業、商業、高等教育など、複合的な高次都市機能の整備を進めています。

■ 事業の概要

【事業の名称】 今治新都市開発整備事業

【事業主体】 独立行政法人 都市再生機構
(旧 地域振興整備公団)

【事業位置】 ○第1地区

J R 予讃線今治駅から南西に約3～4 kmの西瀬戸自動車道今治 I C に近接する丘陵地に位置します。

○第2地区

J R 予讃線今治駅から西へ約2～3 kmの今治市街地西部に隣接する近見山南側の丘陵地に位置します。

【計画面積】 約170ha

第1地区：約88.0ha

第2地区：約82.0ha

(今治西部丘陵公園約34.9ha 含む)

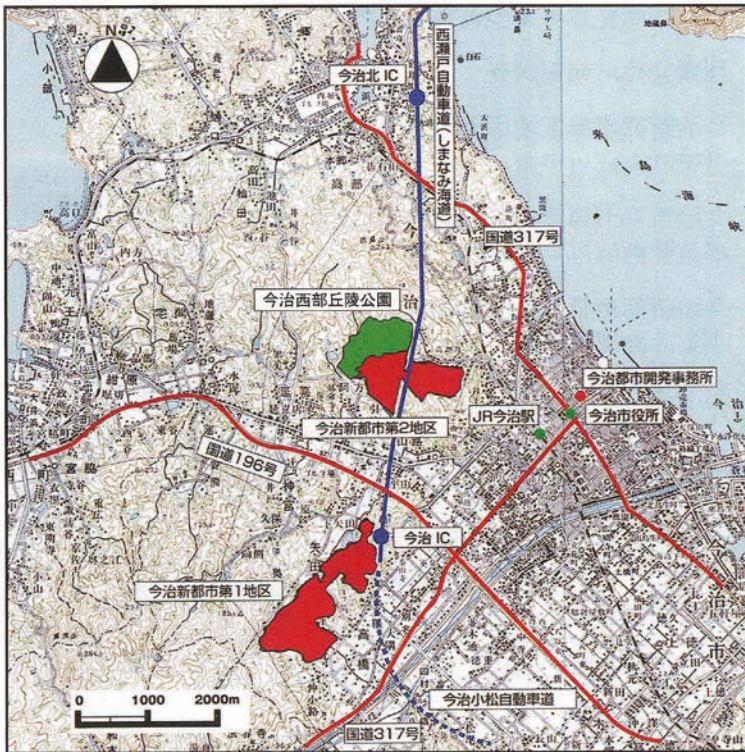
【事業期間】 ○第1地区：平成15年度～30年度

○第2地区：平成14年度～28年度

※ともに清算期間5年を含む。

【主要交通基盤】

- ・西瀬戸自動車道（今治 I C）
- ・J R 予讃線（今治駅）
- ・今治港（重要港湾）



▲しまなみヒルズ



▲クリエイティブヒルズ

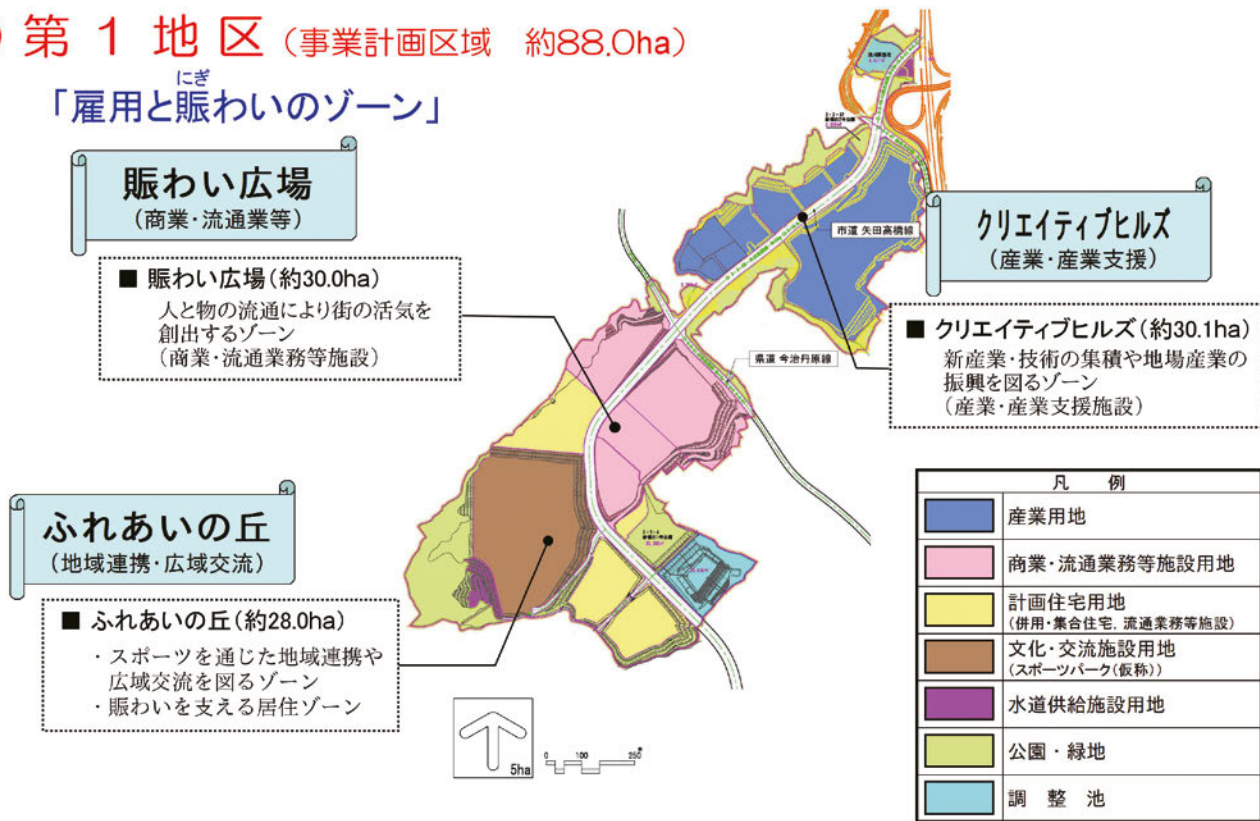
■ 今治新都市の土地利用計画図

「今治新都市」は、第1地区・第2地区合せて約170haのエリアで、それぞれが特徴的な施設と都市空間を有する6つのゾーンから構成されています。

第1地区は「雇用と賑わいのゾーン」として、また、第2地区は「自然と共生するゆとりと憩いのゾーン」として、それぞれ位置付けています。

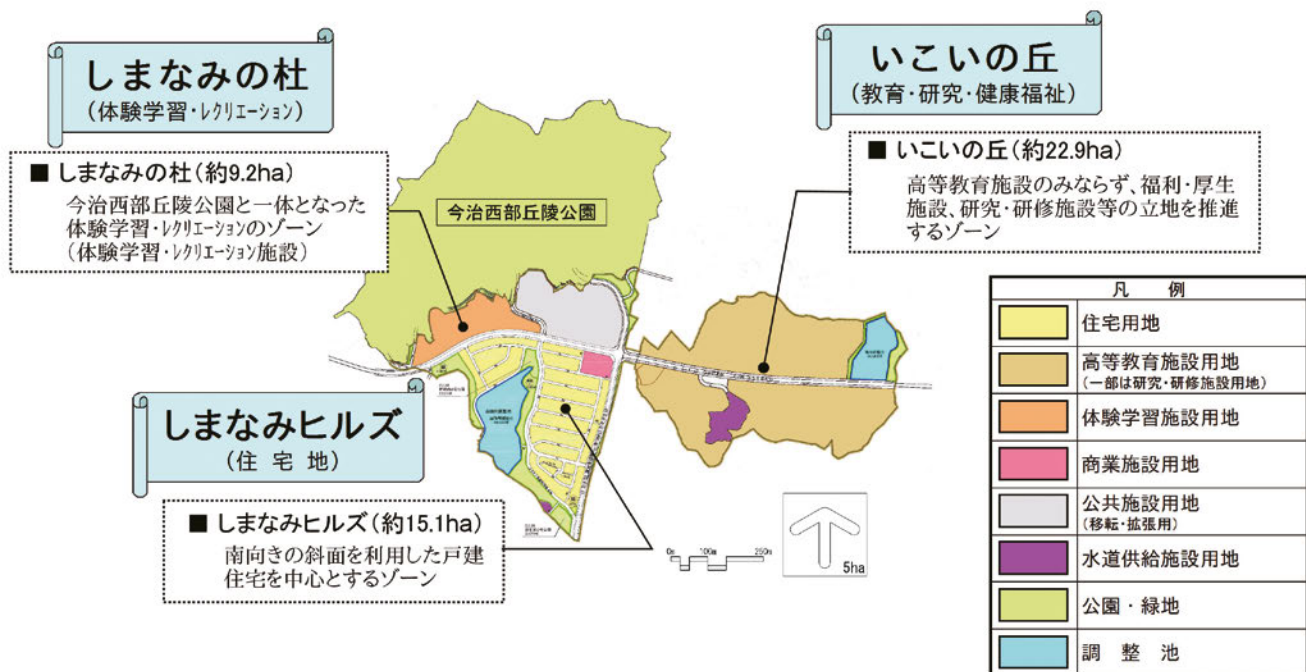
● 第1地区 (事業計画区域 約88.0ha)

「雇用と賑わいのゾーン」



● 第2地区 (事業計画区域 約82.0ha(西部丘陵公園(34.9ha)を含む。))

「自然と共生するゆとりと憩いのゾーン」



都市計画区域

■ 都市計画区域の変遷

(今治広域都市計画区域)

区域の決定(変更) 年 月 日	告 示 番 号	区 域 の 内 容
昭和4年2月9日	内務省告示第 633号	今治市、近見村、日高村、立花村
昭和24年5月19日	建設省告示第 468号	波止浜町を編入
昭和26年12月25日	建設省告示第1,081号	桜井町が都市計画区域となる
昭和30年10月6日	建設省告示第1,221号	町村合併により、今治市の区域となる
昭和48年12月28日	愛媛県告示第1,216号	今治広域都市計画区域となる ※今治市(全域)、朝倉村(一部)、玉川町(一部)、波方町(一部)、大西町(一部)

(菊間都市計画区域)

区域の決定(変更) 年 月 日	告 示 番 号	区 域 の 内 容
昭和25年3月14日	建設省告示第 131号	菊間町・歌仙村
昭和31年4月23日	建設省告示第 761号	菊間町・亀岡村
昭和56年8月14日	愛媛県告示第1,014号	菊間町(全域)から河之内地区、中川地区、川上地区を除外

■ 都市計画区域の現況

行政区域		都市計画区域	
面 積 (ha)	人 口 (人)	面 積 (ha)	人 口 (人)
41,915	157,319	14,662.1	131,544

令和2年3月31日現在

今治広域 都市計画区域	面 積 (ha)			人 口 (人)		
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
	11,873.1	2,291.4	9,581.7	126,099	83,531	42,568

令和2年3月31日現在

菊間 都市計画区域	面 積 (ha)			人 口 (人)		
	都市計画区域	用途地域設定区域	白地地域	都市計画区域	用途地域設定区域	白地地域
	2,789.0	186.3	2,602.7	5,445	2,632	2,813

令和2年3月31日現在

土地利用

市街化区域と市街化調整区域

(今治広域都市計画区域)

旧市町村名	市街化区域		市街化調整区域		告示年月日
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	
今治市 (全域)	2,039.3	76,537	5,449.1	31,693	(当初決定) 愛媛県告示 第1,217号 昭和48年12月28日 (第1回変更) 愛媛県告示 第 751号 昭和62年 5月26日 (第2回変更) 愛媛県告示 第 788号 平成12年 4月28日 (第3回変更) 愛媛県告示 第1,098号 平成16年 5月14日
朝倉村 (一部)	0.0	0	1,234.0	2,871	
玉川町 (〃)	0.0	0	1,333.0	3,223	
波方町 (〃)	75.3	2,713	356.7	1,092	
大西町 (〃)	176.8	4,281	1,208.9	3,689	
計 (1市3町1村)	2,291.4	83,531	9,581.7	42,568	

令和2年3月31日現在

用途地域の変遷

(今治広域都市計画区域)

告示年月日	第1種住専	第2種住専	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	未指定	計	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
内務省告示第203号			1,130		63		605		30	1,828	
戦災復興院告示第93号 昭和22年9月13日			304.8 (50.2)		87.9 (14.5)		99.1 (16.3)		115.2 (19.0)	607.0 (100.0)	
建設省告示第483号 昭和26年5月28日			364.7 (46.8)		120.3 (15.4)	177.6 (22.8)	117.2 (15.0)			779.8 (100.0)	
建設省告示第1,318号 昭和37年6月8日			545.3 (49.2)		160.2 (14.5)	263.0 (23.7)	139.9 (12.6)			1,108.4 (100.0)	
愛媛県告示第50号 昭和49年1月18日	59.7 (3.6)	182.2 (11.1)	828.7 (50.5)	69.0 (4.2)	116.5 (7.1)	270.5 (16.5)	74.5 (4.5)	26.6 (1.6)	14.3 (0.9)	1,642.0 (100.0)	
愛媛県告示第752号 昭和62年5月26日	66.1 (3.8)	244.5 (13.9)	807.6 (45.9)	69.0 (3.9)	116.5 (6.6)	321.1 (18.2)	92.8 (5.3)	28.0 (1.6)	14.3 (0.8)	1,759.9 (100.0)	
告示年月日	第1種低住専	第1種中住専	第1種住居	第2種住居	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	未指定	計
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
愛媛県告示第774号 平成8年5月31日	66 (3.8)	284 (16.1)	659 (37.4)	80 (4.6)	92 (5.2)	116 (6.6)	335 (19.0)	85 (4.8)	28 (1.6)	15 (0.9)	1,760 (100.0)
今治市告示第74号 平成12年5月12日	112 (5.5)	337 (16.5)	685 (33.6)	83 (4.1)	106 (5.2)	117 (5.7)	414 (20.3)	106 (5.2)	64 (3.1)	16 (0.8)	2,040 (100.0)
今治市告示第16号 平成15年1月11日	112 (5.5)	337 (16.5)	685 (33.6)	83 (4.1)	106 (5.2)	117 (5.7)	414 (20.3)	106 (5.2)	64 (3.1)	16 (0.8)	2,040 (100.0)
愛媛県告示第774号 平成8年5月31日		7.5 (11.9)	54.4 (86.3)				1.1 (1.8)				63 (100.0)
波方町告示第74号 平成12年4月28日		7.4 (9.8)	66.8 (88.7)				1.1 (1.5)				75.3 (100.0)
旧大西町 愛媛県告示第774号 平成8年5月31日	12.0 (6.8)	11.0 (6.2)	80.7 (45.6)	14.1 (8.0)	9.0 (5.1)		10.0 (5.7)	6.8 (3.8)	33.2 (18.8)		176.8 (100.0)

■ 用途地域の変遷（つづき）

（今治広域都市計画区域）

告示年月日	第1種低住専	第1種中住専	第1種住居	第2種住居	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
今治市告示第337号 平成20年8月7日	124.0 (5.4)	355.5 (15.5)	846.3 (36.9)	98.7 (4.3)	114.8 (5.0)	116.8 (5.2)	424.9 (18.6)	113.2 (4.9)	97.2 (4.2)	2,291.4 (100.0)
今治市告示第158号 平成21年4月27日	101.6 (4.4)	345.2 (15.1)	851.5 (37.2)	107.2 (4.7)	114.8 (5.0)	116.8 (5.1)	443.9 (19.4)	113.2 (4.9)	97.2 (4.2)	2,291.4 (100.0)
今治市告示第84号 平成28年3月14日	97.4 (4.2)	337.9 (14.8)	862.1 (37.6)	104.0 (4.5)	115.2 (5.1)	116.4 (5.0)	448.0 (19.6)	113.2 (5.0)	97.2 (4.2)	2,291.4 (100.0)

（菊間都市計画区域）

告示年月日	第1種住専	第2種住専	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
愛媛県告示第883号 昭和51年8月20日	21.5 (13.3)	14 (8.6)	43 (26.6)	4.2 (2.6)	2.3 (1.4)	27 (16.7)	0.7 (0.4)	49.3 (30.4)	162.0 (100.0)	
告示年月日	第1種低住専	第1種中住専	第1種住居	第2種住居	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	未指定
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
菊間町告示第8号 平成8年4月1日	19 (10.2)	19.8 (10.6)	43 (23.1)		4.2 (2.3)	2.3 (1.2)	27 (14.5)	11 (5.9)	60 (32.2)	186.3 (100.0)
今治市告示第338号 平成20年8月7日	18.7 (10.0)	19.3 (10.4)	42.6 (22.9)	0.2 (0.1)	4.2 (2.2)	2.3 (1.2)	27 (14.5)	10.2 (5.5)	61.8 (33.2)	186.3 (100.0)

■ 特別工業地区

（今治広域都市計画区域）

告示年月日	面積 (ha)	備考
今治市告示第6号 昭和51年1月16日	77	今治市特別工業地区建築条例 床面積 500平方メートル以内 原動機出力 22.5キロワット以内

■ 防火地域と準防火地域の変遷

（今治広域都市計画区域）

告示年月日	種類	面積 (ha)	備考
建設省告示第849号 昭和24年10月13日	防火地域	—	当初決定
	準防火地域	74.98	
建設省告示第354号 昭和34年3月17日	防火地域	—	当初決定
	準防火地域	96.86	
建設省告示第2,604号 昭和35年12月9日	防火地域	4.98	当初決定
	準防火地域	91.88	
建設省告示第2,810号 昭和36年12月18日	防火地域	5.48	
	準防火地域	91.38	
建設省告示第1,950号 昭和37年8月10日	防火地域	7.06	
	準防火地域	89.80	
今治市告示第91号 平成8年5月31日	準防火地域	152	

■ 駐車場整備地区

(今治広域都市計画区域)

告示年月日	面積 (ha)	備 考
今治市告示第4号 昭和51年1月16日	187.2	今治市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 劇場等特定用途 1,000㎡を超えるもの 非特定用途 3,000㎡を超えるもの

■ 臨港地区

(今治広域都市計画区域)

今治臨港地区

告示年月日	名 称	面積 (ha)	備 考
建設省告示第358号 昭和40年3月3日	今治臨港地区	約16.0	市 管 理 重 要 港 湾
愛媛県告示第928号 昭和51年9月3日	〃	約34.4	
愛媛県告示第103号 昭和53年1月31日	〃	約33.3	商港区 …………… 約18.5ha 工業港区 …………… 約13.5ha 漁港区 …………… 約 1.3ha
愛媛県告示第448号 平成17年2月25日	〃	約105.8	商港区 …………… 約32.5ha 工業港区 …………… 約25.3ha 漁港区 …………… 約 4.0ha 修景厚生港区 …………… 約 3.5ha 無分区 …………… 約40.5ha

注)【分区】

- ・商 港 区：旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- ・工 業 港 区：工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- ・漁 港 区：水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- ・修景厚生港区：その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

波止浜臨港地区

告示年月日	名 称	面積 (ha)	備 考
建設省告示第353号 昭和40年3月3日	波止浜臨港地区	約8.41	県 管 理 地 方 港 湾

(菊間都市計画区域)

菊間臨港地区

告示年月日	名 称	面積 (ha)	備 考
建設省告示第360号 昭和40年3月3日	菊間臨港地区	約1.43	県 管 理 地 方 港 湾
今治市告示第75号 平成26年3月4日	〃	約3.2	〃

■ 地区計画

(今治広域都市計画区域)

番号	名称	面積 (ha)	決定の概要		決定年月日 変更年月日	告示番号	備考
			地区施設	建築物等に関する事項			
1	今治駅西地区	14.9	道路	壁面の位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 垣又は柵の構造の制限	H6.2.15	市告第34号	
2	波止浜地区	3.3	道路		H12.5.12	市告第76号	
3	乃万地区	18.4	道路	壁面の位置の制限 垣又は柵の構造の制限	H12.5.12	市告第76号	
4	日高地地区 (小泉)	14.1	道路	壁面の位置の制限 垣又は柵の構造の制限	H12.5.12	市告第76号	
5	日高地地区 (別名・高橋)	36.7	道路	壁面の位置の制限 垣又は柵の構造の制限	H12.5.12	市告第76号	
6	立花地区	3.9	道路	垣又は柵の構造の制限	H12.5.12	市告第76号	
7	清水地区	1.5	道路		H12.5.12	市告第76号	
8	鳥生地地区 (土橋)	2.1	道路	壁面の位置の制限 垣又は柵の構造の制限	H12.5.12	市告第76号	
9	鳥生地地区 (東鳥生)	12.7	道路	壁面の位置の制限	H12.5.12	市告第76号	
10	今治新都市第1地区 産業地地区	24.8		建築物等の用途の制限・壁面の 位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 垣又は柵の構造の制限	H18.10.25 H21.10.23	市告第515号 市告第388号	
11	今治新都市第1地区 センター地地区	20.1		建築物等の用途の制限・壁面の 位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 垣又は柵の構造の制限	H21.10.23	市告第388号	
12	今治新都市第2地区 住宅地地区	16.3		建築物等の用途の制限・壁面の 位置の制限 建築物の高さの最高限度・工作 物の設置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 垣又は柵の構造の制限	H18.10.25	市告第515号	
13	国道196号沿道地区 (中寺宮ノ下)	1.5	道路	建築物等の用途の制限・壁面の 位置の制限 建築物の高さの最高限度 建築物等の形態又は意匠の制限 緑化率の最低限度	H26.12.8	市告第478号	市街化 調整区域
14	国道196号沿道地区 (中寺久信)	0.8	道路	建築物等の用途の制限・壁面の 位置の制限 建築物の高さの最高限度 建築物等の形態又は意匠の制限 緑化率の最低限度	H27.12.18	市告第510号	市街化 調整区域

都市施設

◆ 都市計画道路の番号の付し方

区分 番号	規模 番号	一連 番号	名 称
○	・	○	・ ○○
			・ ○○○線

◆ 区分番号

区分 番号	道路種別	内 容
1	自動車専用 道	都市高速道路・都市間高速道路・一般自動車専用道路等もっぱら自動車の交通の用に供する道路
3	幹線街路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地区・工業地区・業務地区等の相互間の交通を主として受けもち、当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの
7	区画街路	近隣住区等の地区内の利用に供するための道路
8	特殊街路	ア、もっぱら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路
9		イ、もっぱら都市モノレール等の交通の用に供する道路
10		ウ、主として路面電車の交通の用に供する道路

◆ 規模番号

番号	幅員の範囲
1	幅員40m以上のもの
2	幅員30m以上40m未満のもの
3	幅員22m以上30m未満のもの
4	幅員16m以上22m未満のもの
5	幅員12m以上16m未満のもの
6	幅員8m以上12m未満のもの
7	幅員8m未満

◆ 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付けています。

都市計画道路

用語解説

改良済延長 整備済延長と換算延長を合計したものです。
 換算延長 整備中の道路では、事業費を計算式により改良済延長におきかえたもので、
 計算式は次のように表されます。
 (換算延長=総延長/総事業費×現在までに費やされた事業費)

(今治広域都市計画区域)

種別	名称		位置		区域	改良済延長(m)	構造			決定年月日 変更年月日	告示番号
	区規一連番号 分模	路線名	起点	終点			計画決定延長(m)	幅員(m)	車線数		
自動車専用道路	1・3・1	今治小松線	今治市小泉	今治市孫兵衛作	約11,550	約 7,608	22			H 3.12.17 県告第1,773号 R 2.3.17 県告第 240号	
	ただし		今治市別名	今治市五十嵐	約 1,920		21~22	嵩上式			
			今治市五十嵐	今治市新谷	約 910		22	嵩上式			
			今治市新谷	今治市朝倉南	約 4,440		22 (21~22)	嵩上式			
			今治市朝倉南	今治市長沢	約 710		11×2	地下式			
			今治市長沢	今治市長沢	約 360		10×2	嵩上式			
幹線街路	3・2・1	広小路線	今治市北宝来町一丁目	今治市片原町一丁目	約 1,140	約 1,140	36		地表式	S 21.7.6 戦告第 52号 S 29.12.21 建告第1,639号 S 38.7.2 建告第1,501号 S 58.9.24 県告第1,214号 H 24.8.28 県告第1,082号	
	ただし		3・5・8 今治近見線との交差点	3・4・11 今治喜田村線との交差点	約 140		53				
	なお	起点付近に約5,200㎡の今治駅東口駅前広場を設ける。									
	3・2・2	宅間長沢線	今治市宅間字高津和	今治市長沢字式反地	約13,400	約13,400	30		地表式	S 51.2.13 県告第 159号 S 58.9.24 県告第1,214号 S 63.1.29 県告第 141号	
	ただし		今治市小泉字実入	今治市八町字ハツ目	約 600		26~60	嵩上式			
			今治市長沢字松ノ木	今治市長沢字樋之前	約 530		25~32	嵩上式			
	3・3・3	駅西大通り線	今治市常盤町五丁目	今治市北日吉町一丁目	約 600	約 600	25		地表式	S 21.7.6 戦告第 52号 S 58.9.24 県告第1,214号 S 61.10.24 県告第1,195号	
	3・3・4	宮脇片山線	今治市別宮町三丁目	今治市片山字山王上	約 2,330	約 2,330	25		地表式	S 21.7.6 戦告第 52号 S 50.4.30 県告第 437号 S 58.9.24 県告第1,213号 S 63.1.29 県告第 142号	
	ただし		起点	3・5・14 今治駅別宮橋線との交差点	約 420		18				
	3・3・5	今治本町波止浜高部線	今治市本町二丁目	今治市波止浜高部下	約 4,900	約 3,130	25		地表式	S 21.7.6 戦告第 52号 S 28.3.31 建告第1,093号 S 40.8.26 建告第2,460号 S 50.4.30 県告第 437号 S 58.9.24 県告第1,214号	
	ただし		起点	3・5・8 今治近見線との交差点	約 1,800		15				
	3・3・6	鳥生大浜八町線	今治市東鳥生町二丁目	今治市八町東三丁目	約 2,960	約 2,960	25		地表式	S 50.4.30 県告第 437号 S 54.8.21 県告第1,049号 S 58.9.24 県告第1,214号 H 24.8.28 県告第1,083号	
3・3・7	大坪通土橋線	今治市蔵敷町二丁目	今治市北高下町四丁目	約 1,350	約 1,350	25		地表式	S 50.4.30 県告第 437号 S 58.9.24 県告第1,214号 H 5.12.28 県告第1,582号		
3・5・8	今治近見線	今治市別宮町二丁目	今治市新田町五丁目	約 1,930	約 1,890	15		地表式	S 21.7.6 戦告第 52号 S 58.9.24 県告第1,215号		
ただし		起点	3・5・14 今治駅別宮橋線との交差点	約 820		25					

種別	名称		位置		区域	改良済延長(m)	構造			決定年月日 変更年月日	告示番号
	区規一連番号 分模	路線名	起点	終点			計画決定延長(m)	幅員(m)	車線数		
幹線街路	3・4・9	内港大通線	今治市中浜町一丁目	今治市天保山町一丁目	約 900	約 900	18		地表式		
	ただし		3・4・10 内港浜ノ窪線との交差点	3・5・31 内港天保山線との交差点	約 230		16			S21.7.6 戦告第 52号 S29.12.21 建告第1,639号 S38.7.2 建告第1,501号 S58.9.24 県告第1,214号	
			3・5・31 内港天保山線との交差点	終点	約 90		12				
	3・4・10	内港浜ノ窪線	今治市恵美須町三丁目	今治市喜田村字榎ヶ本767番1	約 2,980	約 2,980	18		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S29.12.21 建告第1,639号 S40.8.26 建告第2,460号 S58.9.24 県告第1,214号	
	3・4・11	今治喜田村線	今治市別宮町一丁目	今治市喜田村六丁目	約 3,500	約 1,270	18		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S38.7.2 建告第1,501号 S58.9.24 県告第1,214号 H3.12.17 県告第1,771号	
	ただし		起点	今治市旭町五丁目	約 1,220		25				
	3・4・12	今治駅天保山線	今治市北宝来町一丁目	今治市天保山町三丁目	約 2,100	約 2,100	20		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 県告第1,214号	
	3・4・13	別宮本町線	今治市別宮町四丁目	今治市本町五丁目	約 490	約 490	18		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 県告第1,214号 H24.8.28 市告第 356号	
	3・5・14	今治駅別宮橋線	今治市北宝来町一丁目	今治市別宮町五丁目	約 1,010	約 460	15		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 312号 H24.8.28 市告第 356号	
	ただし		3・3・4 宮脇片山線との交差点	3・5・44 北宝来近見線との交差点	約 90		18				
	3・5・15	第5前線	今治市泉川町二丁目	今治市北日吉町二丁目	約 930	—	15		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号 H24.8.28 市告第 356号	
	3・5・16	別宮大新田線	今治市大字別宮	今治市大字大新田	約 1,090		15		地表式	S29.3.31 建告第1,057号 S58.9.24 県告第1,215号 ※S58.9.24計画廃止	
	3・4・17	中堀樋口前線	今治市内堀二丁目	今治市中堀四丁目	約 1,070	約 1,070	16		地表式	S53.8.15 県告第 893号 S58.9.24 県告第1,214号 H9.2.4 県告第 167号	
	3・4・18	波止浜中道線	今治市地堀五丁目	今治市波方町郷	約 940	—	16		地表式	S53.8.15 県告第 893号 S58.9.24 県告第1,214号 H9.2.4 県告第 168号 H24.8.28 県告第1,084号	
	3・5・19	臨港線	今治市蔵敷町二丁目	今治市東門町二丁目	約 1,550	約 1,250	15		地表式	S53.4.4 市告第 86号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・20	広小路竹屋町線	今治市共栄町二丁目	今治市大正町五丁目	約 700	約 545	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S29.3.31 建告第1,057号 S58.9.24 市告第 311号 H24.8.28 市告第 356号	
	3・5・21	一番町線	今治市共栄町一丁目	今治市黄金町一丁目	約 360	約 360	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・22	広小路新町線	今治市本町一丁目	今治市常盤町二丁目	約 90	約 90	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・23	常盤町線	今治市常盤町三丁目	今治市常盤町一丁目	約 560	約 560	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・24	弥生通線	今治市旭町一丁目	今治市恵美須町一丁目	約 570	約 570	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・25	泉川通線	今治市通町三丁目	今治市泉川町二丁目	約 1,550	約 1,100	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S29.12.21 建告第1,639号 S58.9.24 市告第 311号 H24.8.28 市告第 356号	

種別	名 称		位 置		区 域	改良済 延長 (m)	構 造			決定年月日 変更年月日	告示番号
	区 規 一 分 模 連 番 号	路線名	起点	終点			計画決定 延長 (m)	幅員 (m)	車線 数		
幹線街路	3・5・26	黄金通線	今治市 黄金町二丁目	今治市 黄金町五丁目	約 860	約 860	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S29.12.21 建告第1,639号 S58.9.24 市告第 311号 H24.8.28 市告第 356号	
		た だ し	起点より 650mの地点	終点	約 210		8				
	3・4・27	今日日高線	今治市 常盤町四丁目	今治市 片山三丁目	約 2,330	約 2,144	17		地表式		
		た だ し	起点	3・3・3 駅西大通り線 との交差点	約 680		25			S21.7.6 戦告第 52号 S34.12.11 建告第2,407号 S58.9.24 市告第1,214号 H3.12.17 県告第1,772号 H24.8.28 県告第1,087号	
			3・3・3 駅西大通り線 との交差点	3・5・35 丸田辻堂線 との交差点	約 1,200		17				
			3・5・35 丸田辻堂線 との交差点	終点	約 450		12				
	3・5・28	今治駅西 高橋線	今治市 中日吉町 一丁目	今治市高橋	約 3,870	約 938	15	2	地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 312号 S61.10.17 市告第 324号 H12.5.12 市告第 75号	
		な お	起点付近に約3,000㎡の今治駅西口駅前広場を設ける。								
		た だ し	起点	3・3・3 駅西大通り線 との交差点	約 190		25				
	3・5・29	竹屋町線	今治市 南大門町 四丁目	今治市 本町六丁目	約 880	約 300	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・30	高地線	今治市 別宮町八丁目	今治市 高地町一丁目	約 410	—	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 312号	
	3・5・31	内港天保山線	今治市 天保山町 二丁目	今治市 天保山町 五丁目	約 1,010	約 875	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S29.12.21 建告第1,639号 S58.9.24 市告第 311号 H24.8.28 市告第 356号	
	3・5・32	蒼社橋 天保山線	今治市 旭町五丁目	今治市 天保山町 五丁目	約 1,240	—	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号 ※H24.8.28計画廃止	
	3・5・33	大坪通 土居宮線	今治市 南宝来町 三丁目	今治市 旭町五丁目	約 290	約 290	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S29.12.21 建告第1,639号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・34	常盤町榎町線	今治市 常盤町五丁目	今治市 南日吉町 一丁目	約 360	—	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 市告第 311号 H24.8.28 市告第 356号	
	3・5・35	丸田辻堂線	今治市 常盤町八丁目	今治市 辻堂字角淵	約 2,520	約 1,880	12	2	地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S50.2.20 市告第 35号 S58.9.24 県告第1,214号 H14.12.27 県告第2,078号	
	3・5・36	丸田馬越線	今治市 常盤町八丁目	今治市 山路町一丁目	約 850	約 656	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S58.9.24 県告第1,214号 H6.12.26 県告第1,432号	
	3・5・37	波止浜停車場 蛭子町線	今治市 高部字家の下	今治市 波止浜蛭子町	約 1,340	約 250	12		地表式	S28.3.31 建告第1,093号 S49.11.1 市告第 216号 S53.7.24 市告第 187号 S58.9.24 県告第1,214号	
		な お	起点付近に約1,800㎡の波止浜駅前広場を設ける。 終点付近に約1,200㎡の波止浜港広場を設ける。								
	3・5・38	大坪通榎橋線	今治市 南宝来町 三丁目	今治市 蒼社町一丁目	約 580	約 580	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S29.12.21 建告第1,639号 S50.2.20 市告第 35号 S58.9.24 県告第1,214号	
3・5・39	東村鳥越線	今治市 東村南一丁目	今治市 国分五丁目	約 1,740	約 1,740	12	2	地表式	S47.9.19 市告第 203号 S58.9.24 市告第 311号 H18.3.6 市告第 88号		
3・5・40	波止浜 五番浜線	今治市 内堀二丁目	今治市 中堀四丁目	約 1,530	約 790	12		地表式	S53.7.24 市告第 187号 S58.9.24 県告第1,214号 H24.8.28 県告第1,085号		

種別	名 称		位 置		区 域	改良済 延長 (m)	構 造			決定年月日 変更年月日	告示番号
	区 規 一 分 模 連 番 号	路線名	起点	終点			幅員 (m)	車線 数	構造 形式		
幹線街路	3・5・41	政所本線	今治市 大西町大字 九王	今治市 大西町大字 九王	約 790	約 790	12		地表式	S55.9.17 町告第 35号 S58.9.24 町告第 73号	
	3・6・42	学校線	今治市 南鳥生町 三丁目	今治市 八町西 五丁目	約 2,080	約 2,080	9	1	地表式	S56.11.26 市告第 294号 S58.9.24 市告第 311号 H21.4.27 市告第 157号	
	た だ し		3・5・35 丸田辻堂線 との交差点	終点	約 540		12	2			
	3・6・43	桜井漁港線	今治市 古国分字丸山	今治市 古国分字 天神原裾	約 690	約 690	9		地表式	S57.2.22 市告第 53号 S58.9.24 市告第 311号	
	3・5・44	北宝来近見線	今治市 北宝来町 四丁目	今治市 近見町三丁目	約 2,660	約 2,660	15.5		地表式	S58.9.24 市告第 313号 H4.2.18 市告第 41号	
	た だ し		終点付近		約 80		18				
	3・5・45	鷺之町線	今治市 常盤町五丁目	今治市 北日吉町 一丁目	約 600	約 600	12		地表式	S61.10.17 市告第 324号	
	3・3・46	喜田村新谷線	今治市 喜田村六丁目	今治市新谷	約 4,070	約 1,680	25		地表式	H3.12.17 県告第1,774号	
	た だ し		3・2・2 宅間長沢線 との交差点	終点	約 1,680		16				
	3・4・47	別名矢田線	今治市高橋	今治市矢田	約 2,310	約 1,831	16	2	地表式	H3.12.17 県告第1,775号 H12.4.28 県告第 793号 H24.8.28 市告第 356号 R2.3.17 市告第 99号	
	た だ し		起点	今治市別名	約 1,100		8.5×2		地表式		
	3・3・48	山路線	今治市山路	今治市山路	約 290	約 290	25	4	地表式	H12.4.28 県告第 790号	
	3・3・49	山路矢田線	今治市山路	今治市矢田	約 570	約 570	22	2	地表式	H12.5.12 市告第 75号	
	3・3・50	矢田高橋線	今治市矢田	今治市高橋	約 2,760	約 1,960	29	4	地表式	H12.4.28 県告第 791号	
	3・5・51	神宮高橋線	今治市神宮	今治市高橋	約 3,220	約 3,220	14	2	地表式	H12.4.28 県告第 792号	
	3・4・52	高地延喜線	今治市 高地町一丁目	今治市延喜	約 2,590	約 2,147	20	2	地表式	H12.5.12 市告第 75号	
3・4・53	高地矢田線	今治市 高地町一丁目	今治市 矢田字胡麻出	約 1,680	約 1,680	16	2	地表式	H14.6.20 市告第 124号		
区画街路	7・6・1	広小路 美保町線	今治市 中浜町二丁目	今治市 本町六丁目	約 1,020	約 920	8		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S53.4.4 市告第 86号 S58.9.24 市告第 311号	
	7・5・2	蒼社橋蔵敷線	今治市 旭町五丁目	今治市 蔵敷二丁目	約 450	—	12		地表式	S21.7.6 戦告第 52号 S53.9.24 市告第 312号 H18.3.6 市告第 88号 ※H18.3.6 計画廃止	
	7・6・3	榎橋日高線	今治市 蒼社町一丁目	今治市高橋	約 3,260	約 2,340	8	2	地表式	S58.9.24 市告第 313号 H15.1.10 市告第 12号 H24.8.28 市告第 356号	
	た だ し		起点	3・5・35 丸田辻堂線 との交差点	約 920		12				
	7・7・4	高架側道 1号線	今治市 蒼社町一丁目	今治市 蒼社町一丁目	約 50	約 50	4		地表式	S58.9.24 市告第 313号	
	7・7・5	高架側道 2号線	今治市 蒼社町一丁目	今治市 泉川町一丁目	約 310	約 310	6		地表式	S58.9.24 市告第 313号	
	7・6・6	高架側道 3号線	今治市 蔵敷町一丁目	今治市 蔵敷町一丁目	約 190	約 190	9		地表式	S58.9.24 市告第 313号	
	7・7・7	高架側道 4号線	今治市 常盤町五丁目	今治市 常盤町五丁目	約 100	約 100	6		地表式	S58.9.24 市告第 313号	
7・7・8	高架側道 5号線	今治市 常盤町五丁目	今治市 北宝来町 一丁目	約 250	約 250	6		地表式	S58.9.24 市告第 313号 H元.12.22 市告第 289号		

種別	名 称		位 置		区 域	改良済 延長 (m)	構 造			決定年月日 変更年月日	告示番号	
	区 規 一 分 模 連 号 番号	路線名	起点	終点			計画決定 延長 (m)	幅員 (m)	車線 数			構造 形式
区画 街路	7・7・9	高架側道 6号線	今治市 常盤町四丁目	今治市 常盤町四丁目	約 80	約 80	6		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	7・7・10	高架側道 7号線	今治市 北日吉町 一丁目	今治市 北日吉町 一丁目	約 220	約 220	6		地表式	S58.9.24 H元.12.22	市告第 313号 市告第 289号	
	7・7・11	高架側道 8号線	今治市 北宝来町 二丁目	今治市 北宝来町 三丁目	約 230	約 230	6		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	7・7・12	高架側道 9号線	今治市 北宝来町 四丁目	今治市 北宝来町 四丁目	約 80	約 80	6		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	7・7・13	高架側道 10号線	今治市 宮下町一丁目	今治市 宮下町一丁目	約 60	約 60	6		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	7・7・14	高架側道 11号線	今治市 高地町一丁目	今治市 高地町一丁目	約 170	約 170	6		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	7・7・15	高架側道 12号線	今治市 高地町二丁目	今治市 石井町五丁目	約 150	約 150	4		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	7・5・16	常盤町 大坪通線	今治市 常盤町四丁目	今治市 蔵敷町一丁目	約 650	約 650	12		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	た だ し		3・5・25 泉川通線 との交差点	3・5・38 大坪通線 との交差点	約 280		15					
	7・6・17	吉本通線	今治市 北宝来町 三丁目	今治市 北日吉町 一丁目	約 230	約 230	9		地表式	S63.10.24	市告第 271号	
7・5・18	新都市1号線	今治市 高橋字貞	今治市 高橋字板敷	約 870	—	14		地表式	H14.6.20 市告第 124号 H21.4.27 市告第 159号 ※H21.4.27計画廃止			
特殊 街路	8・7・1	蔵敷複橋線	今治市 蔵敷町二丁目	今治市 蒼社町一丁目	約 360	—	3		地表式	S58.9.24	市告第 313号	
	8・6・2	新都市2号線	今治市 高橋字貞	今治市 高橋字貞	約 680	—	8		地表式	H14.6.20 市告第 124号 H21.4.27 市告第 159号 ※H21.4.27計画廃止		
	8・6・3	新都市3号線	今治市 阿方字頭王	今治市 阿方字牛ノ江	約 720	約 720	8	—	地表式	H14.6.20	市告第 124号	
合 計			計画決定 70路線 約110,470m (廃止路線除く) 改良済 65路線 約 84,005m (一部改良済路線含む)									

令和2年3月31日現在

(菊間都市計画区域)

種別	名 称		位 置		区 域	改良済 延長 (m)	構 造			決定年月日 変更年月日	告示番号	
	区 規 一 分 模 連 号 番号	路線名	起点	終点			計画決定 延長 (m)	幅員 (m)	車線 数			構造 形式
区画 街路	(I)・小・1	西浜新田線	菊間町西浜	菊間町新田	約 510	—	8		地表式	S26.3.31 建告第 436号 H16.12.20 町告第 59号 ※H16.12.20計画廃止		
	7・7・1	下本町通線	今治市 菊間町浜	今治市 菊間町浜	約 300	約 300	6	1	地表式	S26.3.31 建告第 436号 H16.12.20 町告第 58号		
合 計			計画決定 1路線 約300m (廃止路線除く) 改良済 1路線 約300m									

令和2年3月31日現在

交通広場等

(今治広域都市計画区域)

路線番号	路線名	名称	面積 (㎡)	備考	決定年月日 変更年月日	告示番号
3・2・1	広小路線	今治駅東口 駅前広場	約5,200	起点付近	S21.7.6 S29.12.21 S38.7.2 S58.9.24	戦告第 52号 建告第1,639号 建告第1,501号 県告第1,214号
		港務所前 広場	約8,900	終点付近	S29.12.21 S38.7.2 S58.9.24 ※H24.8.28計画廃止	建告第1,639号 建告第1,501号 県告第1,214号
3・5・28	今治駅西 高橋線	今治駅西口 駅前広場	約3,000	起点付近	S21.7.6 S58.9.24 S61.10.17 H12.5.12	戦告第 52号 市告第 312号 市告第 324号 市告第 75号
3・5・37	波止浜停車場 蛭子町線	波止浜 駅前広場	約1,800	起点付近	S28.3.31 S49.11.1 S53.7.24 S58.9.24	建告第1,093号 市告第 216号 市告第 187号 県告第1,214号
		波止浜 港場 広場	約1,200	終点付近	S28.3.31 S49.11.1 S53.7.24 S58.9.24	建告第1,093号 市告第 216号 市告第 187号 県告第1,214号

交通広場

(今治広域都市計画区域)

名称		位置	面積 (㎡)	決定年月日 変更年月日	告示番号
番号	交通広場名				
1	今治港交通広場	今治市片原町一丁目	約4,300	H24.8.28	市告第 358号

注) 告示番号における省略文字は次のとおり。

建告 建設省告示
 県告 愛媛県告示
 市告 今治市告示
 戦告 戦災復興院告示
 町告 大西町告示 (政所本線)
 菊間町告示 (西浜新田線・下本町通線)

■ 都市高速鉄道

(今治広域都市計画区域)

【当初決定】

昭和58年9月24日 愛媛県告示第1,212号

線路部分

【変更】：名称変更 昭和63年10月28日 愛媛県告示第1,291号

名称	位置			区域	構造		備考
	起点	終点	主な経過地		延長(m)	構造形式	
四国旅客鉄道 予讃本線	今治市 辻堂字 五反地	今治市 高部字 碁石山	今治市 北宝来町 一丁目	約7,390			「線路線数1」 連続立体交差 化事業
内 訳	今治市 蔵敷町 二丁目	今治市 高地町 一丁目	今治市 北宝来町 一丁目	約2,030	嵩上式		
				約5,360	地表式	幹線街路3・6・42学校線と 平面交差 幹線街路と立体交差1箇所	

主要施設

名称		位置	区域 (㎡)	備考
都市高速鉄道	施設名			
四国旅客鉄道 予讃本線	今 治 駅	今治市北宝来町一丁目	約10,800	

■ 都市計画駐車場

(今治広域都市計画区域)

名称		位置	面積 (㎡)	構造	備考	決定年月日 変更年月日	告示番号
番号	駐車場名						
1	今治港第1駐車場	今治市 片原町一丁目	約1,200	地上1層	駐車台数 約37台 出入口1箇所	S48.7.19 H18.10.20 H24.11.19	市告第 168号 市告第 510号 市告第 463号

◆ 都市計画公園の番号の付し方

区分 番号	規模 番号	一連 番号	名 称
○	・ ○	・ ○○	・ ○○○公園

◆ 区分番号

区分 番号	道路種別	内 容
2	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
3	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
4	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。また都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園（特定地区公園）で地域の状況に応じ1箇所当たり面積おおむね4ha以上として配置する。
5	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
6	運動公園	都市住民全般の主としての運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
7	特殊公園	(ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。
8	〃	(イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。
9	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

◆ 規模番号

番号	面 積 の 範 囲
2	面積1ha未満のもの
3	面積1ha以上4ha未満のもの
4	面積4ha以上10ha未満のもの
5	面積10ha以上50ha未満のもの
6	面積50ha以上300ha未満のもの
7	面積300ha以上

◆ 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付けています。

■ 都市計画公園等
(今治広域都市計画区域)

種類	種別	名称		面積 (約ha)	計画決定 変更 年月日	区域	開設面積 (約ha)	備考
		番号	公園名					
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	2・2・1	御 厩 公 園	0.65	S23.3.31 S29.12.21 S37.10.12 S51.9.13	街(1住)D	0.65	
		2・2・2	蔵 敷 公 園	0.13	S23.3.31 S29.12.21 S37.10.12 S51.9.13	街(1住)D	0.13	
		2・2・3	日 吉 公 園	0.29	S23.3.31 S29.12.21 S45.6.26 S51.9.13 S56.8.5 H16.11.25	街(商業)D	0.29	
		2・2・4	弥 生 公 園	0.32	S23.3.31 S29.12.21 S37.10.12 S51.9.13	街(商業)D	0.32	
		2・3・5	浅川緑道公園	3.24	S23.3.31 S51.9.3	街(工業)D	—	
		2・2・6	波 止 浜 公 園	0.48	S29.12.21 S51.9.13 S56.8.5	街(1住)	0.48	
		2・2・7	蓮 池 公 園	0.16	S29.12.21 S37.10.12 S51.9.13	街(準工)D	0.16	
		2・2・8	別 宮 公 園	0.23	S29.12.21 S37.10.12 S51.9.13	街(1住)D	0.23	
		2・2・9	大 山 祇 公 園	0.15	S33.11.10 S37.10.12 S51.9.13	街(1中)D	0.15	
		2・2・10	慶 応 公 園	0.35	S33.11.10 S51.9.13	街(近商)D	0.32	
		2・2・11	城 南 公 園	0.12	S37.10.12 S51.9.13	街(1住)D	0.12	
		2・2・12	有 津 屋 公 園	0.70	S42.3.29 S51.9.13	街(工業)D	0.70	
		2・2・13	喜 田 村 公 園	0.14	S44.4.9 S51.9.13	街(1住)D	0.08	
		2・2・14	美 保 公 園	0.08	S44.4.9 S51.9.13	街(近商)D	0.08	
		2・2・15	八 町 川 原 公 園	0.18	S51.4.26 S51.9.13	街(1住)D	0.18	
		2・2・16	片 原 海 岸 公 園	0.33	S51.8.12	街(商業)D	0.33	
		2・2・17	唐 子 台 北 公 園	0.15	S51.8.12	街(1低)D	0.15	
		2・2・18	唐 子 台 南 公 園	0.09	S51.8.12	街(1中)D	0.09	
		2・2・19	唐 子 台 西 公 園	0.14	S51.8.12	街(1低)D	0.14	
		2・2・20	鳥 生 公 園	0.17	S51.8.12	街(1中)D	0.17	

区域欄の「街」は市街化区域、「調」は市街化調整区域、「D」はDID(人口集中地区)を表す。

種類	種別	名称		面積 (約ha)	計画決定 変更 年月日	区域	開設面積 (約ha)	備考	
		番号	公園名						
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区	2・2・21	石 井 公 園	0.13	S51.8.12	街(1住)D	0.13	
		〃	2・2・22	浅 川 西 公 園	0.25	S51.8.12 S58.9.24	街(1中)D	0.25	
		〃	2・2・23	常 盤 公 園	0.21	S51.8.12	街(1中)D	0.21	
		〃	2・2・24	八 軒 屋 公 園	0.12	S52.10.22	街(準工)D	0.12	
		〃	2・2・25	浜 手 公 園	0.20	S52.10.22	街(準工)D	0.20	
		〃	2・2・26	馬 越 公 園	0.26	S54.3.2	街(1中)D	0.26	
		〃	2・2・27	波止浜中堀公園	0.20	S55.2.12	街(1中)	0.20	
		〃	2・2・28	乃 万 公 園	0.27	S55.9.12	街(準工)	0.27	
		〃	2・2・29	郷 本 町 公 園	0.26	S56.8.5	街(1中)D	0.26	
		〃	2・2・30	高 部 公 園	0.10	S56.8.5	街(1住)	0.10	
		〃	2・2・31	宮 下 公 園	0.21	S56.8.5	街(1住)D	0.21	
		〃	2・2・32	長 丁 公 園	0.25	S56.11.26	調	0.25	
		〃	2・2・33	河 南 公 園	0.10	S57.9.3	街(1住)D	0.10	
		〃	2・2・34	浜 桜 井 公 園	0.25	S59.12.19	調	0.25	
		〃	2・2・35	駅 西 公 園	0.21	H7.11.10	街(近商)D	0.21	
		〃	2・2・36	駅 南 公 園	0.19	H7.11.10	街(近商)D	0.19	
		〃	2・2・37	新都市2号公園	0.28	H16.11.25	街(工業)	0.28	
		〃	2・2・38	新都市3号公園	0.25	H16.11.25	街(1住)	0.25	
		〃	2・2・39	新都市4号公園	0.25	H16.11.25	街(1低)	0.25	
	小 計		39箇所	12.09	開設箇所数	38箇所	8.76		
	近 隣	3・2・1	森 見 公 園	0.7	S23.3.31 S33.11.10 S37.10.12 S51.9.13	街(商業)D	0.72		
		〃	3・2・2	辰 の 口 公 園	0.5	S23.3.31 S29.12.21 S37.10.12 S51.9.13	街(商業)D	0.47	
		〃	3・3・3	鳥 越 池 公 園	1.9	S51.9.3	街(1低)D	1.85	一部未開設あり
		〃	3・3・4	新都市1号公園	2.0	H16.11.25	街(1低)	—	
		〃	3・3・5	富田新港公園	1.8	H16.11.25	街(工専)	1.80	
		小 計		5箇所	6.9	開設箇所数	4箇所	4.84	
		地 区	4・4・1	東村海岸公園	4.5	S51.9.3 H16.11.25	調	3.0	
	〃		4・5・1	波 方 公 園	11.1	S55.2.5 S61.5.13	調	9.5	
	小 計		2箇所	15.6	開設箇所数	2箇所	12.5		

区域欄の「街」は市街化区域、「調」は市街化調整区域、「D」はDID(人口集中地区)を表す。

※面積について：街区公園については、少数点第2位まで表示。(少数点第3位を四捨五入)

その他(街区公園以外の都市公園)については、小数点第1位まで表示。(少数点第2位を四捨五入)

種類	種別	名称		面積 (約 ha)	計画決定 変更 年月日	区域	開設面積 (約 ha)	備考	
		番号	公園名						
基幹公園	都市基幹公園	総合	5・5・2	桜井総合公園	16.0	S51.9.3 H元.3.24 H17.2.18	調	12.3	
		〃	5・5・3	玉川総合公園	10.9	S59.9.14	調	10.7	
		〃	5・5・4	藤山健康文化公園	13.6	S63.4.22	調	13.6	
		〃	5・5・5	今治西部丘陵公園	34.9	H12.4.28	調	33.9	
		小計		4箇所	75.4	開設箇所数	4箇所	70.5	
	運動	6・4・1	大新田公園	7.6	S29.3.31 S37.10.12 S51.9.3	街(1住・2住)D	7.6		
	小計		1箇所	7.6	開設箇所数	1箇所	7.6		
特殊公園	風致	7・6・1	浦手山公園	30.9	S44.4.9 S51.9.3	調	—		
	〃	7・5・2	鹿ノ子池公園	18.2	S51.9.3 S60.8.2 H6.11.25	調	4.8		
	歴史	8・4・1	吹揚公園	7.3	S23.3.31 S29.12.21 S42.3.29 S51.9.3 S54.11.13	街(1住)D	7.3		
	植物	8・5・2	市制50年記念公園	10.2	S51.9.3 S56.12.11 H9.2.4	調	8.6		
	交通	8・3・3	今治交通公園	1.6	S56.12.11	街(1住)D	1.6		
	小計		5箇所	68.2	開設箇所数	4箇所	22.3		
合計			56箇所	185.79	開設箇所数	53箇所	126.55		

種別	名称		面積 (約 ha)	計画決定 変更 年月日	区域	開設面積 (約 ha)	備考
	番号	墓園名					
墓園	1	大谷墓園	26.3	S23.3.31 S47.6.27 H6.1.11 H12.12.12	調	12.8	
合計		1箇所	26.3	開設箇所数	1箇所	12.8	

種別	名称		面積 (約 ha)	計画決定 変更 年月日	区域	開設面積 (約 ha)	備考
	番号	緑地名					
都市緑地	1	蒼社川緑地	88.6	S23.3.31 H18.3.10	調一部D	1.7	
	2	鳥生海岸緑地	0.9	S54.8.8	街(1住)D	0.9	
	3	泉川緑地	0.03	S59.12.19	街(商業)D	0.03	
	4	頓田川緑地	40.6	H18.3.10	調一部D	—	
合計		4箇所	130.13	開設箇所数	3箇所	2.63	

種別	名称		面積 (約 ha)	計画決定 変更 年月日	区域	開設面積 (約 ha)	備考
	番号	広場名					
広場	1	中央広場	0.05	S57.2.22	街(近商)D	0.05	
合計		1箇所	0.05	開設箇所数	1箇所	0.05	

(菊間都市計画区域)

種類	種別	名称		面積 (約 ha)	計画決定 変更 年月日	区域	開設面積 (約 ha)	備考
		番号	公園名					
基幹公園 住幹区公園 基園	地区	4・4・1	瓦のふるさと公園	5.4	H8.6.14	白地	5.4	

区域欄の「街」は市街化区域、「調」は市街化調整区域、「D」はDID（人口集中地区）を表す。

※面積について：街区公園については、少数点第2位まで表示。(少数点第3位を四捨五入)

その他(街区公園以外の都市公園)については、少数点第1位まで表示。(少数点第2位を四捨五入)

■ 都市計画公園以外の都市公園

(今治広域都市計画区域)

種類	種別	公園名	面積 (約ha)	区域	備考	開設年月日	
基幹公園	住区 基幹公園	街区 小浦公園	0.06	街(1住)		S39.4.1	
		〃 高地公園	0.09	調		S39.4.1	
		〃 国分公園	0.23	調		S45.3.30	
		〃 美保海岸公園	0.05	調		S51.3.29	
		〃 唐子台西二丁目公園	0.08	街(1低)D		S51.7.14	
		〃 唐子台中央公園	0.17	街(近商)D		S53.12.10	
		〃 国際児童記念公園	0.20	街(1住)D		S55.3.20	
		〃 北浜海岸公園	0.17	街(工業)D		S57.4.1	
		〃 小島公園	0.17	調		S58.3.31	
		〃 天保山公園	0.25	街(準工)D		S58.3.31	
		〃 虎ヶ鼻海岸公園	0.85	調		S60.4.1	
		〃 高地町公園	0.14	調		S63.3.31	
		〃 大浜公園	0.28	調		S63.3.31	
		〃 喜田東公園	0.23	調		S63.3.31	
		〃 町谷公園	0.28	調		H元.3.31	
		〃 湯ノ浦公園	0.14	調		H3.12.26	
		〃 国分一丁目公園	0.18	街(1低)		H9.6.23	
		〃 中寺弁天泉公園	0.29	調		H17.1.11	
		〃 新都市4号公園	0.03	街(1低)	都市計画公園区域以外の部分	H19.9.26	
	小計	(19箇所) 18箇所	3.89				
	近隣	延喜公園	1.29	調		S56.3.31	
	〃	星の浦海浜公園	1.27	街(1住)		H7.7.1	
	小計	2箇所	2.56				
	地区	朝倉緑のふるさと公園	5.18	調		H4.12.19	
	小計	1箇所	5.18				
	都市基幹公園	総合	桜井総合公園	3.50	調	都市計画公園区域以外の部分	S55.8.25
		〃	玉川総合公園	0.95	外	都市計画公園区域以外の部分	H20.4.1
		小計	(2箇所)	4.45			
特殊公園	歴史	阿方貝塚史跡公園	0.64	調		H12.4.1	
	歴史	吹揚公園	0.10	街(1住)D	都市計画公園区域以外の部分	H17.4.1	
	小計	(2箇所) 1箇所	0.64				
都市緑地	都市緑地	鳥生海岸緑地	0.39	街(工業)D	都市計画公園区域以外の部分	S60.4.1	
		山路公開緑地	0.23	街(1低)		S59.3.31	
		唐子山公開緑地	3.38	調、一部街(2住)		S59.3.31	
		桜井梅林公園	0.77	調		S60.4.1	
		古国分公開緑地	0.29	街(2住)		S61.4.1	
		山方公開緑地	0.18	街(1低)		H元.3.31	
	志島ヶ原海岸公園	0.33	調		H8.3.31		
小計	(7箇所) 6箇所	5.57					
合計		(33箇所) 28箇所	22.29				

(菊間都市計画区域)

種類	種別	公園名	面積 (約 ha)	区域	備考	開設年月日	
基幹公園	住区基幹公園	地区	亀岡地区公園 (防災緑地)	2.11	白地		S61.4.1
		〃	緑の広場 (運動公園)	5.05	〃		H元.4.1
		〃	池原小ヶ丸広場公園	1.84	〃		H7.4.1
合計		3箇所	9.00				

注) 令和2年3月31日現在

区域欄の「街」は市街化区域、「調」は市街化調整区域、「外」は都市計画区域外、「D」はDID(人口集中地区)を表す。

■ 公共下水道・計画決定の変遷

処理区	告示番号	決定(変更) 年月日	名称	面積(ha)	備考
今治	建設省告示第161号	昭和33年2月6日	今治都市計画下水道(決定)	266.005	新町、片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町、室屋町及び別宮、日吉、蔵敷の一部
	建設省告示第359号	昭和35年3月8日	〃(変更)	〃	幹線管渠の変更
	建設省告示第2,969号	昭和36年12月26日	〃	238.602	蔵敷の一部削除
	建設省告示第132号	昭和38年2月1日	〃	273.465	榎町～東門町等一部追加
	建設省告示第3,071号	昭和39年10月29日	〃	〃	都市下水路を同下水道に含める
	建設省告示第362号	昭和40年3月3日	〃	〃	軽微な変更
	建設省告示第1,503号	昭和41年5月16日	〃	〃	〃
	今治市告示第27号	昭和47年2月15日	今治公共下水道(変更)	661	中央第1区、第2区、鯉池、立花の一部追加 処理場の位置決定
	今治市告示第120号	昭和49年5月17日	今治広域都市計画下水道 今治公共下水道(変更)	〃	日本丸ポンプ場の変更
	今治市告示第178号	昭和53年7月9日	〃	〃	立花ポンプ場の変更
	今治市告示第69号	昭和56年3月19日	〃	1,100	近見、乃万、日高、鳥生、立花、八町の一部追加
	今治市告示第33号	昭和59年2月6日	〃	〃	雨水幹線の追加等
	今治市告示第327号	昭和61年10月20日	〃	〃	乃万汚水幹線の管渠変更
	今治市告示第187号	平成2年8月29日	今治広域都市計画下水道 今治公共下水道(変更)	1,318	近見、乃万、日高、鳥生、立花の一部追加
今治市告示第101号	平成13年5月21日	今治広域都市計画下水道 今治公共下水道(変更)	1,656	富田地区、新都市地区の市街化区域の追加	
今治市告示第18号	平成30年1月16日	今治広域都市計画下水道 今治公共下水道(変更)	1,862	唐子台、東村南、桜井地区の市街化区域の追加	
北部	愛媛県告示第1,194号	昭和61年10月24日	今治広域都市計画下水道 今治市・波方町公共下水道(決定)	217 今治市 154 波方町 63	今治市波止浜、杣田、高部、小浦の一部、波方町樋口、波方町の一部
	愛媛県告示第502号	平成5年3月30日	今治広域都市計画下水道 今治市・波方町公共下水道(変更)	256 今治市 154 波方町 102	波方町の一部追加
	今治市告示第373号	平成23年11月25日	今治広域都市計画下水道 北部公共下水道(変更)	256	名称変更
大西	大西町告示第11号	平成14年3月12日	今治広域都市計画下水道 大西町公共下水道(決定)	約 151	大西町公共下水道の決定(内終末処理場1.73ha)
	大西町告示第20号	平成16年6月4日	今治広域都市計画下水道 大西町公共下水道(変更)	〃	九王雨水ポンプ場、新町雨水ポンプ場の追加
	今治市告示第373号	平成23年11月25日	今治広域都市計画下水道 大西公共下水道(変更)	〃	名称変更

【都市計画下水道の現況】

(今治広域都市計画区域)

管 渠	4,640m	第1圧送汚水幹線、処理場吐口、北部1号汚水幹線、処理場吐口、放流管及び吐口
ポンプ場	10箇所	天保山第一、北浜、立花、近見、天保山第二、鳥生、桜井、高部下、波止浜第一、北郷
処 理 場	3箇所	今治下水浄化センター、北部終末処理場、大西水処理センター

令和2年3月31日現在

■ ポンプ場

処理区	ポンプ場名		所在地	敷地面積 (㎡)	計画排水面積 (ha)	能力 (1分間最大量) ㎡					運転開始年月日
						計画	現在	計画施設	現有施設	放流先	
今治	天保山第一	雨水	今治市天保山町2丁目	約5,100	126.57	838.0	612.0	Φ 500mm 2台 Φ 550mm 1台 Φ 600mm 2台 Φ 900mm 2台 Φ 1200mm 3台	Φ 550mm 1台 Φ 600mm 2台 Φ 900mm 2台 Φ 1200mm 2台	有津屋川(燧灘)	S35年7月
		汚水(中継)			132.60	27.0	27.0	Φ 350mm 3台(内1台予備)	Φ 350mm 3台(内1台予備)	下水浄化センター	S51年5月
	北浜	雨水	今治市北浜町	約7,400	167.25	951.5	798.6	Φ 900mm 3台 Φ 1200mm 4台	Φ 900mm 3台 Φ 1200mm 3台	浅川(燧灘)	S53年5月
		汚水(中継)			515.60	64.0	64.0	Φ 350mm 5台(内1台予備)	Φ 350mm 5台(内1台予備)	天保山第1中継ポンプ場(流入)	
	立花	汚水(中継)	今治市東鳥生町5丁目	約2,300	1146.90	20.8	18.2	Φ 200mm 2台 Φ 250mm 1台 Φ 300mm 2台(内1台予備)	Φ 200mm 2台 Φ 300mm 2台(内1台予備)	下水浄化センター	S56年12月
	近見	雨水	今治市大新田町3丁目	約6,300	152.30	786.1	593.1	Φ 800mm 1台 Φ 1100mm 2台 Φ 1200mm 2台	Φ 800mm 1台 Φ 1100mm 2台 Φ 1200mm 1台	今治港	S60年7月
		汚水(中継)			287.60	5.6	5.6	Φ 150mm 3台(内1台予備)	Φ 150mm 3台(内1台予備)	北浜中継ポンプ場(流入)	H元年3月
	天保山二	汚水(中継)	今治市天保山町5丁目	約1,100	802.10	13.2	9.9	Φ 200mm 2台 Φ 250mm 2台(内1台予備)	Φ 200mm 1台 Φ 250mm 2台(内1台予備)	下水浄化センター	H元年3月
	鳥生	雨水	今治市東鳥生町4丁目	約3,100	205.50	851.0	851.0	Φ 800mm 1台 Φ 1200mm 3台	Φ 800mm 1台 Φ 1200mm 3台	今治港	H22年4月
		汚水(中継)			462.00	8.7	4.4	Φ 150mm 2台 Φ 200mm 2台(内1台予備)	Φ 150mm 2台 Φ 200mm 1台(予備)	立花中継ポンプ場(流入)	H17年5月
	東部	汚水(中継)	今治市東村4丁目	約1,100	205.70	4.2	—	Φ 100mm 4台(内1台予備)	—	鳥生中継ポンプ場(流入)	未
	桜井	雨水	今治市桜井1丁目	約3,900	60.00	420.0	150.0	Φ 500mm 2台 Φ 900mm 3台	Φ 500mm 1台 Φ 900mm 1台	燧灘	S57年3月
北部	高部下	今治市波止浜字高部下	約1,600	52.65	280.0	169.0	Φ 700mm 1台 Φ 900mm 1台 Φ 1000mm 1台	Φ 700mm 1台 Φ 900mm 1台	波止浜港	S53年4月	
	波第止浜一	今治市地堀2丁目	(河川占用)	6.26	35.0	35.0	Φ 500mm 1台	Φ 500mm 1台	地堀川	H元年3月	
	波第止浜二	今治市波止浜字高部下	約610	5.48	30.0	—	Φ 350mm 2台	—	樋口川	未	
	北郷	雨水	今治市中堀3丁目	約1,800	10.40	350.0	224.0	Φ 600mm 2台 Φ 1000mm 2台	Φ 600mm 2台 Φ 1000mm 1台	中堀川	H6年3月
	杣田	雨水	今治市高部字名切	約270	67.27	183.0	—	Φ 700mm 3台	—	樋口川	未
	大浦	雨水	今治市波止浜4丁目	約80	0.87	180.0	—	Φ 800mm 2台	—	波止浜港	未
大西	九王	雨水	今治市大西町九王地先	約630	292.55	264.0	—	Φ 1000mm 2台	—	斎灘	未
	新町	雨水	今治市大西町新町地内	約570	32.83	86.2	—	Φ 600mm 2台	—	斎灘	未

令和2年3月31日現在

■ 今治下水浄化センターの概要

所在地 今治市天保山町四丁目6-2

処理場名	運転開始	処理区域	処理面積 (ha)		処理人口 (人)		処理能力		処理方式	放流先	敷地面積 (㎡)
			現在	認可	現在	認可	晴天時1日最大処理量 (m³)				
							現在	認可			
今治下水浄化センター	昭和51年5月1日	今治	1,834.7	2,596.9	77,891	83,020	54,750	54,750	(下水) 標準活性汚泥法 (汚泥) 嫌気性消化法 遠心脱水	有津屋川	33,000

令和2年5月1日現在

■ 北部終末処理場の概要

所在地 今治市内堀一丁目185-15

処理場名	運転開始	処理区域	処理面積 (ha)		処理人口 (人)		処理能力		処理方式	放流先	敷地面積 (㎡)
			現在	認可	現在	認可	晴天時1日最大処理量 (m³)				
							現在	認可			
北部終末処理場	平成3年3月24日	北部	398.8	499.4	13,353	13,060	8,500	6,250	(下水) 標準活性汚泥法 ステップ流入式 2段硝化脱窒法 (汚泥) 遠心脱水	波止浜港	16,200

令和2年5月1日現在

■ 大西水処理センターの概要

所在地 今治市大西町大井浜202-1及び脇甲1838-1

処理場名	運転開始	処理区域	処理面積 (ha)		処理人口 (人)		処理能力		処理方式	放流先	敷地面積 (㎡)
			現在	認可	現在	認可	晴天時1日最大処理量 (m³)				
							現在	認可			
大西水処理センター	平成19年5月1日	大西	99.0	203.8	3,720	6,140	1,500	3,000	(下水) オキシデーション ディッチ方式 (汚泥) 多重板型スク リュープレス	斎灘	17,300

令和2年5月1日現在

■ 公共下水道の整備状況

(今治処理区)

年次	昭和51～ 平成16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
処理面積 (ha)	1,354.4	43.5	25.7	32.3	44.6	20.7	73.5	30.7	18.0	23.4	15.8	38.3	33.9	36.9	32.4
処理戸数 (戸)	28,722	290 (172)	271 (346)	203 (178)	439 (574)	226 (71)	452 (1,019)	333 (151)	286 (292)	171 (65)	194 (132)	192 (181)	657 (421)	164 (▲201)	193 (306)
処理人口 (人)	66,586	730 (88)	644 (436)	517 (▲144)	1,092 (795)	539 (▲382)	1,091 (1,992)	788 (▲150)	707 (▲125)	405 (▲421)	474 (▲315)	452 (▲274)	1,484 (239)	382 (▲1,012)	492 (▲79)
年次	令和元	2	計												
処理面積 (ha)	4.1	6.5	1,834.7												
処理戸数 (戸)	26 (254)	69 (338)	37,187												
処理人口 (人)	76 (▲225)	153 (▲200)	76,835												

(北部処理区)

年次	平成 2～16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
処理面積 (ha)	313.5	13.5	14.7	16.5	7.6	8.4	3.1	5.7	2.7	2.9	1.5	1.0	0.7	2.4	1.3
処理戸数 (戸)	4,786	202 (167)	90 (▲70)	205 (▲102)	139 (54)	129 (188)	34 (38)	73 (▲40)	16 (19)	53 (▲19)	16 (3)	0 (54)	2 (19)	12 (▲131)	1 (▲10)
処理人口 (人)	12,590	515 (246)	220 (▲191)	497 (▲290)	398 (▲31)	301 (226)	80 (▲44)	157 (▲263)	40 (▲94)	70 (▲200)	26 (▲193)	0 (▲88)	3 (▲193)	28 (▲410)	2 (▲168)
年次	令和元	2	計												
処理面積 (ha)	2.3	1.0	398.8												
処理戸数 (戸)	22 (357)	0 (▲9)	6,298												
処理人口 (人)	45 (514)	0 (▲204)	13,589												

(大西処理区)

年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	計
処理面積 (ha)	49.0	10.1	6.0	6.1	2.8	3.5	2.3	0.2	5.4	4.9	1.5	2.3	2.6	2.3	99.0
処理戸数 (戸)	620	199 (26)	86 (73)	122 (2)	48 (▲2)	45 (▲26)	25 (▲19)	3 (▲3)	53 (13)	60 (19)	3 (▲4)	37 (16)	22 (9)	30 (▲20)	1,437
処理人口 (人)	1,697	317 (19)	215 (126)	326 (▲36)	122 (▲12)	106 (▲71)	65 (▲43)	7 (▲23)	131 (13)	162 (13)	4 (▲70)	74 (▲2)	56 (▲34)	69 (▲55)	3,176

注) () の数値は、調査時点における前年度までの処理区域内の戸数・人口の増減を表したものです。

令和2年5月1日現在

■ 都市下水路

～都市下水路の変遷～

(今治広域都市計画区域)

告示番号	決定(変更)年月日	名称	面積 (ha)	備考
建設省告示 第2,406号	昭和34年12月11日	蔵敷特別都市下水路(決定)	30.1	蒼社川左岸(旭町五丁目～東門町付近)の雨水排水、天保山ポンプ場の計画
建設省告示 第132号	昭和38年2月1日	〃 (廃止)	—	
建設省告示 第2,968号	昭和36年12月26日	青木都市下水路(決定)	約148	日高、常盤町、中日吉町、北日吉町の各一部 2.15m～2.90m(延長2,617m)
建設省告示 第600号	昭和39年3月18日	〃 (変更)	〃	上記の軽微な変更
建設省告示 第3,071号	昭和39年10月29日	〃 (転用)	—	「今治都市計画下水道」に改める
今治市告示 第27号	昭和47年2月15日	高部都市下水路(決定)	58	高部下、長谷、馴合、碁石山、家ノ下、本郷 1.1m～2.6m(延長1,000m) ポンプ施設(現有)Φ900 1台
愛媛県告示 第1,194号	昭和61年10月24日	〃 (転用)	—	「今治市・波方町公共下水道」に転用
今治市告示 第16号	昭和53年1月18日	桜井都市下水路(決定)	91	古国分、桜井の各一部 0.7m～2.5m(延長4,200m) ポンプ施設(現有)Φ900 1台、Φ500 1台
今治市告示 第52号	昭和57年2月22日	〃 (変更)	91	水路位置の変更、小水路の削除 0.7m～2.5m(延長1,730m)
今治市告示 第18号	平成30年1月16日	〃 (廃止)	—	

(菊間都市計画区域)

告示番号	決定(変更)年月日	名称	面積 (ha)	備考
建設省告示 第1,100号	昭和28年3月31日	西町下水路(決定)	7.1	菊間町浜(西町)の一部 0.7m～0.93m(延長470m)
建設省告示 第1,100号	昭和28年3月31日	新町下水路(決定)	18.8	菊間町浜(新町)の一部 0.3m～1.5m(延長595m)

■ その他の施設

【汚物処理場】

(今治広域都市計画区域)

告示年月日	名 称		位 置	面積 (ha)	摘要 (kl / 日)
	番号	汚物処理場名			
今治市告示第22号 昭和53年1月23日	1	今治地区衛生センター	今治市天保山町一丁目	約0.9	90

(菊間都市計画区域)

告示年月日	名 称		位 置	面積 (ha)	摘要 (kl / 日)
	番号	汚物処理場名			
菊間町告示第8号 昭和51年3月30日	1	菊間町衛生センター	菊間町大字浜字石坂及び 大影の地内	約1.4	15
菊間町告示第36号 平成12年7月5日			菊間町浜	約1.96	

【ごみ焼却場】

(今治広域都市計画区域)

告示年月日	名 称		位 置	面積 (ha)	摘要 (kl / 日)
	番号	ごみ焼却場名			
今治市告示第202号 昭和47年9月19日	1	今 治 ご み 焼 却 場	今治市高市字青木 ◇ 町谷字山田寺山 ◇ 町谷字山田 ◇ 町谷字寺山	約1.7	112.5
今治市告示第74号 平成26年3月4日	2	今 治 市 ク リ ー ン セ ン タ ー	今治市町谷、新谷	約3.8	可燃ごみ174

【病 院】

(今治広域都市計画区域)

告示年月日	名 称		位 置	面積 (ha)
	番号	病院名		
今治市告示第70号 昭和56年3月20日	1	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目	約1.7
今治市告示第304号 平成16年11月25日				約2.01

【市 場】

(今治広域都市計画区域)

告示年月日	名 称		位 置	面積 (ha)
	番号	市場名		
今治市告示第201号 昭和47年9月19日	1	今治市公設地方卸売市場	今治市天保山町二丁目地先	2.1

【火葬場】

(今治広域都市計画区域)

告示年月日	名 称		位 置	面積 (ha)
	番号	火葬場名		
今治市告示第217号 平成12年12月12日	1	今 治 地 区 火 葬 場	今治市山方町一丁目	約16,900

市街地開発事業

■ 土地区画整理事業

(今治広域都市計画区域)

「今治市復興都市計画土地区画整理」の変遷

決定(変更)年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和21年7月6日	戦災復興院告示第52号	約363	当初決定
昭和29年12月21日	建設省告示第1,638号	約240	区域縮小変更
昭和42年3月29日	建設省告示第915号	約238	最終変更

「今治駅西地区土地区画整理事業」の計画決定

決定(変更)年月日	告示番号	面積(ha)	備考
昭和61年10月17日	今治市告示第323号	約14.9	当初決定

「今治新都市第1地区土地区画整理事業」の計画決定

決定(変更)年月日	告示番号	面積(ha)	備考
平成12年4月28日	愛媛県告示第787号	約88.6	当初決定

※環境影響評価の実施状況

- 準備書公告・縦覧：平成11年5月28日～6月11日(愛媛県告示第731号)
- 評価書公告・縦覧：平成12年4月28日～5月27日(愛媛県告示第795号)

「今治新都市第2地区土地区画整理事業」の計画決定

決定(変更)年月日	告示番号	面積(ha)	備考
平成12年11月1日	今治市告示第190号	約48.9	当初決定

※環境影響評価の実施状況

- 準備書公告・縦覧：平成11年5月28日～6月11日(今治市告示第98号)
- 評価書公告・縦覧：平成12年11月1日～11月30日(今治市告示第191号)

発行	今治市
編集	今治市 都市建設部 都市政策課
発行年月日	令和3年3月

